

第百十二回 参議院通信委員会會議録第二号

昭和六十三年三月二十二日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

一月十八日
原田 立君 補欠選任
田代富士男君

一月二十五日
委員田代富士男君は議員を辞職した。

出席者は左のとおり。

委員長 上野 雄文君
理事 添田増太郎君
富田 輝君
守住 有信君
大森 昭君

委員 岡野 裕君
長田 裕二君
志村 愛子君
成相 善十君
西村 尚治君
山内 一郎君
及川 一夫君
大木 正吾君
鶴岡 洋君
山中 郁子君
橋本孝一郎君
青島 幸男君
平野 清君

国務大臣 郵政大臣 中山 正暉君
政府委員 郵政政務次官 白川 勝彦君

説明員

公正取引委員会
事務局側
常任委員会専門員
大野 敏行君

通商産業省機械
情報産業局電子
政策課長
新 欣樹君
郵政大臣官房首
席監察官
加宮 由登君
会計検査院事務
総局第五局郵政
検査課長
東島 重義君
参考人
国際電信電話株
式会社常務取締役
大山 昇君
日本電信電話株
式会社代表取締役
副社長
児島 仁君

郵政大臣官房長
森本 哲夫君
郵政大臣官房人
事部長
白井 太君
郵政大臣官房経
理部長
山口 武雄君
郵政省郵務局長
田代 功君
郵政省貯金局長
中村 泰三君
郵政省簡易保険
局長
相良 兼助君
郵政省通信政策
局長
塩谷 稔君
郵政省電気通信
局長
奥山 雄材君
郵政省放送行政
局長
成川 富彦君
労働省労政局長
白井晋太郎君

日本電信電話株
式会社常務取締
役高度通信サ
ビス事業本部長
鴨 光一郎君

日本電信電話株
式会社常務取締
役電話事業サ
ポート本部長
高橋 節治君

日本電信電話株
式会社常務取締
役経営企画本
部長
草加 英資君

日本電信電話株
式会社取締役
ネットワーク事
業本部長
宮津純一郎君

日本電信電話株
式会社理事・労
働部長
朝原 雅邦君

日本電信電話株
式会社経理部次
長
加島 修君

日本電信電話株
式会社電話事業
推進部長
西脇 達也君

日本電信電話株
式会社電話事業
推進部長
村田 忠明君

本日の會議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に
関する調査
(派遣委員の報告)
(郵政行政の基本施策に関する件)
(郵便局の土曜閉庁の在り方に関する件)
(国際電気通信事業料金の値下げ問題に関する
件)
(NTT職員の争議行為規制規定の見直しに関

する件)
(小口預貯金金利の自由化への対応に関する件)
(電気通信事業法の見直しに関する件)
(郵政事業における内部監察に関する件)
(郵政事業の活性化計画に関する件)
(電気通信事業におけるプライバシー保護対策
に関する件)

○委員長(上野雄文君) ただいまから通信委員会
を開会いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についてお
諮りいたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に
関する調査のため、本日の委員会に国際電信電話
株式会社が常務取締役大山昇君、日本電信電話株式
会社常務取締役経営企画本部長草加英資君、同じ
く理事、労働部長朝原雅邦君を参考人として出席
を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と申す者あり

○委員長(上野雄文君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(上野雄文君) 郵政事業及び電気通信事
業の運営並びに電波に関する調査を議題といたし
ます。

まず、派遣委員の報告を聴取いたします。大森
昭君。

○大森昭君 私は上野委員長、添田、守住両理事、
鶴岡、橋本両委員とともに、去る一月十九日から
二十日の二日間福島県を訪問し、東北地方におけ
る通信関係業務の実情調査を行いました。

以下調査の概要を報告いたします。

当管内は、広大な土地と豊かな労働力を有し、
社会経済的な発展可能性の極めて高い地域と言わ
れます。近年、高速度交通網が整備され、住民の定

住化、工業発展等明るい兆候が顕著になっております。しかしながら、東北地方は南北の地域格差が大きく、北東北の産業基盤整備が今後の課題とされております。このように社会経済的にはまだ発展に努力をする東北においては、郵政事業、電気通信、放送事業とも厳しい経営環境に置かれていと言えます。

まず郵政事業について申し上げます。

物流面では、全国的な傾向と同様に民間宅配事業の進出が著しく、金融、保険業の面でも当管内の特徴として農協のシェアが大きいことが特色であります。こうした厳しい環境の中で、東北郵政局が昨年開催された「未来の東北博覧会」に単独パビリオンとして参加するなど、地域に密着した郵政サービスの展開に努めており、郵政事業の活力を育てる積極的な営業姿勢がうかがわれます。特に郵便事業については「さくらんぼ小包」に見られるような小包市場の開拓、また、東北郵政局独自の郵便商品の開発など、全国に先駆けた事業展開を図っております。

次に電気通信事業について申し上げます。

電気通信事業は地域の産業、生活に不可欠なものであり、第一種電気通信事業、一般第二種電気通信事業とも新規参入の動きが見られます。しかし、電話の普及率は全国でも低い水準であり、今後東北の地域特性を生かした中長期的な経営基盤の確立が必要であります。

なお、当管内は、地域特性に応じたニューメディアの導入に熱心であります。六十一年には東北ニューメディア懇談会を設立し、産・学・官による協力体制を整備し、高度情報社会の基盤整備を進めております。さらに、四全総のナショナルプロジェクトの一つである、未来型地域づくり構想の東北インテリジェントコスモス構想が実施されることとなり、郵政省も情報化基盤整備施策の推進などにより、これを積極的に支援していくこととしております。

電波利用については、東北の産業構造に即し、土木、漁業関係の利用が多い反面、公衆通信等の

利用が少ないのが特徴であります。

最後に放送事業について申し上げます。

当管内ではNHKと民放二十一社が放送を実施しております。NHKにおいては、受信料収納の口座利用率が低く、その利用促進が今後の営業の課題となっております。民放各社の経営環境はいずれも厳しいものがありますが、各社の企業努力により、事業開始間もないFMS局等を除いて利益を計上し得る状況にあります。

また、中継局の設置、衛星放送の実施により辺地難視は解消の方向に向かいつつありますが、都市型の受信障害は増加傾向にあり、有線テレビによる解消が進められております。

以上で派遣の口頭報告を終わります。

なお、委員長の手元に詳細な調査報告書を提出しておりますので、本日の会議録に掲載していただくよう委員長において取り計らいをお願い申し上げます。

○委員長(上野雄文君) これをもって派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、ただいま大森君から要請のありました報告書につきましては、本日の会議録の末尾に掲載することになったと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(上野雄文君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいいたします。

○委員長(上野雄文君) 次に、郵政行政の基本施策について所信を聴取いたします。中山郵政大臣、國務大臣(中山正曜君) おはようございます。大変御苦労まででございます。

第百十二回の通常国会の通信委員会における郵政大臣の所信表明を朗読いたしました。中山郵政大臣、通信委員会の皆様には、平素から郵政行政の適切な運営につきまして格別の御指導をいただき、厚く御礼を申し上げます。

この機会に、所管業務の当面する諸問題等につ

いて所信の一端を申し上げ、皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、郵便事業について申し上げます。

今日、郵便は、年間約百八十一億通の利用があり、国民の基本的な通信手段として、将来にわたって重要な役割を果たしていくものと考えております。

現在、業務運行は、おおむね順調に推移しており、今年度末年初においても、元旦に約二十五億通もの年賀郵便物を配達するなど、円滑に運行することができました。

また、最近における郵便小包は、サービス改善や職員一丸となつての営業努力の結果、昨年末現在で、前年に比べ二〇％にも及ぶ伸びを示しております。

さらに、昨年の通常国会では、郵便法及びお年玉等付郵便書及び寄附金付郵便書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律を成立させていただき、これにより広告郵便物の料金を最高三〇％まで引き下げるなど各郵便サービスの改善を行い、大変好評を得たところであります。

今後とも利用者のニーズに即応した付加価値の高い郵便サービスを提供していくとともに、事業の効率化を推進し、国民の皆様の期待にこたえるよう努力してまいります。

このため、第一種及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度を整備すること、切手類等の給付を受けることができるカードを販売できるようにすることなどを内容とする郵便法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、為替貯金事業について申し上げます。

為替貯金事業は、国営事業として百十余年におたり、貯蓄、送金決済等の国民生活に密着したサービスを提供し、広く国民の皆様に利用されてまいりました。その結果、郵便貯金資金は百十七兆円に達し、社会資本の充実や国民の福祉の増進に大きく貢献しております。

長年親しまれてきた郵便貯金利子非課税制度が本年四月から改定されることになりましたが、昨年の通常国会で成立させていただきました郵便貯金法の一部を改正する法律等により、郵便貯金の自主運用が昨年六月から開始され、着実な運用を行っているところであります。また本年四月からは、郵便貯金の預入限度額の引き上げ、郵便局での国債の販売が実施されることになりました。

今後は、これらの制度改善を積極的に活用するとともに、国民のニーズに的確に対応した多様な金融商品の開発に努め、郵便貯金に寄せられる国民の皆様の期待にこたえてまいりたいと考えております。

特に、小口預貯金金利の自由化はまさしく間近に迫っており、預金者の利益を守り社会的公正の確保等を図る観点から、まず、小口預貯金金利の完全自由化への過渡期の商品として、市場金利連動型郵便貯金を早急に導入できるよう鋭意努力してまいり所存であります。

また、来年度におきましては、住宅積立郵便貯金及び進学積立郵便貯金の改善を図りたいと考えております。

さらに、業務の総合機械化の進展等に対応して、郵便為替及び郵便振替の利用者に対するサービスを改善すること等を内容とする郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、簡易保険・郵便年金事業について申し上げます。

簡易保険・郵便年金事業は、創業以来、簡易に利用できる生命保険・個人年金を全国の郵便局を通じて、あまねく普及することに努めてまいりました。その結果、簡易保険の契約件数は六千万件を超え、保険金額は百兆円を突破するなど国民の皆様に広く利用されております。郵便年金の保有契約も順調に増加しております。このように簡易保険・郵便年金事業は、国民の皆様の経済生活の安定と福祉の増進に大きく寄与しております。

また、その資金は三十五兆円に達し、その多くが学校、道路、住宅の建設などに活用され、社会資本の充実等に大きな役割を果たしております。

現在、我が国は、人口の高齢化が急速に進んでおり、老後の経済生活の安定を図る自助努力の手段として、非営利で全国あまねくサービスを提供している簡易保険・郵便年金の役割は、ますます大きくなってきております。

事業に寄せる国民の期待と事業としての使命を深く認識し、その一層の普及を図るとともに、時宜にかなった新商品の開発と加入者サービスの向上に努め、豊かで活力ある長寿社会建設の一翼を担ってまいりたいと考えております。そのため、施策の一端として、今国会に、加入者の皆様から強い要望のある郵便年金制度の改善を実現するための郵便年金法の一部を改正する法律案を提出いたしましたので、これまたよろしくお願いを申し上げます。

ところで、郵政事業は、三十万人余りの職員に支えられており、人力に依存する度合いが極めて高い事業でありますので、その円滑な運営を図るため、人材育成や能力開発を推進し、明るく活力に満ちた職場をつくるとともに、信頼感に裏打ちされた正しい安定した労使関係を確立、維持していくために、さらに努力を払ってまいれる所存であります。

さらに、郵政犯罪の防止については、従来から省を挙げて努力してまいりましたが、郵政事業に寄せる国民の期待と信頼にこたえるため、今後とも防犯意識の高揚と防犯体制の一層の充実を努めてまいれる所存であります。

次に、電気通信行政について申し上げます。

電気通信に対する需要の一段の高制度化、多様化に対応し、ニューメディアや先端技術の開発、振興を初め、電気通信の一層の高制度化を推進するための諸施策を適切かつ着実に進めていくことが肝要と考えます。四全総の中でも、多極分散型の国土形成を図り、均衡ある国土の発展を促進する上で、高度な情報通信体系や地域における情報通信

基盤の整備の必要性が指摘されているところであります。このため、郵政省で現在取り組んでいるテレトピア計画や、いわゆる民活法に基づく施設整備事業等の地域情報化施策をより一層積極的に推進する必要があると考えており、きめ細かく、かつ適切な支援を行ってまいれる所存であります。その具体策として、テレトピア計画につきましては、来年度から指定地域内事業として、無利子融資対象事業に、地域共同利用無線ネットワーク整備事業及び地域ISDN整備事業を追加したいと考えております。

また、民活法施設につきましては、これまでのテレコムリサーチパーク、テレコムプラザ及びテレレポートに加え、マルチメディアタワー及び特定電気通信基盤施設を民活法の特定施設に追加したいと考えており、これを内容とする民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を関係省庁と共同して今国会に提出いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、電気通信技術開発についてであります。電気通信分野は技術先進性が極めて高く、技術開発の推進、とりわけ長期的には基礎的分野の研究の強化を図ることが重要であると考えます。このため、来年度から新たに、新通信メディアの開拓や通信への知的処理の適用等を対象に、基礎的・先端的なフロンティア研究開発を強力に推進したいと考えております。また、基盤技術研究促進センターの活用によって、民間における基礎的・先端的な研究開発の促進を図ってまいれる所存であります。

次に、宇宙通信については、通信衛星二号に続く第二世代の実用通信衛星として、通信衛星三号aを過日打ち上げたところでありますが、同三号bを本年夏に打ち上げる予定であり、その諸準備に万全を期してまいれる所存であります。

また、放送衛星三号を昭和六十五年と昭和六十六年度に一つずつ打ち上げることとし、所要の準備を進めるほか、ハイビジョン衛星放送の早期

普及を図るため、産業投資特別会計からの出資を得て、通信・放送衛星機構が放送衛星三号の一部を所有し、ハイビジョン衛星放送を行う放送事業者に利用させる事業を進めてまいりたいと考えており、この実現措置として通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

(委員長退席、理事大森昭君着席)

さらに、放送衛星三号に続く次世代放送衛星に必要な高度衛星放送技術の確立と、通信及び測位を一体的に行う移動体衛星通信に必要な技術の確立を目指す放送及び通信の複合型衛星の研究等を行ってまいりたいと考えております。

ところで、我が国が今日の繁栄を確保し、相互に依存している国際社会に適切に対応していくためには諸外国との相互理解を深め、協力、協調関係を構築していくことが重要であります。このため、電気通信分野においても、米、英、日、欧諸国等先進各国との二国間定期政策協議を初め、国際電気通信連合等各種国際会議への積極的な参加を通じて、標準化など国際協調を図るとともに、国際社会への貢献を果たしてまいれる所存であります。

また、先進諸国においては急速な高度情報化が進展している一方で、多くの開発途上国では基本的な電気通信サービスすら十分に受けられないという状況にあることから、世界のトップレベルの電気通信技術を持つ我が国としては、その技術を生かして、開発途上国の電気通信の整備に積極的

に協力してまいれる所存であります。次に、電気通信事業についてであります。第一種及び第二種電気通信事業の各分野において活発な新規参入が行われるとともに、電気通信端末機器市場もいよいよ活況を呈するなど、電気通信制度改革の実が徐々に上がり始めたと考えているところであります。

しかしながら、新規参入事業者のサービス提供は、いまだ部分的であり、早期に実質的な意味での競争状態が創出され、改革の成果がさらに広く利用者に還元されるよう、十分な配慮が必要である

と考えます。引き続き新規参入事業者の支援、ネットワーク化の円滑な推進、電気通信システムの安全性、信頼性の確保等々活力ある電気通信市場の形成のための環境整備を図りつつ、適切な法の運用に当たってまいれる所存であります。

電気通信事業法の施行状況の検討問題につきましては、関係各位の御意見、御要望等を聴取しつつ、電気通信審議会に諮問してまいれる所存であります。また、去る三月十八日、同審議会から、現時点において法改正は必要ないが、今後の市場実態、内外の社会経済動向等を踏まえ、利用者の利便の向上、電気通信産業全体の発展に資するため、デジタル化の促進などの適切な措置を講ずる必要がある旨の答申を得たところであります。今後、答申において指摘されている、社会資本である電気通信の一層の発展のための諸課題に鋭意取り組んでまいれる所存であります。

また、電波利用に対する急激な需要の増大に適切に対応するため、地域における電波利用基盤の整備、簡易陸上移動無線電話、テレターミナルシステム等の新システムの開発、実用化、周波数資源の開発等を推進するなど、電波の有効利用策を講じてまいれる所存であり、電波利用秩序の維持に努め、さらに、新しい問題である不要電波問題につきましても鋭意検討を進めてまいれる所存であります。

次に、放送行政について申し上げます。放送は、即時に、広範囲に、かつ経済的に情報伝達ができる代表的なマスメディアとして、国民の日常生活に不可欠な役割を果たし、大きな影響力を有するものであります。今後、進展する高度情報社会においても、放送は情報伝達の基幹的役割を果たしていくものであり、その健全な発達と最大限の普及が重要な課題であると考えます。

近年の急速な技術革新により、衛星放送、多重放送、都市型CATV、ハイビジョン等の放送ニューメディアが実用に供されつつあり、これと相まって、国民の放送に対する需要も多様化しております。このため、技術革新と国民のニーズに

即応した適切な放送行政を推進してまいる所存であります。

その一端として放送法制の整備を図りたいと考えており、日本放送協会と一般放送事業者の併存体制を反映した法構成とすること、メディア特性に応じた放送番組規律とすること、有料放送に関する制度を整備すること等を内容とする放送法及び電波法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしましたので、これまたよろしくお願いを申し上げます。

また、国際放送につきましては、その重要性にかんがみ、充実、強化に取り組んでおりますが、本年度末には、かねてから進めていた国内送信所の整備が完了し、来年度からは北米向け中継放送をカナダとの相互交換中継により行うこととしております。

以上、所管業務について、所信の一端を申し述べましたが、その裏づけとなります郵政省所管各会計の昭和六十三年度予算案について御説明申し上げます。

まず、一般会計であります。歳出予算額は二百四十八億円で、前年度当初予算額に対し三億円の増加となっております。この歳出予算額には、電気通信フロンティア技術の研究開発、放送及び通信の複合型衛星の研究など、多様化する情報社会と増加の著しい通信需要に対応した施策のほか、国際放送の充実を含む放送行政、活力ある地域社会の情報化の推進等に必要経費を計上しております。

次に、郵政事業特別会計であります。歳入、歳出とも予算額は五兆五千七百七十二億円で、前年度当初予算額に対し、三千七百九十億円の増加となっております。

この歳出予算額におきましては、重要施策としております郵便の需要拡大と郵便ネットワークの拡充に必要な経費を初め、金融自由化と長寿社会への郵便貯金の積極的対応に必要な経費、長寿社会に向けての簡易保険・郵便年金の改善充実に必要な経費、郵便局舎等施設の整備及び事業運営効

率化のための機械化の推進に必要な経費、その他所要の人員費等を計上しております。

以上が、予算案の概略であります。委員各位におかれましては、郵政省所管業務の円滑な運営のために、一層の御支援を賜りますようお願いを申し上げます。次第であります。

○理事(大森昭君) 以上で所信の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○及川一夫君 最初、事務局にちよつとお尋ねしておきますが、今大臣から所信表明をいただいたわけですが、私も所信表明を検討させていただくということだったというふうに思うんですが、あらかじめ所信表明原案なるものが配られております。お聞きいたしますと、何か何方所か違うような感じがするんですが、違っているとろはどこんなんでしょうか。おわかりいただけますでしょうか、答えていただきたいと思ひます。

○政府委員(塩谷穂君) とりあへず私の方からお答えしておきますが、今大臣がお読みになつていただいたのと、恐らく先生の手元に渡つてゐるのはちよつと時間的な経過がございまして、九ページ、あるいはそのページ数も違つてゐるかもしれませんが、電気通信事業法関係の検討状況の報告について、あるいは若干その後の具体的な状況の進展を御報告申し上げましたので、その点について変わつてゐると思ひます。

○及川一夫君 わかりました。

六ページの方も若干違つてゐるんですが、文脈からいってさして違ひはないようですからこのまま進めさせていただきます。よろしいですか。

○国務大臣(中山正暉君) 恐縮でございます。衆議院の所信表明をいたしました際と、その間何かずれがあるようで、今私は、三月十八日の電気通信審議会の答申のところだけが違つてゐるもので、この先生方のお手元にも私と同一のもので配付されておるかと思ひましたが、手違ひでござ

いまして、おわびを申し上げます。私はその部分だけが違つてゐると聞いております。

○及川一夫君 わかりました。

それでは、私は大臣の所信表明と、これを執行するに当たつての郵政大臣としての政治姿勢を中心にお伺いをしたいというふうに思ひます。

まず第一に、所信表明の中で、国際社会に具体的に適応する内容として、アメリカないしはEC二国間協議の推進、国際会議への積極的参加、開発途上国への技術協力というのを挙げられております。これは国際化という問題に我が国がどう対応するかという点では必要欠くべからざるものというふうに思つておりますから、極めて当然というふうに受けとめるわけであります。

したがって、これ自体には別に反対などという意見はないんですが、問題は、中山郵政大臣も若手政治家大臣として、これから我が国の政治全体をも背負つていかれるんであらうというふうに思ふんですが、電気通信事業とか郵便事業、こういう面で、いわば世界を相手にいふ意味で新機軸を打ち出すような御発想というのはいないのでしょうか。例えば、C&Wという英国の通信会社がございまして、ここなどは何かいろいろなことをおっしゃられておるわけでありまして、その中には、世界戦略という言葉が出てくるような内容をもつて論じられておるし、また我が国もそれになり揺さぶられてゐるんじゃないかという感じがいたすものですから、我が国を代表する郵政大臣として、新機軸を打ち出す御発想はないかどうか、それをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中山正暉君) 大変適切な御指導をいただき上での温かい御言葉をいただきましたので、大変感謝をしております。

私は三木内閣のときに、サミットがランブイエで始まります際でございまして、私は、サミットというのは自由主義国だけが集まつておつていいのか、ソ連や中国にも招待状を出して、日本が世界じゅうの本場のサミットが開催されるようなことを考えたらいかがでございませうかという

ことを、私は三木総理のときに提案をしたことがございまして。

そんな意味で、戦争を避けるという我々人類の大きな目標から言いますと、いかに思想の違う国が提携を保つて情報を交換していくかということが大変重要なことになるんじゃないか。最近、CNNがポーランドに今度は放送を始めるということで、私は画期的なことだと注目をしておりまして、この間もアクシノーフというソビエトの放送テレビの会議議長が、NHKが昨年招待されたその逆に、招待をその返礼としてお受けになつてお越しになりましたときに、私も会談をさせていただきました。そんな問題を話し合ひました。両方が自由にひとつ取材をするようなことにしてはいかでございませうかと。今のところ番組の交換というふうなものになっております。

それでも大変大きな効果があると思ひますが、私はソビエトにも何度か行ったことがございまして、党内的に申しますと、自由民主党の私が青年局長をいたしておりますときに、六十名ばかりの初めてのソビエト訪ソ団というものを編成いたしました。これはシベリアのイルクーツク、プラーツク、ノボシビルスク、ハバロフスクという四つの都市を訪問したことがある話をアクシノーフさんにもしておいたことがあります。

それから、大阪万博のときには、これはナスリジノワというソ連の民族会議の議長を、私議運をやつておりましたので三日間、大阪万博を御案内をしたことがございまして、ソビエトの国会議員十五名の方々と三日間、寝起きをともにしたことがありました。一にかかつて情報のそこが世界の紛争のものになる。かつてのハワイ真珠湾攻撃が、アメリカの日曜日に攻撃をし、そしてその宣戦布告が後になつたということは、日本の長い歴史の中でも最大の恥辱でございまして。

そんなことを考えますと、いかに情報を交換し合うかということが、これからの世界の平和に貢献するであらうと思ひますので、今先生の御指摘のありましたC&W、英国はBTとマキーニリー

社がございせんが、その中で今度は自由化の方向に進んでいるということを先般、B.T.の社長など来られまして、バランスさんとおっしゃいます、文字どおりバランスのとれた政策を実行していこうというふうなお話がございまして、日本からも英国に乗り入れるようなことを考えながら、もちろんお近くの中国には、天津とかそれから上海とか広州とか電氣通信網の拡充計画、それから北京郵電訓練センター等に関して、技術協力の面で全面的に協力を展開するというようなこともやっております。

その意味で、日本が世界に情報伝達するその大きな技術力と、それから中継基地としての地理的な、太平洋に発展途上国をたくさん抱えている、東南アジアその他の発展途上国の中核的存在として、私は役割を果たすのが我々の責務ではないかと。それによって世界の平和を達成する。国内的な情報の公開よりも、国際的な情報の公開を日本が果たすのが私は日本の役割ではないか、そんなふうに考えております。

○及川一夫君 そのためにどうするかということが大変な課題なんだろうが、今C&Wという通信会社の話も出ましたが、これはKDD問題と兼ね合せて後で触れることにしたいと思うんですが、いずれにしても我が国の電氣通信事業なり郵電事業というものを国際的な立場にとらえるときには国際化というだけではだめだ。やはり今大臣もおっしゃられたような平和の視点も必要でしょう。それを確立するために情報の公開というものが極めて大きい要素だということも私も賛成ではあります。

しかし、まあどうするかということですから、これは少し後ほど質問を続けていきたいというふうにお聞きですが、その前にも一つお伺いしておきたいのは、ソ連の話が出ました。中山郵政大臣には著書はないというふうに新聞紙上で言われておったものですか、どんなお考えの方なのかよくわかりませんでしたが、国会図書館に行きましたら先生の著書がございました。「わかり

やすいソ連史」ということで、恐らく政治家としては若い時代の、外務委員長が何か務めておられたときのお話しになったものだというふうに思います。拝見させていただきまして。若いだけになかなか手厳しい。若いときはお互いにそうだしうふうに思いますから、特別にそれ自体については私は反論も何も持たないんですが、ただどうして迎える方も資本主義国の政府の代表、与党の代表、こういう受けとめ方でしょうし、私たちが行きますと労働者の代表ということになりまして、ちよつと皆さんとはニュアンスが違うかもしれません。そういう立場の違いもあるんですが、やや物の見方、考え方、受けとめ方、北方領土問題を中心にして大変なやりとりをおやりになったようですが、若干物の考え方として硬直してないかという感じを受けました。しかし、これは感じの問題ですから、これ自体議論してみなきゃわかりません。しかし、この場にはなじみません。

そこで、お願いをし、また御意見も聞きたいと思うのは、社会主義国と言われるのは別にソ連だけではないわけでありまして、とりわけ隣国と言われる中国との関係がございまして。中国との関係については、政府レベルではどの程度の関係になっているのか、通信技術がどうなっているのか、郵便関係、全体を総じてどういう関係になっているのか、私は必ずしも知りませんが、しかし、民間レベルということになりますと、かなり技術援助の問題もありまして、それから具体的に交流というものを通じて呼んだり行ったりして、とりわけ電氣通信の問題についていろんな訓練も実践もしている、あるいは教育研修もしている、こういう事情にあるわけでありまして。

中山大臣も五十歳を超えておられますから、まさかこんなことはあるまいというふうにお聞きですが、現実にはこの中国との関係でいろんなことが行われている民間レベルの問題について、少なくとも郵政省がぶち壊すようなことはないだろうと。いかに社会主義国嫌いであったとしても、そんなことはあり得ないことだというふうに思うんです

が、いかがですか。

○国務大臣(中山正曜君) 御指摘になりました「わかりやすいソ連史」というのは、私が昭和五十七年に衆議院の外務委員長をやっておりますときに書け書けとおだてられて書いたものでございまして、私も中学校一年生のときに終戦を迎えまして、そのときのソ連参戦の日、八月九日のむなしい思いみたいなものがずっと後を引いておりまして。そんなことで、私は、あの本にも私のソビエト観みたいなものを書いたものでございまして、今になってみると何となく恥をかけたような、もつとちやんとという面でも言葉を尽くしておけばよかったなという思いがいたしますが、これはもう今さら頭の中へもう一度しまい込むわけにもまいりませんので……。

御承知のように、それぞれ政治的、思想、哲学、信条というふうなものは、これはもうお互い政党人としてあるわけがございまして、私は、そういうものの指摘を私の著書の中でいたしましたのについて、そしてお互いが交流を深めていくという、反対の立場の者がお互いに接近をしていくことこそ私は重要なことではないか。

クレムリン宮殿にシテイコフという当時の議長にお招きをいただいたこともありますし、私はその後、イワノフという友好協会の副議長さんにもお話をしたことがございまして、私は、「大疑は前進に通じ、小疑は小進に通ず。疑わざるは進まず」という言葉がある。大きく疑えば大きく進み、小さく疑えば小さくしか進まない、疑わないということは全然進まないことだという日本にことわざがございまして、そんなつもりで私は自分の政治信条をいつも吐露しております。しかし、何としてもこのソビエトという日本の六十六倍ある国家と日本、そして日本の二十六倍もあるアメリカとの間に、我々は軍事力を放棄した国家としてどうしてもその両国間の協調をしていきたいと、かように考えておりますということを申しましたので、先生の御懸念の、私が郵政省の大臣として、今

一番大切なお隣りの国、中国との問題というものを私がぶち壊すなんというところは全くありませんで、大いに建設的に進めてまいりたい。

私は、周恩来さんから久野忠治先生を通じて御招待状をいただいたことすらあります。政治的立場がはっきりしておるので、ぜひお招きをしてお話を聞きたいとまでおっしゃっていただいたことがあります。御存命中に何えなかったことを大変残念に思っておりますが、新しい中国にも私も期待をいたしておりますし、その意味で先生の御懸念は全くございせんので、大いに進めてまいりたい。今、中国の通信部長官からも御招待状をいただいておりますので、機会を見てぜひひとつ早い目に伺って、先生の今のお話のような、私に対する政治的信条によって、郵政省との良好な関係を促進してまいりたい、自分のこれからの立場を鮮明にしたい、かように考えております。

○及川一夫君 わかりました。

それならば次の問題に進めたいと思うんですが、実は所信表明全体をお読みいたしましたんですが、どこをどう見ても国際電氣通信事業という問題については一言も触れられておりません。触れないということは問題がないというふうに読みかえてしまえばそれまでということには実はなるんですが、果たしてそうなんですか。

この通信委員会でも、昨年一連の流れを見ましても、KDD問題をめぐって、第二KDD問題というのは大変な私は議題だったというふうに思うし、通信委員会でもこのように方針を持ってきたが、かくかくしかじかの理由でこのように方針を変えた、変えました。だから第二KDDについては、今のKDDと一社の第二KDDではなくて二社の第二KDD、つまり三社で競争体制に入りまして、このことを表明していただいた、あるいは通信委員会で議論をしたという記憶が実はございせん。幾ら議論をしても、郵政大臣からいろんなことを言われるんですけれども、言うてることと結論が常に逆になってしまっている、その理由も定かでない、こういう気持ちで私は現状を受け

とめてあるんですが、KDDが三社体制になったのは十一月の三十日、まさに中山郵政大臣が御就任されてから公布されているわけでありまして、前任者の唐沢郵政大臣のこの問題に対する基本方針というのがあるはずなんです。一体それとの関係などを含めて、二社体制でいくというのがなぜ三社体制でいくようになったのか、この点明確にしたいなというふうなふうに思っています。

○政府委員(奥山雄材君) まず、大臣の所信に国際電気通信についての言及がないという御指摘でございますが、先ほど大臣が申し述べられましたくだりの中に、「第一種及び第二種電気通信事業の各分野において活発な新規参入が行われるとともに」とございまして、この「各分野」という中には、当然のことながら、私ども国際電気通信事業をも大きく意識しているところでございます。第二KDDもそうでございますし、それにとどまらず、国際V.A.N.の発展をもこれに意味を込めたつもりでございます。

また、電気通信事業関係の締めくくりで、「電気通信の一層の発展のための諸課題に鋭意取り組んでまいり所存であります」という中にも、これは当然のことでございますが、国際についても私どもは諸問題に積極的に取り組んでいくという姿勢であることは変わりございませんので、御理解を賜りたいと思います。

ところで、今御指摘ございました第二KDDに對しまして、昨年の十一月三十日に二社に對して許可を与えたことについての経緯並びにその背景でございますが、当委員会におきまして、第二KDD問題につきましては、大変なたびたび諸先生からも御指摘あるいは御議論をいただいたことは、私どもも十分念頭に置いてこの問題は処理させていただいたところでございます。

結論的に申し上げまして、その過程では、委員会でも申し上げましたように、既存のKDDという強大な国際電気通信事業者に對して、強力な有効な競争を行うためには一社がベターではないかという考え方を持ったことは事実でございます。

し、民間の方々におかれまして、できることならば一社で第二KDDを誕生させたいという強い御意向があったことも事実でございます。しかしながら、民間における自主的な話し合いが最終的に不調に終わりました、二社の申請が出てまいりました。もし二社の許可を認めるとすれば私どもはどういう問題があるかということをつぶさに検討いたしました結果、やはりこれは日本の国益を損なうてはならないということが大前提でございます。

もう一点は、日本が二社体制を認めるからにはそれとの相互依存関係、相互関係において、イギリス側においても、通信の相互性からいつて将来国際電気通信事業における二社体制、新規の二社体制を認めてもらう必要があるという、その二点から私どももさまざまな検討を行いました。

その結果、前者の国益を損なうことにつきましては、現行の電気通信事業法十條、そのほか関係規定に照らしまして詳細な検討を行った結果、その心配はないという結論に至ったわけでございます。さらに加えて、十一月三十日に許可を与える際に、許可の条件を加えて、新しい会社法がITU条約その他電気通信に係る国際的な取り決めに誠実に遵守することという条件を付しておりますし、さらに行政指導におきまして、日本のユーザーの利益を損なうことがないようにという指導もしているところでございます。

また、後段の外国との通信の相互性の問題につきましては、十月の末に英国と精力的な折衝を重ねました結果、英国側におきましても、現行のB.T.マキキュリーの二社体制は一九九〇年までは政府の方針として決めているけれども、一九九〇年にはその二社体制を見直す用意がある、万が一この二社体制を見直して、将来的により開放的な体制をとる場合には、日本の企業に對して公平な取り扱いをするという旨の決定的な宣明をいただきました。それを両大臣のレターとしても確認してございます。そのような諸手続が完了いたしましたので、昨年の十一月三十日付をもちまして、

二社に對して許可を与えたところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○及川一夫君 まず、前段の所信表明の中に「各分野」という言葉が入っているから述べたんだという、そういう答弁は、私から言えば立派な官僚的なことでは理由にならない。むしろ後段で述べたようなことが大臣の口から、態度として述べられて、論議をしてもいい、論議をしてもどうしようもないという、そういうことがあって初めて通信委員会としてのこの問題に對してきた一つのけじめになるんじゃないでしょうか。そんなこと一切どこにもないでしよう、後段であなたが申されたようなことは、一切ないんです。だから余計わからなくなってしまう。

そこで、私はわからないという前提でお聞きをするんですけども、唐沢郵政大臣がおると大変都合がいいんですけども、おいでになりませんか。仕方がないんですけど、まず通信主権の問題などを含めまして、他国が国際通信事業に参加することは反対だということと四つの理由を記者会見でわざわざ挙げられておられるわけです。

その一つは何かということになるわけですが、一つは、国際通信事業というのは、広く公平に友好というものを阻害しない、そのことを基礎としているので、特定の外国のみ有利な扱いはできない、こつおっしゃられている。二つ目は、国際通信事業は相手国と共同事業である。したがって、我が国のパートナーが、我が国の通信事業者が別の国の経営者を参加して相手国に影響力を行使するというのは公平な取引を損なう、こつもおっしゃられておる。三つ目として、国益の保護はその国の権利であり、奥山局長も触れたITU条約でこれは許可されています。そして四つ目には、先進各国では、国際通信には外国の事業者が参加しないのが長い歴史の慣行になっていると、こついうふうに言われている。もちろん、昭和十八年までは我が国の国際電気通信事業は外国資本とい

うか、外国の手によって維持されてきたという事実はありますけれども、これは技術力と資金力、そういったものは我が国は持っているなかつたという立場に立って、何というんですか、名前は大北というんですか、そういう会社が長崎に本社があつてやられておつたという事実はあるんですが、しかし戦前はともかく戦後一貫して、恐らく唐沢大臣も国際通信の発展ということを前提にして、もう外国の事業者は参加しないのが長い歴史の慣行だと、この四つの理由からまかりならぬということを前提にして、しかし、だからといって、全く閉鎖するわけにいかないという意味があつたのかどうかはわかりませんが、我が国もどこかに参加するような動きが少し見られたんでありますけれども、いずれにしてもこの四つが基本的な態度でありまして、そして競争関係は、したがって我が国の中で競争者を参入させてやろう、こついうことなんです。

そうすると、奥山局長が答えになったことで、すべてこの四つの問題が解明されたということになるんじゃないか。つまり、相互主義というものを貫いたとしてもおっしゃりたいんだらうと思う。とりわけ英国の場合には、現状は排除の論理ですからね。B.T.とマキキュリーの二社を抱えながら、サッチャー首相自体がもう英国政府として外国の通信業者は入れない。確かに奥山局長も言われたように、今後の問題として、果たして二年後に具体的にじゃ我が国のKDDが、我が国の資本を持った人がロンドンで打ち上げたときに本当に認めてくれるのかどうか、非常に私は問題があるように思っています。まず我々からいえば、先ほどの答弁ではこの四つの条件、英国が排除しているという事実上立つと納得のいくどうもお答えにはならない、解明されたとは思えないというふうに思っています。いかがですか。

○政府委員(奥山雄材君) 及川先生が御指摘になりましたような数点を唐沢前大臣が当委員会で述べられたことは私もよく認識しております。ただいま御提起のございました通信主権という

概念が、国際電気通信条約の前文の中で、各国は通信を規律する主権を十分に尊重しておることもよく承知をしております。いわゆるこの通信主権と云われるものは、各国が各国の主権の発露としてその電気通信事業の形態、例えば独占にするか競争にするか、あるいは国営にするか公営にするか、民営にするかといったようなことは、各国の主権独自で判断することができるといふことでございまして、また外資を入れるか入れないか、入れるとした場合にどの程度入れるべきかといったようなこともまさしく主権として判断していいということが認められていたところでございまして、そうしたことを前提にいたしまして、この第二KDD問題も私も精査をしたところでございまして、先生が御指摘になりました幾つかの点のうち、確かに特定のものを日本側が一方的に有利に扱うことは好ましくないということで、先ほど申し上げましたように、私も直接イギリスに飛びまして、イギリスの関係者と話し合いをした結果、通信に基づく相互主義をお互いに確認した、さらに大臣のレターでもそれを確認したところでございまして、それから次の共同事業であるといふこともまさしくそのとおりでございまして、

これも十一月三十日に許可を与えました際に、特に郵政省からの指導事項といたしまして、我が国が国際協調及び国際協力を増進し、国際社会において期待される役割を十分果たし得るようといふことで、特に事業者に対しては、共同事業としての性格を大臣の方からも述べていたでいて、これを今後の指導の指針にしたところでございまして、

また、果たしてそうしたことが実際に担保されるのかという御懸念が三ポイントかと思っておりますけれども、これは現在、二社とも外国の通信事業者と鋭意運用協定、業務協定、あるいは保守、建設協定等のアグリーメントを結ぶべく折衝をしております。まだ余りかはばかしく両社とも進んでいないようでございしますが、いずれこれらが運用協定という形で出てまいりますので、その際には郵政省

は、外国との間の協定につきましては国益を損なうことがないかどうかというところは厳重に私どもとしては審査をさせていただくつもりでございまして、

また、最後にお述べになりました、長い国際電気通信事業の歴史の中で、そういう外国の国際通信事業者が参加している例はないではないかという点もまさしくそのとおりでございまして、この点につきましては、日本が国内、国際を問わず、電気通信を最も進んだ形で開放した、その延長線として世界に先駆けて国際電気通信事業についても外資に門戸を与えることは、むしろこれからの国際電気通信事業における世界的な健全な発達のために資するのではないかと結論に達したわけでございまして、

あれこれ確かに問題は非常に複雑多岐にわたりましたけれども、それらを全部私どもとしては個別に十分審査をした上で、二社が許可が適当であるという結論に至りましたので、ひとつ御了解を賜りたいと思っております。

○及川一夫君 郵政大臣、この問題非常に私は大事だと思っております。大臣がおっしゃられた新機軸とまではいかないまでも、今後本当にどうするんだと。我が国の国際通信、国内通信を結びつけられて、しかも情報化社会、情報通信、一体ネットワークというものがその国にとってだけ権限を持つのかというような問題を含めまして、私は別途の機会にかなり問題を突き詰めるべきではないかという気持ちでいっぱいなんです。

きょうは時間が限られていますから、したがって申し上げます。これはここで打ち切りますけれども、ただ、ぜひ郵政大臣にも知っていただきたい。恐らくもうご存じなんだろうと思うんですけども、とにかく世界戦略という言葉を使って、ロンドン、ニューヨーク、東京、香港、そして香港を基点にして韓国、中国、そして東南アジア、いずれにしても世界の経済、財政、金融、こういったものがこのを基軸にして動いていくだろうという前提に立ちまして、それでネットワークをそのため

に光ファイバーでもって築き上げて、そしてその主導権を握ろうという、そういう発想、いい悪いは別です、極めて意欲的な内容になっているんであります。だれの目から見ても新しいケーブルをアメリカと日本の間に引くということ自体大変な負担になるじゃないか、プラスマイナスはマイナスになるんだ、こう言っても強引にとにかくあの第二KDD問題ではC&Wの関係会社が推進をしたわけでありまして、しかもお忘れなくしていただきたければ、中曽根総理がサミットへ行かれて、そこから逆転現象が実は起きているわけでありまして、それまではそんなでなかったように思いますが、ですから私は、何かそこでやめたとかやらないとかいうことを断定する気持ちはありませんけれども、政治は絡むでしょう。でも現状をきれいにひっくり返せなど言ってもそうはいかないでしょう。しかし、我が国の一体立場はどうなるのか。アメリカだって外国の資本が、その会社の資本に投資をするにしても、5%以上超えるときにはFCCの承認をもらわないとできないというやり方になっているんであります。我が国は三三%までいいんでしよう、これ。三三%という歯止めはあるけれども、三分の一です、これ。そういう問題などを含め、これは通信でありまして、いろいろな意味がありますが、安全保障とか経済問題にも大きな影響があるだけに、これを取り上げてやらなければいけないというふうに思っています。

そこで、郵政大臣にお願いをしたいのは、きょうでなくともよろしいんですけれども、第二KDD、三社にした理由です。前から発言されているわけですから、それとの兼ね合いで、かくかくしかじかの理由で認めた、だから矛盾しないというのか、矛盾はあるけれども政治の問題だからやむを得ないというのか、とにかくそういう立場を私はメモでもって明らかにしてもらいたい、このいう気持ちでいっぱいなんです。そういうことを前提にしながら、お互い知恵を絞って今後この問題についての論議をしたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(中山正曜君) 先生の危惧されておられることと私の国務大臣としての考え方は全く一致をいたしております。

私は昨年サミットに国会議員団の団長でついでまいりまして、それ以後変わったという御指摘ありましたが、向こうでつづきに総理、それから閣僚の動きを見させていただいておりましたが、その中でそんな動きがあったようには思いませんが、いづれにしても、この間のBTの社長のおっしゃることを聞いておりました。大きな自由化の方向というのには私は世界的な流れではないかと思っておりますが、お話しのように、かつて小村寿太郎が日露戦争のときいろいろな外交交渉をしたのは、全部我々ヨーロッパの電信機構を使っておりましたから、事前に全部察知されていたという話を何かで読んだことがございまして、それから、御指摘になりました戦争中四年の間の昭和十八年、二年を外国のグレート・ノーザン・テレグラフの通信網を使っておったというのが、それが本当に電気通信関係の独立国であったのか、そんな状態でよく戦争に突入していったものだなという、当時の指導者の、今お話しのような国益の問題に関する点に、私は何ということだろうという大きな疑問を感じております。

その意味で、これから自由化をすることによって世界が一つになる、ワンワールド、ワンネットワークという意味からしますと、自由化の方向にあるとは思いますが、国力というのは、領土と人口に足す経済力、軍事力、国家政策、またプラスそれを継続する意志というのが国力をはかる方程式のようでございまして、我々は国策と、それからそれを継続する意志というものを、こういう情報関係、電気通信に関しても私は確立をする必要を先生のお話を伺いながら痛感をした次第でございまして、今御指摘になりました、どうして三社になったのかというお話に関しましては事務当局の者と協議をいたしまして、

いずれ何らかの御報告を申し上げたいと思ひます。

○及川一夫君 KDDの話が出ましたので、関連をしてKDDの当局にお伺いしたいと思ひます。

まだ具体的に三社競争体制に、NTTと同じような状況にはなっていない段階ですから、なかなか難しい問題があるというふうに思ひます。けれども、ただKDDの場合にも、今までは第三ルートでもって大体市場としてミットと、こういう御判断でこられたんですが、今度何か第四ルートをおつくりになるようなお話があるし、それと競争市場との関係において新たな事態にどう対応されようとしているのか、それについてお伺いしたいと思ひます。

○参考人(大山昇君) 新規参入のITJあるいはIDCの二社がいよいよ来年からサービスを開始いたしました。国際通信も競争の時代に入ることになりました。申し上げるまでもなく、近年我が国が環太平洋地域においても、また世界においても重要な地位を占めて国際社会で重要な役割を果たすようになったことから、政治、経済、社会のあらゆる分野で国際化、情報化が急速に進んでおります。私もこの点を十分に認識いたしまして、国際国家日本の発展並びにこれを担う主要な都市等の情報化に寄与すべく新規参入の二社とは時には競争もございませうけれども、時には協力して、国際通信サービスの向上に努力してまいりたいと思ひます。

さて、この二社体制という当初の予想が三社体制に変わったことによつて、KDDとしてはどういう影響を受けるかという趣旨の御質問でございますが、ただいまのところ、先生御指摘のように、まだ競争が始まっておりませんので、私どもは従来の独占体制から来るべき競争体制への変革に備えまして、経営体制の改善と営業活動の強化、この両面から各種の施策を推進して、いわば基礎体力づくりを行っている段階でございます。

したがしまして、これまでは競争相手が一社か二社かといった違いを特に意識はしておりませ

ん。もちろん実際に競争が始まりますれば、相手が一社の場合と二社の場合とでは競争の対応上大きな違いはあらうかとも存じますが、今の段階ではまだそこまでまいつておりませんので、何とも申し上げられない。

ただ一般的に申しますれば、競争の導入によりましてシェアの減少が起こるという反面で、国際通信サービスの充実と需要の喚起が図られることで市場規模もおのずから拡大するということは考えられます。したがしまして、競争の早期実現に向けまして新たに参入する二社に対し、これまでも協力を進めてまいりましたけれども、これから必要な協力を進め、競争と協力のもとで国際通信事業の一層の発展を図る所存でございますので、今後ともよろしく御指導をお願いいたしたいと思ひます。

○及川一夫君 いずれにしても現実とは定かでないわけですから、それなりの準備は進めになるんでしようが、今出ている市場の問題としては、経団連が五千三百五十五億から一兆二千八百六十四億という市場を判断しておられるようです。KDDは五千億から六千億という、大体一九九五年です。昭和七十年ということになりますか。それに向ければ大体そうなるだろうという、各社ともそういう判断のようでありませう。さらに、IDCでは六千億、ITJでは六千七百億、産業構造審議会では七千八百億という数字も出ています。六千億にはなるんじゃないかということも常態として言われている状況です。したがつて、競争をすれば、これまで二千五百億から三千億であったものが膨らんでいく、パイが大きくなっていく。NTT自体の実態でもそんなように見受けられるようなんですが、いずれにしてもKDDとしてやっぱり万全の体制を今からとつておく必要があるだろうという立場で御要請を申し上げておきたいと思ひます。

次に申し上げたいのは、国民の間にKDDの料金問題が取り上げられているわけでありませう。つ

まり、円高である。したがつて差益があるはずだから、料金は安くても当然ではないか。アメリカ、ヨーロッパからかけると安い、日本からかけると、同じところにかけても高いというふうに言われているわけでありまして、一体これはなぜかという点と、その問題解決のためにどのような対応をKDDとしてされているか、その二点についてお伺いしたいと思ひます。

○参考人(大山昇君) 方向別格差の問題と今後の対応についての御質問でございますが、最初に為替問題について若干御説明を申し上げます。

国際電話料金におきまして為替差損益という問題が常に円高に伴つて出てまいつておるわけでありませうけれども、外国事業者との国際決済において発生をいたしますこの差損益の問題は決済との関係がございまして、やや詳細に御説明申し上げます。

現在、決済の方法は、決済に用いる料金をあらかじめ協定によつて定めまして、発信に伴います支払分と着信に伴います受け取り分を相殺した上でその差額、発信の多い国はその差額の二分の一を相手側に支払うことになっております。実際の決済はドル建てが大半でございます。外国からの着信が、現在私どもの方では受け取り分が多いわけでございます。したがしまして、円高によりまして、簡単に申し上げれば差損が生ずるという現状になっております。実績は、六十一年度の実績で、売上高二千二百億円に對しまして、差損額は一千九億円でございませう。

引き続きまして、その差損益に絡んでの方向別の格差であります。世間では、米國からかければ安いけれども、日本からかけると高いではないかという御批判をいただいておりますが、これは急激な円高によりまして、日本からの料金が、円換算した米國からの料金に比較いたしますと割高になったということによるわけでございます。私どもは昭和五十四年から八回にわたつて値下げを実施してまいりました。例えば、対米の通話の

五分間の料金は、昭和五十四年当時の五千四百円から現在では千九百八十円に値下げになっております。これに對しまして米國の料金は、五十四年を一〇〇としたとすると現在は七四、若干の値上げはございますけれども、約七割程度という値下げにとどまっております。米國の料金を二ドル、例えば昨今の為替レートに近い百三十円というところで換算いたしますと千七百七十三円でございます。KDDの料金千九百八十円よりも八百七十四円という点になります。仮に為替レートがかつてのようにならば二ドル二百二十円であつたとすれば、むしろKDDの料金が安いというわけでございます。まして、ひとえに為替変動によつてこの割高料金というものが発生しているということを御理解いただけたらと思ひます。

しかしながら、こういった国民、御利用各位の御意見に決して耳をふさいでおるわけではございませんで、六十二年度の決算の状況を見ながら、六十三年度中にはさらに値下げを行つて、できるだけ方向別格差の解消に努めたいというふうに考えておる次第でございます。

○及川一夫君 郵政大臣、おわかりになりましたか、今の御説明。僕はもう少し答えの仕方を考えたいだかきやいかぬと思ひます。私も質問するからには、どこが問題かというやつは事前に勉強しなきゃいけませんから、その限りじゃ、聞いている限り、ああこういうこと言っているんだなとわかるんです。しかしこれを、皆さん問題意識しておられるけれども、あらかじめ調べてないという方にとってはちよつと難解じゃないですか。私から言つて、端的に言つて、KDDという事業体は為替レートの位置によつて、あるときには輸入業者になり、あるときには輸出業者になつてしまふ。つまり差益と差損の両者いずれかになるんですが、もう今のレートでは差損会社だということ、私は言いたいことのつたと思ひます。おおむね七百万ぐらいというから微々たるものですけれども、だからどうしようもない、どう言うんです。

それから、料金の値下げは一生懸命やってきました。アメリカと言われるが、アメリカと対照したら、五十四年を一〇〇にして、アメリカは三〇%ぐらいいく下げていません。その間上がった下がり下がりしています。日本の場合にはほとんど下げてきました、七〇%も下げてきました。こういう説明だと思ふんですよ。それでもなおかつ二百円ぐらゐのアメリカと日本の間には差が、要するに日本が高いんですよ。大変おかしな理屈になっちゃうんですね。なかなかわかりにくいんですよ。ですから、この点はひとつ、余り時間とるわけにいきませんから、ぜひKDDの側にもお願いをしたいんですが、やっぱりああいふ国民的な疑問が出たときに国民に直接話しかける、そして、こういうことですよというところで呼びかけるというか宣伝をするというか、そういうものを僕はなさるべきじゃないか。

どうもテレビなんかでKDDとよく出てくるけれども、その中でそんなのは一つもないわけですね。売らんかな売らんかなという、買ってくれ買ってくれというコマースはあつたけれども、こういうことについては、こんなことになっておりますから御理解をなすというのはいくつかない。また、コマースとしてみても、そういうものを撮るか撮らないかということもありませんから一概に言えませんが、しかし郵便という方法もあるわけですね、やっぱり国際電話かけているのは企業であり、同時にまた個人もかけていますが、国内電話に比べれば、市外通話に比べればかなり小さいわけですね、量的には。それだけに少なくとも国際電話を利用されている方にそういう疑問に答えるとか、何らかの方法でやはり話をしたいにやいかぬじゃないか。国会で問題にしなければそういうことが解明できないということでは問題があるというふうに思ひますから、ぜひKDD側、また郵政省の御指導の中にもそういう御配慮をひとつお願いをしたいということをお願いして、この点終わります。

所信表明に対してあと幾つかあるんですけれど

も、とにかく大事な問題で触れてほしいという問題が触れられていないという点では、スト権の問題があるんですね、N.T.T.の事業法に絡んでスト権の問題。これは後ほど私どもの先輩議員である大木さんの方からお話があるかと思ひますが、こういう問題は一体どうなんだろうと。確かに郵政省の三十万という話は触れておられるし、労使関係をひとつもつといふものにしてほしい、こう言われるんだが、直接確かに郵政は関係はないんですよ、しかし法律の制定過程からいいうと、スト権問題というのは、これはもう労使関係そのものじゃないでしょうか。そういう問題についての見解がないというふうな問題、あるいは放送衛星、通信衛星に連関を非常に立派にやっておられるように書いてあるんだけれども、この前打ち上げた通信衛星そのものがまたトラブルを起こしている、予備機に切りかえたというお話、こういう点はもう一切お触れにならない。論議をすればいいじゃないかと云えばそれまでですけれども、やっぱり大事なところはきちと押さえていたきたい。もう法律が出ておることはみんなわかっているんですよ、そんなものは束ねてよろしくお願ひしますと言えはいいわけ、むしろ具体的問題になつていふ点を解明する、所信表明をするということが私は大事じゃないかと、こういうふうに思ひますから、次回からそんなことでよかつたら御配慮をいただけないかというところを申し上げて、この点終わりたいと思ひます。

そこで、個別問題に入りたいと思ふんですが、まず郵政事業全体の問題でございしますが、大臣も所信表明されましたように、大変業績が向上されて非常に結構なことだと思ひます。郵政当局はもとよりですが、職場で働いている労働者の皆さんにも深く敬意を表したいというふうに思ひます。特にこの中で競争の原理というものを意識をされて、いろいろと知恵を出し合つていふというところは見上げたものだと思ふように思ふのでありますけれども、問題は果たしてそれですらとのかいかなのかというのが非

常に心配であります。

つまり、郵便事業というのを見ますと、いづれにしても官業であります。したがって民間企業との競争というものを意識していろいろやろうとするんでしようけれども、必ずそれが民間企業から行き過ぎていふとか、おれのエリアに入つてきたとか、損をしたとかということになると、民需圧迫という言葉が要するに出てくるわけでありまして、そういう点で、私は別に民営を希望してはいたのではないんですよ、郵政省という行政の指導部にありましては、やはり制度上の問題というものを職場の従業員に先立って、少なくとも下でそういう意味のトラブルが起きないように常に前へ前へと要するに開拓していくような、そういう発想あるいは制度の改革というのが必要ではないかということ、同時にまた、競争への意識というものを助長されるからには、やっただけのものは見返りとして考えるということが必要なんです、これまた賃金制度の問題があることは百も承知なんです。それだけに一生懸命やろうとするのはいいんだが、それに対応した体制なり条件というものが果たして整うことができるのかどうか、このことでもってまた労使関係が紛争になつては大変だと、こんな感じがするんですが、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(森本哲夫君) 先生の御指摘の郵政事業、郵便事業を例に引かれたお話ではございしますが、貯金、保険を含めて郵政事業全体としての問題かと思ふんでございしますが、確かに競争条件がだんだんに厳しくなつております。そうした中で郵政事業として今後どう事業を展開していくかという、この基本的視点の問題でございしますが、これも、これはあくまでも郵政事業はいわば国民の共有財産でございまして、まあ公平に、民間では採算が及ばない地域にもサービスを提供する。そして、国民のいわばシビルミニマムのな、基本的なサービスの提供というのが第一でございしますが、その進め方については今お話のございしましたとおり、何が国民の利益になるか、どうすれば

ば最も国民のニーズにフィットするか、こういう点を第一に進めていかなきゃならぬわけでございますが、これには民間との競争ということも大変重要な契機になると考えておるわけでございまして、その有効な競争の中から真に利用者の利益にはね返るようなサービスの提供をしてまいりたいということが何よりも肝要だと考えておるわけでございします。

もちろん郵政事業の範囲につきましては、どこまでかという点については法律でもって各事業の提供すべき内容、サービス内容については十分な法定をしてございします。これの改正については毎回国会に御審議を願つて、国会の御同意を得てから具体的なサービスに入るといふ仕掛けになつてございします。当然おのずから範囲のあることでございしますが、こうした制約の中で精いっぱい民間との競争の実を上げながら、利用者サービスの上のメリットを還元してまいりたいと考えておるところでございします。

○政府委員(白井本君) 先生のお話の後半の部分でございしますが、国営事業としての性格から、やはり勤務条件等については一定の限界があるというところはやむを得ないと思つておりますが、ただ、それにいたしましても、ただいま先生御指摘のように、できるだけ業績とか、あるいは職員の努力というのを反映させるような処遇上の制度というのをもう少し考えるべきではないかというふうに私も思つておりました、この点は労働組合との間の団体交渉で決めていくということになつておりますので、これから労働組合の方とも精力的に話を詰めてまいりたいというふうに考えているところでございします。

○及川一夫君 いずれにしても、民間から見れば、官業というのは、民間企業にサービスをしていくことはあつても阻害することはないんだという前提に立たれると思ひます。したがつて、いろいろな障害が出てくると思ふんですけれども、その点を少なくとも本省とか、あるいは郵政局ですか、職場に愛な意味で負担がかからないようにぜひ

やっていたかという点と、具体的な問題として、新聞を大変にきわしめた保険、貯金の閉庁という言葉が使われておりますが、週休二日制の問題と私は受けたいと思ふんです。この点、国家公務員という枠の中で考えますと大変時宜に当たったか、大胆に踏み切ってくれたという点は大きく評価できるんじゃないかと私も思ふます。そういった点で大いに推進をしていただきたいと思ふんですが、二つだけ聞いておきたい。閉庁という言葉は、どの言葉かという点、日本語に違ひないんですが、余りなじみがないわけでは、郵便局自体が閉庁というのは、庁というのはどうもなじまないんじゃないかと思ふんですが、どうしてこんな言葉が使われるのか。要するに平易に言えば営業時間として、窓口時間ということになるんじゃないか、そういう言葉にむしろ直した方がいい。そういう意味では余計なことだけれども、通信委員会という通信という言葉も、歴史の大きな重みがあるから勝手に変えるようなことを言うなと私は先輩の先生方に怒られるかもしれないけれども、もう現実には通信省が電気通信省と郵政省に変わって、片一方は公社になって民間になって、それで郵政省が残っておられると。郵政省という問題と、電気通信と放送などを含めて通信というのはどうも余りなじまなくなってきたんじゃないか、大きな意義はあるんですけれどもね。その点郵政大臣、いかがですか。

○国務大臣(中山正暉君) お答え申し上げます。以前から何か郵政省という名前が適当な、新しい開けゆく電気通信時代に不適切ではないかと。私もちょっと調べてみましたら、通信省の通という字は、次から次へと物を運ぶという意味で、郵政省の郵という字は、公のものを大事に次から次へ運ぶというような意味があつて、大変私は、どなたがおつけになったのか知りませんが、いい名前がついているなと思つておりますし、厚生省は生という字がついていますが、これは生きる、厚く生きるという意である。政治を大事に運ぶという意味で郵政というのは

なかなか、各省の中でも政治の政と書いてあるのは郵政省しかありませんので、いわゆるニューメディアとそれからオールドメディアをひつつけるものと、それからウエットコミュニケーションとドライコミュニケーションというものがまた必要だと思ひます。フアクシミリで肉筆が送られてくるのもいいですし、肉筆で年賀状を送るのも、これはウエットコミュニケーションだと思います。そんな意味で、どういう名前をつけたらいいのかなと。

一枚のきれでも、ぴつと裂きまして、片一方にぞうきん、片一方にふきんと分けると、片一方は下ばかりふきますし、片一方は、ふきんとついた方は上をふきますから、名前が大事だ。名は体をあらわすと申しますから、先生のお話を私もやっぱ先生も同じような気持ちでいてくださるんだ。どんな名前をつけたらいいかというアイデア、まだ浮かびませんけれども、例えば今お話をのこしました、今度土曜閉庁というやつ、これは私も変に思ひまして、郵便局なのに閉庁、閉局と言ふならまだぴんとくるんですけど、その辺もおかしいという話は、先ほども我々内々でも寄つて話をしておつたところでごいまして、その辺は先ほどのコーシヤルの話等、わかりやすい言葉で皆さんにわかつてもらうのが郵政事業ではないかと思ひますから、その辺はひとつ言葉遣いというものにも気をつけてまいりたい、かように考えております。

○及川一夫君 次に移らしてもらひまして、簡保の自主運用の問題について。昨年の十一月の二十五日、検査院の報告というような見出しで一部新聞に上がりましたけれども、三千億の差損が出たというお話であります。特にこの点、検査院が注書きとはいひながら指摘をしているということと、新聞紙上では「郵政省反発」と、こう書いてあるものから、しかも郵政大臣も何かコメントされている。その内容を見ると、問題ないと、こうなっている。そうすると、それだけ見ると、要するに対立ですよ、それ

れだけ見てたら。しかし、貯金の方では二兆円から四兆円、五年後には十五兆と、これだけの自主運用をされるというのに、対立という形で残つておつていいのかな。これはやっぱ真偽のほどを明確に私はずききだということ、検査院が注書きであれ書かれたことというものは、やっぱ何か問題意識があるから出されたんでしょうから、そのことについて郵政省としても素直に認めるべきだ、あるいは対応すべきだ、こんな感じがするんですけれども、いずれにしても一体あれは何なんですか、どういふことなんですか。ごく簡単にいいですから、それと同時に、検査院が注でコメントされた意味についてお答えをいただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(相良兼助君) 簡易保険の現在の総資産は三十五兆数千億円というところでございますけれども、内外の各種債券あるいは財投機関等、いろいろできるだけ広く分散をして資金の効率的運用を図つておるわけでございます。

外債につきまして投資を始めたのは昭和五十六年度からでありまして、自來逐年投資額をふやしてまいつたわけでありますけれども、一部の新聞において報道されました点について申し上げますと、五十六年以降運用いたしております外国債について昭和六十二年三月三十一日、つまり昭和六十一年度末で、その当時の為替レートで評価差額を出したという点についての報道でございます。私も、五十六年の外債運用以来毎年度末に、三月三十一日におけるところの為替レートによりまして、総投資金額との間の比較を行ひまして、その評価差額につきましては国会、会計検査院、さらには資金運用審議会に對しまして、決算報告の中で、これらを貸借対照表の欄外に注記をするという形で御報告を申し上げてまいつてきたわけでございます。この方式は、対外債権債務を長期的に保有しております日本輸出入銀行等で當時採用していただいております、昭和五十六年に私どもも外債運用を始めるに当たりまして、同様に処理をするということで現在まで参つておる

わけでございます。その六十一年度末の差額が三千億にほぼ達しておるといふことでございまして、このことにつきまして私も既に報告をしていたわけでございまして、ただ、これはあくまでもある時点におけるところの為替相場で、そのときの状況を計算してみるとどういふ形になるというわけでございまして、それが実損を生じておるといふことは全く違つたわけでございます。

したがいまして、これを注記をして御報告申し上げておるといふ点は、私どももいたしまして十分その意味というものは理解しながらも、実際における運用において損失を生じていないということについても私どもとしては申し上げたい、このように思つておるところでございます。

○説明員(東島重義君) お答え申し上げます。「簡易生命保険及郵便年金特別会計」におきまして、積立金の運用のために保有している外債債券があるわけでございますが、これを仮に六十一年度の末の実勢為替相場で換算いたしますと、それらの取得価額約一兆三千五百六十億円あるわけでございまして、約三千二百六十億円を下回ることにありますので、そのことを昭和六十一年度決算検査報告におきまして、「歳入歳出決算その他検査対象の概要」というところがございまして、その中の「簡易生命保険及郵便年金特別会計」の概要を記述している部分に注書きをいたしました。

この三千二百六十億円は、いわゆる評価損でございますけれども、積立金の運用上このようなかなり多額の評価損があるという点につきましては、やはり今後にわたつて注意していく必要があるのではないかと意味で、ただいま申し上げましたような形で検査報告に注記をいたしたものでございまして、

○及川一夫君 郵政大臣、やっぱお聞きしていると、どうも検査院が注書きをされたことのとらえ方として、まあ実損があるとは確かに検査院も言つておられない、また簡保局長も実損と見るの

はおかしいと、こういう言い方なんです。じゃ、それでいいのかということなんです。やっぱりある意味の投資ですからね、これは。上がることも下がることもありますよ、それは。だけれども、やはり三十年物とか二十年物とか十年物という、もう長期のものでしょう、これは恐らく外債ですから。そうしますと、しかも金利が二三・九%とかいいまして、アメリカを例にとりますと、日本は国債で七・七%とか、そんな程度のもので、倍近いと、これはいいものだ。同時にアメリカ経済の摩擦の問題もいろいろあつたんだらうと思ひますけれども、どっちにしても一三・九%の金利とその他の為替レートというのがあつて、まあ損しても得しても大体このぐらひはというのがあつて、初めて外債なども買っていくんだらうと思ふんですね。

したがって、その的外れるということになる。一体どうなるんだらう。もちろん責任とれとか、そんなことは言ひませんけれども、やはり今後のあり方として、もう少し慎重にやろうとか、もう少し割合を減らそうとか、あるいは別のものにしてどうか、何かそういうことをやって、少なくとも検査院が関心を持つていうんですか、注意をしるというんですか、そういうものにこたえていくという気持ちには私はどうしても必要だと。そうしませんと、いいですよ、簡保は八兆か六兆か知りませんが、その程度だから。しかし、貯金の方は十五兆いくと。何か内々の議論としては、少なくとも財投の三〇%ぐらひは郵政省にやらせろみたいな話があるということも聞いていますよ。大変な額になりますよ、信用の問題。だから私は、この新聞を見たときに、今まさに貯金が自主運用を始めようというしよっぱな、パンとたたいたような感じすらするんです。何か意図があるんじゃないかと、これは。そんなふうにもとられかねない。一面トップですからね、どっちにしたらって大新聞の。これはもう印象としては、ものすごく落ち込んだ。民間なら恐らく賠償請求するんじゃないでしょうかというふうに僕は感じます。

よ。ですから、ぜひとも今後の問題として、検査院が注書にしたという意味、確かに指摘事項じゃないでしようけれども、今後のあり方の問題としては考えなきやいかぬというぐらひはやっぱりとらえていただくべきじゃないか。それが利用者のお金を預かつている者の立場ではないかというふうに思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(中山正曜君) 会計検査院の方で毎年やられます中に御指摘をいただいたわけですが、まずが、長期保有でございまして、今売つたら三千億の損というところでございまして、これは売らないわけでもございまして損はないという御答弁を本会議でも申し上げたことがあるわけですが、高利で回して利用者の方々に對するサービスに徹するというところで我々考へておりますわけでございますけれども、御指摘のように、それは申しまして一九七一年、ニクソン・ショックで、金とドルとの兌換を停止して、そしてマネーサプライというのが、一二%になつてくるくらい通貨の供給量が大きい。それからカードなんというのがどんどん出ております。貨幣に代替価値のあるものがどんどん出てくる。これは大変マネーサプライというのが多くなるとインフレの懸念があるということでございますが、とにかくそれにしても基軸通貨はドルでございます。アメリカがこけたらそれこそ日本の円なんというの、毎日アメリカのドルによつて日本の円の値段が決まつていて薄気味の悪い世界情勢でございます。もし何かアメリカにありましたら、明くる日は一ドル二千円、三千円、四千円、五千円、これはどんなことになるかわかりませんから、そういう多国間化する世界的な企業の中で円が強いと申しまして、私も一遍イタリアの商店街で靴を買つのに試しに円を出してみたら怒られました、おまえの国でリラを出して靴を売つてくれるかと言つて。やっぱり円は円なんだという気がしたことがございます。

そんなことでございまして、アメリカ経済に對して日本がどういう——アメリカ経済といひますのは世界経済のことでございまして、それに対して日本はどう貢献するかというのは、私どもの持つております大きな、そういう意味での国際協調のお金をどういうふうに通じていって、しかも利用者の方々に御迷惑をかけないという知恵は大変難しいものがあると思ひますので、その辺は担当の相良局長や皆さんが大変努力をしておられます。

カーター・ボンドというのを申しまして、それをずっとレーガン政権は外国のお金の外債を出すことを国の屈辱のように思つておりますし、レーガン・ボンドというのはいらないのでございまして。中曾根前総理がこの間ヨーロッパで講演をなさつております中に、円建て債ならば買つてもいいというふうな話が出ておりましたけれども、そういうものでございまして、相手の基軸通貨とはいへ他国の貨幣価値をもつて運用をしますものに対してはそれなりの細心の注意が要すると思ひますので、もう御指摘のとおりだと思ひます。

○及川一夫君 局長、あなたが言おうとしてゐるのはわかつてゐるからいいです。そこでポイントがあるんじゃない。ですから簡保局長、きょう僕がお尋ねしてはつきりさせておきたいと思つてゐるのは、要するに郵政省と会計検査院が対立して、一方は差損が出て大変だと言ふし、一方はそうじゃないと言つて、そのままの形で自主運用というのはいけません。だから私は、検査院の方の言われていることを素直に受けとめれば、今後のあり方の問題として注意を喚起したということですから、そういう意味でも対立はないものという前提で私は見詰めたと思ふんですよ。それでしつかりやっていたきたいと、こうなるわけですから、お答えはそれには要りませんということでございます。

それで、次の問題として事業法の見直しの問題を所信としてお触れになりました。三年という期間は長いようで非常に短い、短いようで長いというふうに思ふのでありますけれども、しかし現実には、確かにお触れになりましたように、競争を

一〇〇%展開をされているという状況ではなさそうでありまして、それなりに事業法の見直しの時期については私も了としますけれども、大体そういうものが必要になったときには間髪を入れず手を入れていこうじゃないか、こういう意味を含めて現状、事業法の見直しというのは時期ではない、こういうふうに言われたというふうに受けとめてよろしくございまして。

○政府委員(奥山雄村君) 電気通信事業法のいわゆる見直し問題、つまり電気通信事業法附則二条に基づく法施行後の検討状況につきましては、及川委員も御承知のとおり、昨年以来精力的に検討を続けてきたところでございまして、結論的に申し上げまして、今日の時点では法改正は必要がないという電気通信審議会の答申も去る三月十八日にいただきましたので、省としても同様な態度を決定させていただきました。しかしながら、審議会の御答申の中にもございまして、電気通信事業の世界というのは、大変目まぐるしく動いてゐる世界でございますので、今後とも社会経済の動向あるいは市場の実態、技術革新の進展の状況等にかんがみて、法の施行状況の検討については適時適切に行うべきであるという御指摘をいただいておりますので、私もいたしまして同様の態度で臨むことにしております。

なお、あえて言わしただきまして、既に昨年度法施行後二年目にいたしまして、三年目を待たないで、その後の国際電気通信事業界における国際VANの急速な成熟状況にかんがみて電気通信事業法の一部改正を提案させていただきます。当委員会でも御審議をいただきました上で成立させていたいただきたいと思つております。今後とも同様な態度で臨みたいと思つております。

○及川一夫君 私、各企業といひますか団体といひますか、五百三社の要望意見というものについて一応一読させていただきました。同時にまた、先週ですか出された答申についても一読させていただきます。ただいわけですが、大体奥山局長、この答申とか各団体、企業の意見といひますと、要約すると、次

のように私は受けとめたんですけれども、一つは、独占性というのは変わらない、本格的競争は始まつていないという要するに見解ですな。まだそこに至っていない、しかし着実に競争は進んでいるという意見が非常に多いというわけですね。

それから、NTTの経営の成績は極めて良好、それは巨大企業の位置が変わらないということ、言い、技術面、企業規模において、それから資産の蓄積において有利な立場にあるというような意見、それで、さらには情報のデータ公開は電電公社時代から見ると後退している、要するにやらない、みんな困っている、こういう意味合いのこととも出されている。あるいは役務別の会計整理も不明確ではないかと、こんなふうにも言われているし、一種と二種の関係も厳しい関係になってきているが、ある意味では過当競争というような意見、端末機についても同様な意見というものが出ている。法の見直しについては時期尚早で、やれば混乱を起す、こういうことですね。

したがって、そこで現在の法律のようなもの、じや必要か必要でないかということになると、見直しは必要ですね。見直しは必要でないかということになると、見直しは必要だと、こういうことを前提にして、さまざまな意見が存在しているというところであります。しかも、NTTの料金引き下げについては慎重にしろという意見が見られたこと、ちょっとびびりしているんですがね。さらにはわかりやすい料金制度にしたいと、こういう意見もある。道交法あるいは電気事業法、こういったものまで含めて大変範囲の広いお話が出ていたというふうな受けとめられているんですが、おおむね私からこれを見ますと、公正競争とは何かという問題に関連して言えば、どうも企業間の競争というものを意識されて出されているような要望、意見の方が多いというふうに見るんですが、いかがですか。

○政府委員(奥山雄村君) 私どもが事業法附則二条に基づき施行状況の検討を行うに当たりまして、関係方面からできるだけ広く御意見、要望、実

態を聴取した方がよいと思つて幅広い私どもそういう調査を行いました。その中で、ただいま及川先生がおっしゃいましたような多様な意見が出てきております。その中で、今先生からお話しございました企業間の競争ということが非常に意識されていっていること、でございますが、もちろん競争というものは、競争が目的ではございませんので、事業法の目的どおり、やはり多様で、できるだけ低廉なサービスと料金で電気通信の役務を行っていく。国民に、ユーザーに利益を与えるということが目的でございますので、そういう見地から私どもも聞いかけを行ったところでございます。

しかしながら、やはり実際の事情におきましては、新しい事業者では、これはいわゆる新電電三社と言われる中継系三社にとどまらず、自動車電話会社にしても、それから先ほどお話しございました第二KDDにしても、ポケットベルにしても、すべて新規参入者というものは、NTTとの接続なしには存立しないということ、NTTとの関係を非常に意識した意見が出てまいっております。そうした見地から先ほど、先生がごらんになりました、むしろ事業法の見直しといいますが、事業法にかかわる問題以外のものもいろいろ出てきているではないかということでございます。これはやはり三年前に現行の体制で、NTTは全国一本で基本的な通信事業者として存続をさせ、新規事業者はそれ以外の方法で存立をさせる、誕生させるという方法、方針をとつたこと、からくる企業間のやりやむを得ざる一つの意見であらうというふうな私どもとしては認識をしております。○及川一夫君 そこで、これからの議論になるんではないんですか、要望とかNTTが出された意見はちよつと横へ置きまして、三年間、実際にNTTとしては官営から民営に切りかえていかなきゃいかぬ。これは競争相手があるがなからうが、第一義的にもやらなきゃならぬことですね。やつてこれらと思う。したがって、この三年間をこく総括して、民営化ということに突き進んだんだ

が、一体どういう結果が出たのか、よかったのか悪かったのか、あるいはこれから先のことを考えると、一体問題点は何だろうということも出てくると思うんですが、その辺について極めて簡潔で結構でございますから御意見を伺いたい、こういうふうな思います。

○参考人(草加英資君) お答えいたします。

民営化いたしましたからちよつと今月末で三年が経過する予定でございます。その間、ただいまいろいろ御議論がございましたように、電話専用線、移動体通信等の第一種電気通信事業、さらにVAN等の第二種電気通信事業、全分野で競争が開始されました。

このような状況の中で私どもいたしましては、お客様の利用に支えられた通信事業が堅調に推移しているということのほかに、私どもいたしましては通話利用促進キャンペーンや新商品の積極的な販売活動並びに業務運営全般における効率化に全社を挙げて取り組んでまいりました結果、良好な経常利益を計上できたと考えております。また、六十一年七月の土曜割引、六十三年二月の遠距離通話料金の一割値下げ並びに離島通話料金の改善を実施してまいりました。

このような状況で、三年間の経営成績は比較的に順調に推移したと私どもは考えておりますが、しかし、今後中期的な視点で経営を概観いたしますと、電気通信市場の競争はこれから本格化してまいります。また、遠距離通話料金の値下げ等により営業収入の伸びが鈍化してくるということも想定されます。一方、デジタル化の促進等による設備投資の増大に伴う償却負担増などが見込まれますので、経営は厳しいものと予想しております。

そこで、私どもいたしましては、今後新規参入事業者との公正競争を確保しつつ、業界全体の市場の拡大を図り、同時に営業面では従来以上に新規サービスの積極的導入等による増収に努めるとともに、人員の適正配置、効率的組織の実現、業務遂行方法等の抜本的見直しによるトータルコスト

削減等合理化努力を行つて、業績の向上に向けて一層の経営努力を重ねるつもりでございます。よろしく御願いたします。

○及川一夫君 さらに、ここで公取委の方にお伺いしておきたいんですが、公取委で研究報告という形のものが出ておりますが、料金とかそれから新規事業ですか、そういうものを始めの場合の許認可制度の問題でより規制を緩和しろという意味の報告が出ているように思ふんですが、この辺ちよつと公取委の方に聞きたいと思ひます。

○説明員(梶山省照君) 公正取引委員会では、規制の問題についてかねてからいろいろ取り組んでいるわけでございますが、電気通信分野につきましては、先生から御指摘がありましたように、学識経験者による研究会において検討を依頼し、いろいろな意見をいただいております。

その意見でも述べられていた点でございますが、競争政策から見た場合、競争原理導入の趣旨を生かすためには、事業者が創意工夫を最大限に発揮できるように規制は最小限でなければならぬと考へられます。例えば具体的には参入規制における需給調整条項というものは、競争政策から見ますれば優良な新規参入を妨げないか、あるいは既存事業者の自己責任を損ないかねる面があるんじゃないかといった点が指摘されるわけでございます。

また、料金等にかかわる契約約款の認可制というものにつきましては、こういった認可制によりまして迅速な新サービスの提供や料金の設定、こういったものが大なり小なり妨げがちな側面があるのではないかと、この点が言えると思ひます。消費者保護等の観点からある程度の規制が必要であるとしても、その対象範囲の妥当性などにつきまして検討が続けられることが望ましく思います。

○及川一夫君 同じ立場に立ちますが、通産の方で産業構造審議会小委員会報告ですが、この中で

も同じように電気通信事業全体をとらえての規制の論議があるようですが、その点おっしゃってください。

○説明員(新欣樹君) 先生御指摘のように私も産業構造審議会情報産業部会基本政策委員会におきまして、この三年見直し問題につきまして御検討をいただいたところでございますが、主として電気通信のユーザーの立場から二月の十七日に御提言をいただいた次第でございます。

この提言のポイントといたしましては、有効な競争環境を創出する必要があるだろう。そのためには、一方で新規参入者個々がNTTに対して競争するということが必要とならざるを得ない。新規参入者相互間でフレキシブルな協調関係を構築する必要があるのではないかと、また他方、NTTに対しては、ネットワーク情報の開示等新規参入者の育成を含め業界全体の発展に配慮をすべきではないかという基本的な考えに立つた上で、こうした状態を実現するために参入許可制、あるいは料金認可制の弾力化等事業の実態に応じた一層の規制緩和が必要なんではないかということとを骨子とする提言となっております。

○及川一夫君 郵政大臣、今お聞きのとおりで極めて圧縮されておりますから、細かく読んでいけばまた別の見解も出てくるのかもしれないけれども、やはり共通して言われていることは、業界全体としてという言葉をですね。それからそのためには規制というものを緩和しろということ、それから業者間同士でいがみ合いをやるような観点でこの問題をとらえてはならないということ、そういった大体三つぐらいが私は共通して出てきていると見るわけです。これからいずれにしても見直しをする時期が来るんでしょうが、そのときの論議にはなりますけれども、ぜひとも考えてほしいと思うのは、一つには、例えば料金というのは、一番このサービス論議で直截的に響いてくるわけですね。ところが今の料金制度というのを見ると、これはもうNTTもNTTも全部同じですけれども、どっちにしても電信電話通信に關する限り八種類あって、それで八十一項目の料金と

いうものがあるわけですね。そのうち認可事項になっているのが、いずれにしろ六十一項目と私は見ておられるわけですね。洗い直しますと。そうして、認可しなくても勝手にやれというのが二十項目しかないわけですね。これでもって経営の自主性とか、あるいは大いに競争やれと、こう言ってみても、公正競争から出てくる低廉で良質のサービスというところにどうしても結びついていかないと私は思うんですね。しかも、認可申請という非常に格好はいいんですが、申請するまでの間が長いと私は見えています。申請をしてからは半年とか一年でばつと答えが出るようだけれども、申請するまでが大変なんですね、どうも見ていると、これはどうも郵政省に限ったことではない、官業全部含めての話のようですよ。

それでは、一体民間企業というのはどのぐらい能動的に対応できるのかという点も、さきに公正競争という場合には、先ほど共通点があるというふうには私は申し上げただけけれども、とにかく企業間というものを意識して、何かもう企業規模も技術力も資金面も、それが差があつたらもういずれにしても競争ができないんだ、だからそれを縮めろ、縮められないなら大きいところはどんどん規制をかけろというふうな意見に発展をするような立場で、この公正競争という問題をとらえたのではもう完全にいびつになつてしまふというふうな気がしてしょうがないんですね。

だから私は、俗な言い方だけれども、お互いに共存共栄をするんだと、この一点に合わせて制度的にも、あるいは許認可の問題も考えていくという工夫が必要ではないか、そういう立場に立たないと、企業間対立だけが浮き彫りになつてくる、そしていい悪いのいうことで競争を、それこそむしろ抹殺するやうなやり方に私は発展をしていくんじゃないかと思うんですね。もちろんNTT、きようは時間ありませんからお聞きするわけにもいかないわけですけれども、NTT自体は民

間企業に比べると、従来の民間企業に比べると二重三重のやっばり努力をしないといかぬわけですね。まず官業からの脱皮ですからね、意識を変えなきゃいかぬですよ。しかし、百年の歴史あるものが、ここから上は変わるかしらぬけれども、ここから下まで全部ついでにと言つたって、一年や二年で私ではできないだろうと思つて、NTTだって、本当の民間人というのは真藤社長しかいないんですからね。あとは、以下全部ローバーの人たちですよ、電電公社の。口では意識革命、革命と言っているけれども、本社よりも現場の方は新しい労働者が入つてきますから、どんどんどんどん改革されていっているんですよ。むしろ一番改革されないのは本社であり、その次の段階あたりじゃないかというふうに言い切つてもいいくらい非常に難しい問題、努力を必要とする問題、こういう兼ね合いがあるわけですから、それだつて公正競争の原則からいえば、そのぐらいの差をどうやって埋めるか、だからもっと時間かせんぞというふうなことの論理が出てこないとも限らぬと私は思うんですね。

ですから、この問題非常に難しいけれども、やりおさねばならない問題ですから、ぜひとも公正競争の意味を法律が成立する段階で、経過の中で固められて、いずれにしても利用者、ユーザーに良質のサービスを返していくんだ、それが公正競争の大きなねらいですと、そのための競争条件をどうつくっていくかということは一つの課題としてあるけれども、ねらいはそこにあるんですよという立場を忘れずにひとつ問題を進めていくようにしていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。この点いかがですか。

○国務大臣(中山正暉君) もう先生のお話の中にほとんど私どもの思いも含まれているような感じがいたしますが、六十一年の四月から民業になりまして、五兆七千億の売り上げのあるNTTと、それから新規参入、もう三十三社になつておりまして、第一種が三十三社、第二種業者はもう五百社

を超えております。

その中で、収益通減の法則と私よく言いますが、五人で田んぼを耕していたら食つていけないけれども、七人になるとみんなが困つてくるというような、その限界みたいなものがあると思つて、その実力の違う大きな会社と、それから新規参入の会社が公正競争ができるような下地をつくるのが私どもの努めであると思つて、先般のNTTの遠距離通話の三百二十キロ以上の料金値下げの際にも、私は、後ろから走つてきている、まあ自動車に例えるならば、バックミラーでひとつ車間距離をとつてくださいます。前で余り料金値下げという急ブレーキをかけられると、後ろから来るのが追突しますので、その辺は前を走っている、立派な車に乗っている方が、バックミラーを見ながら後ろの車の車間距離をとつてくださいます。という言い方をしました。できるだけ新規参入に迷惑をかけないようにというので、遠距離通話の料金値下げ、特にもう沖繩に対して特別な配慮をしてほしいということをお願いをしたわけでございます。その辺はそれに倣つた新規参入の会社も料金の値下げをしていただいたようで、そういうふうな調整を私どもがいかにとつていくか。

二十九万五千という多くの職員を抱えているらつしやる中で、どんどん今お話しのような新しく入つてこられた労働者の方々の育成を待ちながら、幹部の方々にも意識革命をしていただく。電気通信事業はもうどんどん伸びております。新しい仕事をやる方々、伸びていく情報通信産業というもののの中で、どういうところに落ちつけるかというところをこれから見直しの中でも私も考えてまいりたいと考えております。よろしくひとつ、先生もかつての電通のもう大変な大物でいらつしやいますので、もう中のことはよく御承知のこととでございますので、ひとつ適切な御指導をいただきたいと思います。

○及川一夫君 褒められたところで大体やめたいと思つて、どちらにしてもこの問題、大きいから、技術力があるから、ネットワークが整つて

いるからあれもだめこれもだめという言われたんじや、恐らく簡単に改革はできないと思うんです。ですから、国民のためという、利用者、ユーザーのためということをかなりやっぱり観点として持たないといかぬと思うんですね。

だから、確かに中山郵政大臣言われたように、自動車に例えられて、急にとまったら追突するといってお話をされたけれども、これなんかでも国民の側から見れば、料金の値下げをNTTがこうやりたいたいの、いや、おまえ、それやると追突するからととどめると、こういう話でしょう。本来安くなるものが安くないという話じやないかということになれば、国民という利用者とユーザという視点が失われるわけですよ。だから、この辺のことをやっぱり見失ったのでは、本来この電気通信事業の民営化という問題の目的を達成しないということになりますから、まあ議論の尽きないところでございしますけれども、褒められたところで一応私の持ち時間終わつたようございしますから、これで終わっておきます。ありがとうございます。

○大木正吾君 少し角度を変えまして、私、NTTが初めて会社になりました当時、前の通信委員長等もいた経緯もございまして、これに絡んで当時積み残しました大きな問題が一つございしますから、この問題についてのみお伺いしたいと考えております。

それは労使関係の問題でございまして、労働関係調整法の適用という問題が問題となりました。これについて、言えはNTTあるいは全電通自身が、労働界の中でも割合に右という方もおられますし、同時に、ストライキの効果自身がその当時でも、やつてみて事務要員の方々が少し集金をする。しかし、電話は全然とまらないですね、全部自動化ですから。そういったことも含めまして、随分と、中山さんのところには行かなかつたけれども、森山欽司さんとかなくさんの方々のところに行つたんですが、まあついに労働法のところを抜けなかつたわけなんです、ただ、法案が上がり

ました五十九年の十二月国会におきまして、当時の片山委員の質問に對しまして、中曽根総理がほぼ四点にわたつて答えておられます。

これは、まあ一つは、新会社の果たす役割の問題でありますとか、あるいは国民の利便の問題でございしますとか、同時に労使関係の安定性、将来性ですね。さらに国民世論の動向と、こういった問題がございしますが、これについて、労働省もきようは来ていたのだというはずでございしますが、労働省とまず郵政省のお考え方を伺わしていただききたいと、こう考えております。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。特例調停制度につきましては、今先生御指摘のこと、民営化されたときに労働法の附則で出ていたわけでございしますが、なお労働法の附則四條で、施行の日から三年後に、その施行後の諸事情の変化を勘案して、「見直しを行うもの」とする。こうされておられて、労働省では七月一日がちょうど三年後になるわけでございしますが、見直しに向けては関係者のヒアリング等を行ひ、内部で鋭意作業を進めておるところでございします。

○政府委員(奥山雄村君) ただいま労働省の方から御答弁がございしましたように、労働法附則に基づき措置につきましては、現在同法を所管しておられます労働省において御検討をいただいております。労働省の御判断をお待ちしたいと、こう思っております。

○大木正吾君 労働省の御判断をお待ちしたいといふことだけではちょっと困るんでございまして、いずれにいたしましても四点の問題を指摘されてしまつて、そして見直しの際には廃止の方向で検討してみたい、こういうふうな中曽根さん答えておられるわけですね。具体的にこれをやつたらまた時間がかかりますからね、重点的にいたしますが、例えば現在、要するにJR、国鉄ですね。当時は新しい後発の会社、民間会社ですけれども、スト権があるんですね。そうして、スト規

制法はないんですね。そういった問題でございしますとか、同時に、ここに参考書持つてきました、ちよつと古いんですが、これ全電通がつくつてい

る労働協約ですよ。六法全書くらい厚い厚いんですね。この中にあります中で、例えば計画の協議とかね、あるいは合理化の進展に伴つて基本的了解事項でもって首切りをしないとか、大きな問題から細目にわたつて全部これの中に、解釈までも含めて書いてあるわけですよ。中山さんも相当前から労働問題はわかつてはいるはずですから、ね。これで私はやっぱり綿密に労使が約束をしましたと、労働協約を結びましたと、それで実際にやっぱりこれを守つていこうと。私はこの信頼関係がなかつたら労働関係はないと思ふんです。ですから、六十年四月一日のNTT発足以後、全電通は九十何%の組合員のスト権の投票をやりますよ。やるけれども、ストライキやらないと。そして、みづから自分の権利は縛られていふんですけれども、投票しながら、組合員の気持ちを凝集しながら、それを背景にして交渉を真剣にやつて、昨年の場合には、春闘の賃金の際にもリーダーシップを相当発揮しているわけですね。

ですから、この四点の問題の第二問の際の中曽根答弁の中に出てくるわけですが、こういう言葉が出てくるんですね。労働関係というものが中心で、政府はその廃止の方向で協力をすると、むしろ労働関係を尊重して、政府はそれを見定めながら協力をするんだ、そういうことなんですね。問題の中心は労働関係だと、こういうことなんですよ。ですから、そういう観点からもう一步突っ込んで答弁を労働省と中山大臣から賜りたい、こう考えております。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。労働関係の中曽根総理御指摘の四点と申しますと、経営状態等いろいろあつたわけではございしますが、労働関係そのものにつきますと、我々としては、安定的に推移しているといふように理解いたしておりますし、民営化後も安定

的な推移が図られているといふふうに理解している次第でございします。

○國務大臣(中山正暉君) 三公社五現業時代のスト規制の問題からその後大きく労働界の情勢も変わつておりまして、私、郵政大臣に就任してしまつても、大変協調の時代が来ているなという感じがして非常にうれしく思つております。私自身も、昭和四十九年に大久保武雄労働大臣と、それから長谷川峻労働大臣に労働政務次官としてお仕えをいたしました。スト規制の問題、そのときに大きな話題となつておりました問題でございします。

今先生の御指摘がありましたように、今そこに労働協約、そんなに分厚いものがあるといふのを今見せていただきましたが、皆さんの良識に期待をする感で、私は中曽根総理が御答弁を前向きな形でなさつたのではないかと、かような気がいたしますので、労働省が第一義的には判断をするものでございしますが、私もいろいろとこれから協議をして、中曽根総理大臣の御発言の方向に向かって、いろいろと現場の方々の良識に期待をしなから、この問題の推移を見守つてまいりたいと思つております。

○大木正吾君 前向きのお話をいただいておりますが、この際を押し、さらにお話を承つておきたいと思ひますが、ここでもつてこういうことを申し上げていいかどうかかわりませんが、自民党の中にも労働関係調査会というものがございまして、言えは自民党の労働の中がはつきり方向が決まらずと、なかなか動けない、こういう話もささやかれてきておりました。結果的には当時の森山さんにもお会いしましたし、同時に、現在はおかつかつておられますけれども、現在の幹部の方々と私も非公式にお会いしているわけですが、ほぼ三年たちまして、大体内中曽根答弁の四項目、これについてはほぼ問題がない。こういうような御認識をその中でもつてちよつたうしているわけではございしますが、きようは中村労働大臣がおられますから、本日はこの問題について

は、これ通信委員会の記録なんでありまうすけれども、社会労働委員会におきまして当時並行審議してやればよかったんですけれども、当時向こうの方にいかないでこつちでやつたものですか、そういう手落ちがあつたかもしれせん。

いずれにいたしましてもそういう経過等踏まえていきますと、私は、やはり中曾根答弁の四項目については、ほぼ満たされている、こういうふうな感じを持っておりまして、ぜひ労働省、中村大臣にまたお会いすることもありましようが、そういう点を含めて、少なくとも四月一日が境ですからね、これは三月三十一日から四月一日、この記録がですね、私の方の記録では三月三十一日までぐらいいろっておつたんですけれども、労働省側の記録ですと何か四月一日以降と、こうなつておりまして、一日の時差が実はあるわけなんです、いずれにいたしましても今国会中には少なくとも一定の方向が、スト規制解除の方向が出ることに、労働省と大臣からももう一週期待ある答えをいただきたい。こう考えております。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

労働省としては四月一日にこだわっているわけではございませんで、ただ、先生を初め非常に経緯に詳しい方々がおられるわけでございますが、そういう経緯等も十分に承知しながら、しかし法律自体におきましては、やや形式的なことを申し上げますが、事業所法の方は三年以内、それからこちらの方は三年後と、こういうふうになつてきたわけでございますので、それを見まして、事業所法の検討等も見ながら四月一日から検討を開始したいと、こういうふうな事務的には考えていたわけでございます。しかし、先生を初めとして、組合その他の要望も非常に強い要望がありまして、早急に結論を出すようにということでございまして、鋭意検討を進めながら、できるだけ早く結論を得るように、また郵政省その他とも御協力をいたしながら進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○政府委員(奥山雄材君) ただいま労働省の方か

らお話がございました。おりでございますので、郵政省をいたしまして、総理答弁があることも十分念頭に置きながら労働省と必要な意思疎通を図り、相談をしてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(中山正曜君) 今回の郵便局の土曜閉庁の問題でも労働大臣から大変に喜んでいただいております。労働省との協調で、現場で働く人ほかの郵便事業にかかわる人等の労働問題というのはどうなるのかという、国民へのサービスの問題と兼ね合わせでこれから新しい事態に対応していく必要があると思ひますけれども、とにかく労働省の大臣から、閣議の後の席でも大変喜んでいただきましたので、現場で働かれる、今日まで御努力いただきました方々のお立場にどういふふうにお報いをするかということ労働省とひとつ相談をしていきたいと思ひておりますので、今のところそういうことでお許しをいただきたいと思ひます。

○大木正吾君 これはもうこれ以上あれしませんが、とにかく私の方では、当時の三年前のいろいろな向きの議論から、同時に、当時の自民党労働との関係なり、幹部の方々との関係とかすべて私のメモにはございまして、そういう中で、当然の問題として、今国会中には法律案そのものが出口からしっかり出ていけば申し分ないですけれども、しかし、法律案自身が通るか通らないかというところは、時間的な問題もございまして、これから別にいたしまして、少なくともスト規制解除、こういった問題が労働省側から何らかの方法でもって明らかにされる、こういうふうな現在の両省の答弁について、私なりに承った形でもって終わらしていただきます。

○理事(大森昭君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会
○委員長(上野雄文君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査のため、本日の委員会に日本電信電話株式会社代表取締役副社長児島仁君、同じく常務取締役高度通信サービス事業本部長鴨光一郎君、同じく常務取締役電話事業サポート本部長高橋節治君、同じく取締役ネットワーク事業本部長宮津純一郎君、同じく経理部長加島修君、同じく電話事業サポート本部設備推進部長村田忠明君、同じく電話事業サポート本部営業推進部長西脇達也君を参考人として出席を求めたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(上野雄文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(上野雄文君) 休憩前に引き続き、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○大森昭君 大臣、ある対談で、あなたは大臣といたうのは指揮者でありますという話をしておつた対談がありましたけれども、さつき及川さんから話がありましたけれども、土曜閉庁の問題で決意したことは、まさに指揮者として御立派であると思ひますが、実は及川さんの別に質問に答えるわけじゃないんだけれども、閉庁という言葉は、こういう意味なんですよ。

実は十三年前に土曜閉庁の会議を結成したんです、私、そのときに、郵政省も郵政局も郵便局も市役所も全部とにかく土曜日を休みにしようじゃないか。そうすると、何という言葉がいいかなというところまでいろいろ相談していたら、やはり民間は行じやおかしいから、閉店というのを付ける、ですから閉店なんですよ。庁というのは、市役

所も庁舎と呼ぶだろうと、郵便局も庁舎と呼ぶだろう、郵政局も庁舎、そういうふうな、ちよつと古いけれども庁舎と呼ぶんじゃないかと。だから今度は郵便局だけですけれどもね、これ貯金と保険ですけれども、もう本省もやっぱり土曜日はみんな休み、郵政局も休み。そういうふうなやつてもらうと、まさに効果は抜群でありまして、郵便局の貯金、保険も偉大なことですから、それだけにとどまらずひとつ大臣が前進をしてやっていたきたいし、とりわけこの問題というのは週休二日制に向かつての決断ですから、そういう意味でまた労働でいろいろ相談をするんでありましようけれども、早いところひとつ土曜、土曜というか、もう週休二日制ですね、それにひとつ邁進をしていただきたいと思ひます。

それから、さつき大木先生からスト権の問題があつて終わったわけですが、きょうここに成相先生もおられますが、実はその法案の審議をする際に、衆議院が終わりまして参議院に持つてきて、実は参議院で修正をしまして、それで六十一年の四月に間に合うか間に合わないかという段階まで来まして、それでいろいろ実は修正問題を話し合つた中で、スト権の問題もあつて、総体的に我々ちよつと法案には反対だけれどもということなどについても成相先生も大分御努力していただいて、一括して実はその法案が通つたのでありまして、ですから何か法案が通つちやうと後、スト権の問題は全然別な問題のように理解されては困りますので、先ほど大臣から表明がありましたから、お答えが要るわけじゃないんですけれども、どうかひとつ参議院段階での法案が極めて難航して通過をしたという経過がありますので、どうかひとつスト権の問題についてもぜひひとつ御努力をしていただきたいと思ひます。

日曜配達の問題も、これは最初やる時には、我が国の事情からいって日曜配達なんかとてもできないという状況であつたんですが、たしかあはれは徳安さんだと思つたんですが、日曜配達廃止を段階的に進めて今日に至つてい

ですけれども、何でもやるときは大変難しいんですけれども、やはり大臣が指揮者であるということとを言われたように、役所の人はみんな優秀でもやはり物事できることとできないことがありまして、大臣がよほど頑張っていただかないとできないことがたくさんありますので、初めにひとつ、大臣が今度郵便局の貯金、保険の窓口を閉めるといふ、その決断に敬意を表するわけですが、さらに今後の進め方について、これは大臣でなくてもいいんですが、具体的に時間短縮の問題などについての構想がありますか。

○政府委員(白井太君) 週休二日制とか勤務時間短縮の問題というのは、現今の我が国の経済問題の中でもかなり重要な課題という位置づけをなされておるというふうに承知いたしておりますが、政府の方も経済運営の方針として、一応その方向を打ち出しておりますし、また昨午秋には、一週四十時間を勤務時間の基本とする労働基準法の改正なども行われた経緯があるわけでございまして、そうした事情を踏まえまして、今後私どももいたしましては、郵便局の仕事のうち、特に郵便貯金とかあるいは保険などの仕事をいたしております窓口業務を全部の土曜日について閉めるというところについての具体的な検討に入つた次第でございまして。

ところで、週休二日制とか勤務時間短縮の問題でございまして、この辺につきましては、やはり一般の公務員の方との横並びというのも多少は配慮しなければならぬというふうなこともございまして、それから私も郵政省におきましては、郵便貯金、簡易保険だけでなく、郵便の仕事もあわせて行つておるというふうな事情もございまして、で、そちらの方の取り扱いについてもいろいろ配慮をいたしていかなくてはならぬというふうなこともございまして、その点について、できるだけ国民の皆様は迷惑のかからないようなやり方でこれを実施する方法がないかどうかというのを労働組合などとも協議をしながら詰めていくということをしていかなきゃならぬと思つておりました、したが

いまして、窓口を閉めるということが即そのままで週休二日制を拡大するとか、即その日から勤務時間を短縮するというわけにもまいらない事情がございまして、できるだけ世の中の流れがそちらの方向にあるというところをよく頭に入れておきまして、精力的に関係方面との折衝を続けてまいりたいというふうに考えております。

○大森昭君 郵便事業も大分順調だというお話がありますが、年賀の引き受けなんか見ておると、郵政省が言うように、早く年賀を出してもらいたいという周知は大分熱心にしてありますが、なかなかそういうふうないかないで、年末ぎりぎりに郵便物が差し出されるというふうな状況でありまして、そういう意味では職場に働く労働者というのは大変な思いをするわけでありまして、特にことしの年賀、大変うまくいったというお話であります、今後どのような課題を残したのか、同時にまた、大変郵便事業が好調だと言われているんですが、その主な原因は何ですか。

○政府委員(田代功君) 昨午の年末の年賀でありましたが、年賀の中で、まず小包については例年になく取り扱ひ量がふえまして、これは郵便局の努力だけではなくて経済状態が上向いてきたこととの反映かもしれません、十二月の十日間とか二週間をとりますと、前年度に比べて三〇%もふえた郵便局があるというふうなことで、久しぶりに郵便局が小包で埋まる状態になりました。特にその中で、生ものとか壊れ物といった郵袋の中に入れない小包が大変多うございまして、そのために現場の郵便局では取り扱ひに大変な苦勞をいたしました。

また、年賀状も私どもできるだけ早くお出しただくようお願いしておりますが、なかなかそうはいきません、二十八日から三十日にかけて、昨午の十二月は年末ぎりぎりまで郵便局は大変忙しい思いをいたしました、大きな混乱もなく無事に年賀状を届けることができました。

これからの課題といたしましては、お客の動向

が、例えば生ものとか壊れ物もたくさん出していただくようになりましたし、年賀状も私どもが幾ら呼びかけましてもやはり遅く遅くなる傾向にございまして、これに対応した私どもの仕事の流れを組み立てていく必要があらうかと思ひます。こういったことについて、来年に向けていろいろ今研究をしているところであります。

なぜ好調であつたかということもございまして、これはもういろいろ考えられますが、何はさておいて、うちの職員が労使一体となつて、それこそ不眠不休の努力をした成果であると考えられます。そのほか私どもいろいろサービス改善、その他もいたしましたが、扱う人間がまともに仕事をしない限り、お客様の信頼を得られないという意味からいいますと、この点が中心だと思つております。

○大森昭君 本場に局長が言うように、現場じやもう大変な騒ぎなんですね、とにかくぎりぎりまで来るわけですから、そうなるべくと必ずしも一月元旦・一月元旦ということはない、元旦は一月一日だ、元旦配達にこだわる、まあこだわって、できる限りそれはいいんですけどね、やはり遅く出した人には少し遅くなりますよということにしません、別に周知することもないだろうと思ふんですが、余り遅くしても元旦に着くということになると、遅く出す習慣になつてしまいますから、その辺もひとつ検討してもらいたい、それからこれは最高の年賀でしよう、去年の年賀は、そうすると、これは寄附金つきのはがきというのは何ぼ出して、どういふふうに寄附金は使用しているのですか。

○政府委員(田代功君) まず第一点の年賀でございまして、手続的だけなことを言いますと、二十八日までに出したものが元旦配達ということになつておりますが、私も長年できるだけ、ぎりぎりのもので元旦にまとめて配達できるようにということで、郵便局員一同張り切つておりますので、できるだけ早く出したしたいと思います、が、なおやはり早く出してもらつたというお願いを

これからの積極的になりたいと思ひます。

それから寄附金の話でございまして、昨午は三億二千七百万枚の寄附金つきのはがきを出しました。これは、全部絵をつけた四十五円であつて、年賀状のことでございまして、一通につき三四の寄附金をつけておきますので、手数料やら事務費を引きますと、八億何千万の寄附金になります。

九億近い寄附金が集まつております。これは法律によりまして配分対象その他は厳格に決まつておりました、例えば社会福祉を行う事業ですとか、がんやらの治療のための団体ですとか、あるいは文化財保護のための団体ですとか、青少年の健全な育成のための事業を行う団体ですとか、いろいろ制限がございまして、私どもこの法律に従ひまして、昨午の十月に告示をいたしまして希望を募りました。その募つた結果、昨年じやうに百八十五団体から希望が出てまいりましたので、現在それについて、この法律の規定に合つていのかどうか審査をしておるところでございまして、近日常に郵政審議会に諮問した上、それぞれの団体に配分することとしております。

○大森昭君 郵便事業も貯金と違つてやはり営業などについて今やつていられるわけでしょう。そうすると、保険の金なんかで出して橋をかけたとか、あるいは何か物を買つたとか、ちゃんと保険の資金運用部資金が使われていくというのが出てくるんだよね、建物の前に。そうすると、ああそうか、保険入つていられるけれども、保険の金などもそういうふうに使われているのかというふうになるように、実は寄附金の今お話聞いて、僕らも寄附金のお金でもって何かできたというのはいくら知らないよ、正直言つと。結局寄附金もそうなんだけれども、今までのやつでいいのかどうなのか。これだけいっぱい出すのだから、年々。それにや寄附金の方を少し多く出して世の中のためにやろうじゃないかと。あなた方が出す文書を見ていると、これから地域活性化しなければいけない、高齢者がふえてくる、老人対策しなければいけないわと言つたつて、書いてあることは立派なん

比べると。ですからそんなに、これは議事録削除

してもらわなきゃいかぬかわからぬけれども、そんなに郵政省の保険が有利であるかどうかというのにはちょっと疑問がある。まあ保険局長さん、それに反論があるかもわからぬけれどもね。ですから営業をもつと重点にということなら、組織のあり方についても、それから施策についても十分検討しなきゃいけないと思うんです。

そこで、これは部外不公表になっているからどの程度あれか知らぬけれども、例の活性化計画、人事部長も大分苦勞してつくったんでしよう。しかし、これ正直言いますと、昔どつかで見たような文章を何か集めてきて継ぎ張りしたような文章ですよ、僕に言わせると。だから例えば活性化計画をつくるに、郵政局の人を何人か入れる、それから東京にはちゃんと現場の課長で苦勞した人がいるんだから何人か入れて、それで活性化計画をつくったら、本省の人が集まってきたって悪いけれども、それは優秀な人だから文章は全部うまくできても、職場の実態が把握できなきゃ活性化しないでしょう。僕はそう思っているんです、常々。

だから現場の人たちが何を求めているかというのをね、ちょっとこれ見ただけだからあれだけれども、例えば主任なんか他局部に任用した方がいいと書いてあるんだな、これ。しかし、言っておきますがね、例えば保険の主任はあつちこっちに動転が長いわけだから、いろんな知り合いがある。民間と違って自分だけ行くんじゃないんですよ、保険でも貯金でも。自分が行つてたくさん稼いで、手当を余分にもらつて成績上げるといふんじゃないんです。郵便局に来て、二年か三年貯金やつていて、どうも余り成績がよくない、そいつを行かして、自分ほもう話をつけておいて、大口行つてこいと、おまへが行けば少し入つてくれる。そういうように結局、主任、主事だといふ人の役割というの、そういうようにそこに働いている人たちの面倒を見ながら主任だとか主事やっているんでしよう。民間みたいに、自分だけ行つてやるようなシス

テムじゃないの。それを主任にするときには他局にやつた方がいいと書いてある。それはそういう手法もないとは言いません。しかし、これは現場の管理者というのはいくらもよくないから、僕に言わせると、はつきり言うところを、すくああこれはいけない、主任発令するときは、うちの局で発令するよりかはかへやつた方がいい。いや何でだ、なぜかといつたら、郵政省の監督がいて、監督の中に、おたくは主任にするときに他局に出したか出さないかという監督をしてるんだよ。そうなつてくると、今人事部でつくつたこの活性化の問題についても、全く本省のお役人というの、例えばその人が主任になつたんじゃないと職場が締まらないと、どうせするならばかのところやつてもらつた方がいいだろうという意図なんだろうけれども、それこそ何でもそうし方が悪いということになるんだよ、この活性化計画の読みによつては。

だから、せつかくこゝまで活性化計画をつくつただけけれども、正直言つて、この活性化計画の中に、四月一日から新しい年度を迎えて、何かこの中の何項目かでも実施できるというのは部長あります。

○政府委員(白井太吉) 一番後半の部分からちよつとお答えをさせていただきたいと思ひますが、活性化計画ということで労働組合にも示しました内容のものというの、これはまだ骨格の段階でございまして、具体的な実施内容というの、これから詰めていくものが大変多いわけでございます。ただ、いみじくも具体的な問題として出てまいりましたのは、先ほどもちよつとお話が出ましたけれども、全部の土曜日について、貯金、保険などの窓口を閉めることについて具体的な検討に入るということとの関連で、実は週休二日制あるいは勤務時間短縮の問題が当然出てまいるわけでございしますけれども、これも先ほどの繰り返しになりますが、できるだけ利用者である国民の皆様様の負担の増加にならないようにしなきゃいかぬとか、あるいはサービスダウンを極力少なくするように

しなきゃいかぬというふうなこともあつたりしましいろいろな、一口に言へば効率化などすることによつて週休をふやすとか、あるいは勤務時間を短くするために必要な要員を生み出すということをやつていかなきゃならぬわけでございますが、それらはすべて、いわば活性化計画そのものを具体化していくということにはかならないわけでございます。私もこの間にはかならないわけを閉めることについての検討を進めると同時に、あわせて週休二日制等の問題についてもいろいろ詰めていかなきゃならぬ。これについては先ほど申し上げましたように、これをどうやつて取り入れていくか、効率化をどういうふうに進めていくかというのをやつていかなきゃならぬわけでありまして、早速活性化計画の身中に盛り込んでいくことについて、いろいろ具体的に内容について詰めて行つていかなきゃならぬということになつてきておるわけでございます。

それから、特にいろいろ御指摘がございましたけれども、人事の任用なんかについてのお話もございしましたので、その点一つだけ触れさせていたきたいと思ひますが、主任の任用につきましても、できるだけはかの局にもどんどん任用をするという道を開いていこうということを確認に活性化計画の中ではうたつておるわけでございします。この辺は、実は先生は何もかも御存じの上で御質問されておられるのでお答えがしにくいわけでございますが、郵便局たくさんございしますけれども、これは当然年齢とか、あるいは経験年数等によつても、職員構成がもう本場に郵便局によつてまちまちでございまして、私どもの本心というのは、まさに適材適所というのがこの基本にありまして、他局に転動することによつても主任に昇任をさせるということや、私どもも主任に昇任をさせないことを打ち出した次第であります。先生、御指摘になりましたことも含めてすべて、まさにそのポストにふさわしい人、そのポストについていただくことをやつていこうということにはかならないわけでございます。

して、その辺で、できるだけ運用に間違いのないようにやつていきたいというふうには考えておる次第でございます。

○大森昭君 大臣、誤解のないようにしてもらいたいのは、それぞいろいろな御苦勞していただいているので、何も苦勞しないという意味でこれを言っているんじゃないんです。ただ私は正直に申し上げますと、部長も大分努力はしているんだけれども、その適材適所というのはだれが判断するかというところが違ふんで、僕と。だから言葉は、適材適所というところは一致しているんです。しかし、職場で、この人間を主任にした方が職場ではうまくいくというふうな職場で考えているのと職場の長が考えているのは違ふ。いわんやこれをまた郵政局がチェックするわけでしょう。そうすると、そこが違ふわけだから、だから私は、正しい安定した労使関係を確立したいというのは、これは大臣の所信表明にあるだけけれども、じゃ一体、その信頼性があつて、正しくて安定性のある労使関係とは一体何か。さつき大木先生が持つてきたけれども、全電通にはあれだけ労使でもって協議した内容があるんだつて言われたでしょう。ところがあんなの方は、組合の方から何だかんだ言われたんじや現場の管理者は大変だから、なるだけ接触しない方がいいと、なるだけ組合の意見を聞かない方が、自分たちがやりたいことをやりやすいんだからというのがあるんだ。これはなぜいけないかという、適材適所だとか、あるいは能力主義だとかいろんな立派なことを言っているけれども、一体だれが能力を判定するのか、だれが適材適所なのかということとこの基盤に置くか。だから、やっぱり労働組合に対しての意見を十二分に聞く。もちろん労働組合ですら、経営者としてすぐそのことを、意見を聞いて、できることとできないこととあるでしょうけれども、聞くということ、絶えず聞いてやればこそそこに信頼感があり、労使関係が安定するのであつて、だから本場にそういう意味じゃ、こう並んでいる方々と少し意見が違ふのは、も

う少し現場の実情を把握をしてから……。もう時間がないから言うときがないんだけれども、昔、ある次官が三十年表彰をするときに、もうどうだい、一日ぐらい局長にしてやろうじゃないかと、一日局長。そうすると、お父さんは郵便局に勤めていたんだと孫に言ったときに、そう、長い勤めをしたんだけれども、最後は一日課長でやめたんだとよ。

今、三十年勤続したって主任になれないんだよ。なれるわけじゃないですか。今、部長が言うように、何歳にならぬと本省の係長になれないとか、何歳にならぬと主任になれないとか、この営業を中心にして業務の運営をするのか。年齢が幾つになっても主任になれない。三十年も勤めて主任になれないんですよ。だから一つの段階、主任制度、という条件をつけて主任にするか。あなた方は何の条件もないんで、ばつと本省の局長になるんだ。ばつとなつたんじゃないでしようけれども、まあ逐次なつたんでしようけれどもね。

だから、一日課長にしてやろうというの、話は少しオーバーな話かも知れぬけれども、例えば定数にしたって、五人に一人の主任じゃなくたっていいんですよ。率直に言えば、ある職場でそれぞれの業務がうまくいって、営業がうまくいって、みんなが仲間同士と一緒に愉快にやれるというのなら、主任を二人つくだいいいじゃないですか。そうでしょう。そういう発想がなく、やっぱり依然として本省段階における運営は、国営事業の従来の悪いところをそのままにしてやるから、職場へ行くところを一生懸命やっているんだけれども、さっきの郵務局長の話じゃないけれども、まさに年賀がうまくいったのは、もう職場で働いている皆さんのおかげだと言っているわけだけれども、本当に一生懸命やっても、考えてももらえないよあなた、三十年たつて主任もできない人がいる現状じゃ、これはいすれ破綻を来しますよ、破綻を。ですからどうかひとつ、大変事業がいいわけですから、いいときに言わないとね。これは

悪いときに言う嫌味になるからさ。いいときに言っているんだ。御苦労しているわけだけれども、ぜひひとついろいろ努力してもらいたい。

それから、まだ質問はたくさんあるんだけれども時間がないから、もう一分しかなくなつたやつたけれども、大臣、今までのいろいろな通信政策分野でも郵政省の役割は大きいわけだけれども、何か新幹線つくりや東京一極集中がなくなつてみたり、あるいは通信網が発達すれば、いわゆる都市への集中がなくなるようなことではないと思ひますが、えてしてそういう発想が非常に多いんですね。しかし、いかに新幹線を敷いても、あるいは通信業務をそういうふうによくしても、やはり地域における活性化がなければ、これは一極集中といふのは変わらないですね。ですから、どうかひとつそういう意味で、これから新しい分野でいろいろ郵政事業が行われるわけでありますが、その点については、少し従来の考え方を直すことについて大臣は検討してもらいたいと思ひます。どうですか。

○国務大臣(中山正曜君) 私が就任しましてから、一月の十四日に大阪でレポートのアンテナの起工式、地球局の起工式がありました。それからテレトピア計画というのが全国六十三カ所、それから追加十カ所ぐらいできるんじゃないかというふうなお話が今出ておりますが、お話のように、ただ地方にそういう電気通信の拠点を置いて、それだけで東京の一極集中というのが解消されるかという、そういうわけにもいかないと思ひます。山の中で会社に出動せずにいろいろな仕事をされる方が出てくるとは言いますけれども、やっぱり何となく帰りに赤いちゃんや一杯やろうというの、人間と人間の交流の社会でございまして、から、そういうことをどういうふうに組み合わせたいというのか。

午前中にもドライコミュニケーションとウェットコミュニケーションというのをどう調和させるかということをお願いしましたが、そんな意味で、これから都合のいいことには二千八百キロ、北か

ら南まで、それから時差がございまして、三十七万平方キロのこの日本に何とか一極集中を排除するようものを考えていくことのために、郵政省がいかに努力をするかというところはもう御指摘のとおりでございまして、名古屋とか大阪が大変落ち込んでおります。大阪ですら大変落ち込んでまいりましたので、東京の一極集中を排除するためには大いにむしろ地方にうんと力を、重点を置きかえるような形でこれからの情報通信というふうなものを考えてまいりたい、かように考えております。御支援いただきますようお願いいたします。

○大森昭君 ちよつと時間が過ぎるけれども、活性化計画もできたわけだし、環境の厳しさも認識は一致しているわけですから、ぜひ頑張つてもらいたいと思ひますが、ことしの年頭に当たつて澤田次官が講堂で一時半にわたつて大講演をやつていますが、非常に問題提起を鋭く次官がやつておられるわけですから、次官が言つたことを、できることとできないことあるかも知れませんが、問題意識というのはみんなもうはつきりしているわけですから、どうかひとつスピードを上げてそれぞれの問題を検討していただくことをお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

○鶴岡洋君 最初に郵政省にお聞きしますけれども、大臣の所信表明の中で、テレトピア構想の一層の推進、こういうことをうたつておりますが、これは私は非常に結構なことだと思つております。しかも、この中で、「テレトピア計画や、いわゆる民生活法に基づく施設整備事業等の地域情報化施策をより一層積極的に推進する必要がある」と考へており、きめ細かく、かつ適切な支援を行つてまいり所存であります。この「きめ細かく、かつ適切な支援」というのは、この文章からいくと、どちらになるのかわかりませんけれども、受信者、利用者の立場に立つてきめ細かな、かつ適切な支援を行つてまいりますと、こうなればいいんですけれども、いずれにしてもこのテレトピア構想、今も直前にお話がありましたけれども、指定都市がほとんどふえる、私は結構なことだと思ひんで

す。そうなれば国民生活、社会活動の中でいろいろな面で便利にもなり、また効率的にもなつてくるし、しかもスピードに物事が処理できる、したがってすばらしい日常生活が享受できる、こうなるわけがございましてけれども、ただ実際の現況の運びになると、そこに複雑ないろいろな社会構造に今なつておりますので、また人間と機械という関係でいろいろな法的な問題が出てくると私は思ひます。

そこで、郵政省としては、このテレトピア構想の一層の推進とともにやつていくわけですが、それよりも前に各省庁間との協議、法的対策が実際にきちつととられていかなければならぬんじゃないか、こういうふうには思ひます。その具体例を二、三取り上げてみますので、その対応について今どうなつてゐるか、御説明をいたしたいと思ひます。

まず第一点でございしますが、これは厚生省との関係になると思ひますが、高齢化社会について、高齢化社会の到来は、世界に類を見ないスピードで日本は今進んでおります。我が国は、二〇〇〇年には全人口の一五・六％が六十五歳以上、また二〇二〇年には何とその割合が二一・八％、こういうふうには予想されているわけです。

そこで、高齢者が安心して生活ができるためには在宅診療、健康管理システムが必要になると考へられますけれども、このシステムを導入することによって離島や無医村での遠隔治療が可能になり、双方向CATVにより、患者が医師と応答することにより病気の診療やそれに基づく治療を受けられる、こういうふうになるわけです。しかし現実には、現状の技術水準では、CATV等により的確な診療が行えないために医師は診療や治療を行うことができない。つまり医師法第二十条の無診察治療等の禁止の法律に違反してしまうからでございます。また、ファクシミリで送付された処方せん、これについては医薬品の適正な使用、管理、適正な医薬を確保する意味で、処方せんは、いわゆる元本だけが有効であり、コピーは許され

ていない。これは、言うならばテレビピア構想が先行をしてしまつて、こういう問題を解決しない前にやるということになると、問題が起きてから大変じゃないかな、私はこういうふうに考えるわけですけれども、今申し上げた、厚生省との関係になるんでしょうけれども、在宅診療、健康管理システムの問題について郵政省は現在どのような対応を考えておられるか、これをまず一点お聞かせ願いたい。

○政府委員(塩谷稔君) 鶴岡先生、テレトピア構
想につきまして大変関心、御理解いただきまして、
私ども大いに心強く感じておるところでございます
すけれども、今おっしゃいました、いろいろテレ
トピア構想の推進につきまして、いわばそういった
ものについて制約となるような課題が出現して
くるといふこと、あるいは先生の今のお話ですと、
まずそっちの方が先じゃないかというお言葉にな
るかと思ひますけれども、そういう問題があり得
るということ私ども十分承知している次第ござ
います。

で、私も、このテレトピアを始めるに当たっては、いろいろ各省所管の情報通信システムについてどういふうにそれを進めていったらいいかということと調査研究会などを催しましたし、各省庁との話し合いもやってきたわけでございますが、今お指摘の問題、これは実はテレトピア構想がまだ緒についたばかりでございまして、現実、そういう遠隔治療というようなことで、それが医師法との関連でどうか、あるいはコピーの処方せんに基づいて薬を出すことが、これは医師法の関係でございまして、医師法の施行規則などの関連でどうかということにつきましては、率直に申し上げまして厚生省との間で詰めておるという段階ではございません。ただ、おっしゃいますとおり、これはもっとニューメディアが普及しまして、テレトピアで現実、こういう医療行為という問題が出てきた場合には当然その辺のことを考えなければいかぬわけでございますので、私も問題意識として、例えば診療に当たって、こ

うCATVを使って、テレビを使ってやるのがどうなのか、あるいはコピーで処方せんを交付することがどうなのかというような問題、これは詰めなければいかぬと思っておりますけれども、現在の段階ではそういう状況でございますので、いろいろこれから折に触れまた必要に応じて各省庁ともその辺話をしてみたいというふうに考えております。

○鶴岡洋君 これからの問題であることは間違いないが、
 ございせんけれども、私が申しましたように、
 それが始まってから問題になってはいけないから
 私は言っているわけなんです。

今の問題と同じように、今度は二番目は労働省との関係ですけれども、在宅勤務についてでございますが、在宅勤務というのは、御存じのように家においてパソコンを使い、テレビ電話、ファクシミリ等ニューメディアを利用して、そして家庭にいながらにして勤務を行う、こういうことですけれども、これは昔からあった自宅労働のイメージの延長ではなくて、通勤をいわゆる通信によって代替して、会社に対して自宅で勤務する、こういう新しい勤務形態であるわけです。この在宅勤務は、今までオフィスに来て働けなかった人、例えば身体障害者の方々、また長距離通勤のサラリーマンにとっては、これはまさに理想的な勤務形態ではないか、こういうふうに思います。

そこで、先ほど申しました問題と同じように在宅勤務ができるようになった場合に、やはりそこにも問題が起きてきます。例えば、在宅勤務の場合出来高払いになると、大規模な工事をした場合、完成まで長期に時間がかかる。その間収入が得られなくなる。この場合のいわゆる労働基準法第二十七条の出来高払制の保障給の問題、また事業所内の労働と違い、在宅勤務では仕事が原因で負傷したり疾病にかかった場合のいわゆる労災保障の認定に非常に私は困難を来す、こういうふうに思います。こういう問題があるわけですから、郵政省として労働省とこういう問題については何か解決策といえますか、今言ったようにまだ

やっではないようでございますけれども、どのよう
に考えておられるか、現状はどうなのか、教えて
いただきたい。

○政府委員（塩谷稔君）　やはりおっしゃいますとおり、この点もニューメディアとの関連でこれから大いに問題になる点でございます。

今おっしゃいました在宅勤務の場合と労災保障の関係でございますけれども、私ども問題点として考えられるのはこういうことではないかと思っております。

在宅勤務時におきまして災害等がありますという場合に、これはいろいろ問題がございまして、その仕事をやっている——ちょっと碎けた表現が当てるかどうか知りませんが、とも、仕事をやっているときに発生したのか、あるいはそのほかの本来の仕事とは余り直接関係ないときに発生した災害なのか、あるいはまた、その仕事が原因で発生した災害か、そういうものの認定が、体が事業所へ出向いていて、そこで仕事をしているという場合に比べますと非常に難しいというようなことと。

それから、在宅勤務が一般化した場合には、勤務時間管理について困難があるということ、これは勤務時間で管理するよりもできた仕事といえますか、完成した仕事の量に依じて、それだけ仕事をしたんだなという認定になるのか、いわば勤務者の法的な地位が、現在の雇用契約から請負契約へ変わるということも考えられるわけでございまして、そうした場合には現在の労災保障の範囲外になるのではないかという、これはまた一つの理論として、問題点についての考え方として言えると思います。ただ、現実にはやどうなるかという点については、また私も先生の御指摘の点も踏まえて、具体的な態様に依じて考えなきゃいかぬという気持ちでございます。

○鶴岡洋君 いずれにしても今後の問題として、今労災問題を取り上げましたけれども、難しいからこそやっぱり検討しなきゃいけないし、それならさらにをもっと具体的になりますけれども、三

番目になりますが、これは通産省との関係になると思いますが、ホームショッピングですが、このホームショッピングというのは御存じのように、家庭に設置してある端末を使ってセンタ―と通信をとり、端末のディスプレイに表示された商品のいわゆる情報が次第によって限定していつて、買いたい商品が表示されたときにそれを買うということ、発信操作によって後から、いわゆる販売者から自宅の方に現品が送付される、これがホームショッピングです。今テレビでやっているホームショッピングというのは、テレビも非常に鮮明になってきました関係上、これを言えば、期間内に申し込めば大体その物が送られてくる、こういうことでトラブルもないでしょうけれども、便利にはなりませんけれども、このホームショッピングについても私は問題点が出てくるのではないかと思います。

まず、今言ったように、デイスブレイに表示された商品と実際に送られてきた商品、これにいわゆる格差がある、こういう場合、また契約の解除や商品の取りかえが可能なかどうか、こういうことも出てきます。消費者保護の立場からすれば、契約の解除や無効を主張できるとしても、実際にそれを立証することは、これもまた難しい。

また、そこにクーリングオフという今法律がありますけれども、この適用についても、現行法では、適用開始は利用者への書面による告示がされたときからとされているが、ホームショッピングにおいてこの制度の適用を考える場合、その期間をどのように考えるのか、こういう問題が起きることは、これは間違いございません。

そういった場合に、通産省ときちっとまあこれは法治国家ですから、通産省の法律、それから郵政省側のそれを利用する制度というのがあるわけですから、その辺をきちっとしておかないと、また問題が起きてから困るんじゃないか、こういうことを心配するわけですけれども、この点について、これはもう大分具体的になってきておりますから、前の二つよりも、どうお考えになってお

○政府委員(塩谷裕君) 具体的な事例に基づいてお話しただいたわけでございますが、私どももこの今のお話に当てはまる実例といたしまして、これは大分市、別府市でやっております日用品購入システム、これはキャプテン、画像情報のテレビなどを使って、いろいろな日用品購入システム、これが始まったばかりでございますけれども、こういうところでは恐らく、あるいはこれから先生今おっしゃったような問題も考えていかなければいかぬなどという問題意識は持っております。

法律上の論点になりそうなところでございますが、先生おっしゃいますとおり、商品内容が表示された物と違った、届いた物が違ったという場合には、これは恐らく民法上の一般原則、要約の錯誤ですとか、そういったことで契約取り消しというような問題になろうと思いますし、また、クーリングオフの問題でございますが、これはいろいろ訪問販売等に関する法律ですとか、この法律施行規則を見まして、先生がおっしゃったような問題点がこの法律との関連で鮮明になるということとはよく承知しております。

ただこの点、これからこの訪問販売に関する法律も今度変わるようでございまして、これから取引の安定性ということと関係づけた場合どうなのかということ、電気通信メディアを利用した契約取引市場、これは実はちよつと前に専門家にも集まつてもらつて勉強した経緯もございすけれども、そういう契約取引市場との関連でこのクーリングオフはどうかという、一応懸念は持つております。

いずれにいたしても、これは必要に應じまた私も検討していきたい。先生おっしゃいますいろいろな問題点は、将来のニューメディアが社会に定着するときに今から考えておかねばならぬ重要な問題だぞという警鐘といえますか、御指示と承りまして、私もこれも検討してまいりたいと思っております。

○鶴岡洋君 大臣、最後によめてお伺いします

けれども、事ほどきょうにいろいろな将来の問題として出てくると思うんです。このほかに例を挙げればホームバンキング、家庭にいながらネットワークを経由して銀行システムの利用、こういうのもありますし、ホームリザーベーション、家庭にいて各種の切符とか施設の利用予約、こういうのもありますし、ホームテyling、家庭で投資情報を入力して株式投資をするとか売買をするとか、こういうのもたくさんあるわけです。それはそれぞれに、私今申しましたように法的問題、いろいろな課題が出てくると思います。そこで、そのほかにコンピュータ犯罪の問題やシステムダウンの損害賠償など、いろいろないわゆる高度情報化社会における陸の部分があるわけですから、そういう中で現行の法制度が、来るべきいわゆる高度情報化社会に対応が十分にできていないのが私は現状だと思います。将来の警鐘ということでございますけれども、警鐘どころではなくて、もう今やらなきゃならない、こういう段階に來ているんじゃないかと、こういうふうに思います。

そこで、そういうわけですけれども、郵政省は五十九年の十二月だったですか、テレトピア懇談会の最終報告書の中にも既にこの問題についてはいろいろ指摘をしておるわけですけれども、今局長からお話しあつたような現状はそういう状況であるわけです。そこで私が申し上げたいのは、こういう状況を踏まえてやらなければならないことですから、大臣に御提案申し上げますが、これらの問題は非常に広範囲な問題でもございますし、また各省庁間との連携をうまくやらないと、また

法律を変えなかならない部分も出てくると思うんです。そういったことで、関係各省庁と郵政省が中心になって連絡機関というか、連絡対策機関というか、そういう機関を設けて、早急にこの法制度の整備等を含めて考える機関がつくれないものか、どのようなか、その辺を大臣どうお考えですか。

○国務大臣(中山正暉君) 大変貴重な御提言をいただいたと思います。政治というのは、想像力を

いかにたくましくするかということが、私は政治が新しい情報通信の大変な進歩の中に、そういうものでいろいろな民衆の生活の中で変化を来すことが多いいと思います。先般も、もう既にテレビの画面で見たことでございますが、南の方の沖縄関連の諸島で、離島間のお医者様がテレビの前で患者を診察していらっしゃる姿を見まして、先生の今のお話、医師法の問題が、もう既に問題をもし提起しようと思えばそこに出てくると。その私が見ました番組の中では、患者も大変喜んで診察を受けているような状態がございましたが、もしそれで医事紛争なんか起こった場合には、それは大変難しい問題が出てくると思いますし、それから、今在宅勤務の問題でも労災の問題とか、そういう御指摘がありました。出来高払いでどうするのか、労働条件の変化にもなってきますし、それからまた、今御指摘のありました商品の取引の問題、テレマーケティングというやつは今アメリカで一二、ドイツで五％、まだ日本じゃ商取引の中の一％だということを聞いておりますので、そんなに大きな問題にはなっていないようにございますけれども、そういう問題にいかに対応するかという機関を早期に設置する必要を、今お話を聞きながら、これは各省に呼びかけて、むしろ情報通信、電気通信の所管官庁であります郵政省が音頭をとる必要を痛感した次第でございます。省内におきましてもひとつ寄り寄り協議をいたしたいと、かように申し上げておきたいと思ひます。

○鶴岡洋君 次に、KDDにお伺いしますけれども、二、三点です。

国際電話料金でございますが、午前中及川委員

の方からお話ごさいました。円高によって差益も出るし、また時によっては円高によって差損にもなると。輸出の場合には差損になるわけですけれども、いずれにしても外国側料金との、いわゆる方向別格差について、現行の電信電話規則においても各「主管庁は、収納料金を定めるにあつて、同一の關係の双方向に適用される料金の間にいちじるしい不均衡が生じないように努力すべきも

のとする」と、こういうふうに規定されておるわけです。アメリカへ電話する場合、日本からアメリカへ電話する場合を一〇〇とした場合に、アメリカから日本に逆に同じ人が同じような条件でかけても、日本からアメリカを一〇〇とした場合に、向こうからの場合には六三、それからフランスの場合には、日本からフランスの場合を一〇〇とした場合に、フランスから日本の場合には七八と、こういう数字が出ているわけです。午前中もいろいろこういうことでこうなったということで御説明はいたされました。難しい御説明でもよくわからないんですけれども、国民感情、庶民感覚として、私はまだまだ高いような気がしてならないわけです。

KDIDは六十一年度にも大抵に國幣料金の値下げをしてもいますし、数字的な表を見ますと、物価指数比較表を見ても消費者物価、電力料金から見ると確かに大分下がっているということはこれは事実でございしますけれども、まだまだ高いような感じを受けますし、現実は今言つたように当人が、本人がこちらでかけるのとアメリカでかけるのが、これはこれだけの先ほど言つた数字の格差があるわけです。また、こういうことでこの秋には値下げするとも聞いておりますけれども、どんな程度に値下げをするのか、その辺をお伺いしたいと思ひます。

○参考人(大山昇憲) 先生御指摘のように、附今の円高に伴ひまして格差の問題が非常に大きく取り上げられておりまして、私どもも何とかこの格差の是正に努めたいということでも、私も努力をしてまいっております。六十三年度につきましても、六十二年度の中間決算が年度当初の見込みに比べますと、かなりの増益増収が期待できるといふ見通しも得られておりますものですから、この六十三年度中には改めてこの料金の値下げを実施したいと考えております。で、その際には方向別格差の問題についても十分配慮をしたいといふふうに現在のところ考えておりますが、値下げの規模あるいは時期等につきましては、六十二

年度の決算の数字あるいは六十三年度の収支の見通し等がもう少し明らかにされた段階で見きわめてまいりたいと思っておりますので、いましばらくのお時間をいただきたいというふうに考えております。

○鶴岡洋君 六月が七月になれば、五月が六月ですか、決算もわかるし、また六十四年度の予算も大体見当がつくわけですから、それを契機にぜひ値下げを発表していただきたいと、こういうふうには思いますし、また石井社長は値下げをする以上は思い切つてやりたいと、こういうふうにも言っておりますので、思い切つてやるということ、料金体系を何か具体的に変えて、その構想のもとに値下げをする、こういうことになると思いますけれども、その点はどういう考えでおりますか。

○参考人(大山昇君) もう一度方向別格差の問題になるんですが、いまも、為替レートが固定相場制から変動相場制に移行いたしました結果、各国間の国際電話料金についても極めて大きなアンバランスが出現してきておるわけでございます。したがって、この問題については、従来とはやや違った形で料金体系の中にある程度織り込まざるを得ないのではなからうかというふうに考えております。しかしながら、料金体系の手直しについては、外国の相手事業者との合意等も必要になってまいりますので、今後しばらくその辺については時間がやはり必要にならうかと考えております。したがって、現時点では方向別格差をある程度考慮に入れた料金体系ということをお願いして、具体的にはまだこういう体系に変えようというふうには申し上げる段階にはなっておりませんので、もう少ししばらく時間をいただきたいと思っております。

○鶴岡洋君 KDDさん、いいですよ。次に、電話料金について伺います。電話料金が結論から言えば高いと。どう考えているかということですが、市内通話料金でございまして、前国会でもこの点取り上げまして

申し上げたんですが、N.T.T.の市内通話料金は、三分間に限つて見れば確かに諸外国と比較して安いわけですね。三分の場合には安いわけですが、六分の場合には日本が二十円でアメリカが十四円、西ドイツが十八円、フランスが十九円、十十分の場合を考えると、日本が四十円でアメリカが三十三円、西ドイツが三十六円、フランスが十九円、一時間の場合には日本が二百円でアメリカが百十三円、西ドイツが百四十二円、フランスが五十八円と、こういうことになっておるわけでございます。

そこで、この日本の近距離通話の一通話の平均は三・六分と、こういうことになるわけですから、これを考え合わせると、私はまだまだ高いと、こういうふうには思いますが、N.T.T.さんの方で、この点についてどういうふうにお考えになっておられるか。

○参考人(草加英資君) 答えたいと思います。今先生御指摘のように、市内通話料金は三分は世界の見て割安でございますが、六分、九分、十二分とつてまいりますと、確かに御指摘のように高くなってまいります。私もといたしましては、今後この近距離または市内通話料金をどのようにするか、具体的に検討したいというわけでございまして、一つは、まず世界的に見て非常に割高である遠距離通話料金を今後さらに下げていくという問題もございまして、

それから、今先生御指摘のように、平均の通話時間はおっしゃるとおりでございますが、三分以内に終わる通話というの、統計をとつてまいりますと過半数を占めるという数字もございまして、そのようなことから、現在の三分十円というものは利用実態に合った料金であるというふうに私はもとらえておまして、今後遠距離通話料金の引き下げとあわせて、市内通話料金をどのようにするか考えていくわけでございますが、財務の許す限り、できる限り現行料金水準を維持していくというのをいたしていきたいというのが現在の考え方でございます。

○鶴岡洋君 今は電話回線は通話だけではなくて、私が申し上げたいのは、ファックスやパソコン通信など、いろいろな用途に使われるようになってきたわけです。私は三分間十円の料金を、これを七円にしろとか半分の五円にしろとか、こういうふうには言うつもりはございません。通話時間を三分から五分、十分というように長くすることによって、これがファックスやパソコン通信の需要が伸びるだろうと。結果として増収に結びつくのではないかと、こういうふうに思うので、今の常務さんのおっしゃったのとちよつと逆になりますけれども、数字を出して検討してみたらどうなのかなと、こういうことでございまして、フランスでは一分から十分まで単位料金で、日本円で十九円、十九円で通話ができると。また、カナダのある会社では、料金に定額制を導入している、こういうことも聞いております。いろいろな方法があると思っております。N.T.T.さんの方でこのような問題は検討に私は値するんじゃないかと、こういうことで申し上げておるわけでございまして、検討はなされますか。

○参考人(草加英資君) 答えたいと思います。現在、電話回線を通じて通話、または先生が御指摘のパソコン、ファックスその他いろいろな通信が行われているわけでございまして、将来デジタル化を進めていきますと、つい先ごろ認可申請いたしましたISDN、ISネット料金というものを我々はこれから進めていきたい。このようになりますと、このISDNの設備を使いますと料金非常に割安で、ファックス、データ、パソコン等の通信が送れるというふうな見通しもあります。もちろんこのISDNは一気に普及するものではないに、十年、二十年と全体に普及していくまでは時間がかかるわけでございまして、そういう意味ではこのISDNがどのように普及していくか、それから電話料金を遠距離、中距離、近距離または市内に分けてどのように扱うかというふうなことにつきましては総合的に検討し、ただいま先生のおっしゃいましたような御意

見も十分に加味いたしまして、今後抜本的な検討をしていきたいと、このように思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

○鶴岡洋君 今の抜本的な検討と言いますけれども、その中の一つに入るグループ料金ですけれども、時間がないので、その後長距離電話料金のこともいろいろ聞きたいんですが、一つだけ最後にこのグループ料金について伺いをしたいと思ふんです。

市内料金の問題とともに近距離格差のこのグループ料金のことで、近距離格差の解消をするために、その解決策として当委員会でも何回もこの問題は取り上げられております。この何年かというか、そのたびにおたくの方からの答弁は検討しますと、こういう答弁で終わっているわけですが、これも、これが去年だけではなくて、おとしも、さきおとしも、昭和五十一年、五十六年、五十九年もあった、また今回もこういうことで言うわけですが、検討してもだめなのか、それともこのグループ料金制については、だめならばどんな理由なのか、この点をお伺いしたいんですが、端的に申していただけますか。

○参考人(草加英資君) 私どもは近距離格差を解消するために、グループ料金制は非常に有効な手段だというふうに考えております。検討と申しますのは、財務の面から、この近距離格差を解消する場合の財務に及ぼす影響、遠距離をどのように下げていくか。先ほどから申し上げております全体の中でこの近距離格差の解消を取り上げたいと、このように思っておりますので、先ほど申し上げましたが、抜本的な是正をする中で、このグループ料金制も一つの有力な手段として採用させていただきたいと、このように考えているところでございます。

○鶴岡洋君 しつこく言いますが、参議院のこの当委員会の附帯決議でも何回もこれは言っているわけですが、それが一年、二年ではなくて、もう五年も六年も十年も前から言っているわけ

す。それが抜本的な改革ということである。その中に入ってしまった、それでほかの二つになつて抜本的改革だ、抜本的改革だということでは延ばされては、これはいいというところはわかつてゐるわけですから、じゃ、このグループ料金制だけについてどこまで検討されているのか、具体的にどうですか。

○参考人(軍加英資君) グループ料金制をとつた場合の通話交流の状況、さらにはそれが財務に及ぼすところ、現在の三分十厘の範囲が広がるわけでございまして、それがどの程度の減収になるか。果たして三分十厘のままでグループ料金制はとれるか、それ以外の方法があるかというようなことにつきまして、あらゆるシミュレーションを行つて検討いたしております。くどいようでございますが、これらを全体の是正の中でかみ合せて、採用するかしないかの結論を全体の中で出してまいりたい、このように思つてゐるところでございます。

○鶴岡洋君 時間ですからこれで終わります。この後は次回に。

○山中郁子君 きょう初めて新中山郵政大臣にお尋ねする機会を得ましたので、簡潔にお答えいただければ結構でございますが、私も共産党は、既に労働時間短縮による週休二日制の実現をかねてから主張してきただけでございまして、御承知いただいていると思つてゐます。同時に国民のニーズにこたへることの重要性、特に公的機関の任務として国民へのサービスダウンをもちたしてはならないという点も重視して強調してまいりました。

今回の郵政大臣の発言をめぐつては既に当委員会でも議論がありましたけれども、私は一点だけ大臣にぜひとも御努力されることのお約束をいただきたいと思つてゐます。これは、日本の一つの重要な要素でもあります。中小業者の皆さん方を初めとする国民の方々の金融機関に対するさまざまな要求があります。それも御承知のとおりだと思つてゐます。そういう国民の要求を結果的に切り捨てることになるような、あるいはサービスダウンをもちたす

ようなことは避けていく努力をぜひともあわせて取り組んでいただきたいというところでございまして、御所見とお約束をいただきたいと思つてゐます。

○国務大臣(中山正曜君) 先般いわゆる土曜開庁、来年度の二月から検討してはどうだろうかというところを公表いたしました。その際にも我々が特に配慮をしなければならぬというものは、二律背反みたいなになりますけれども、週休二日にしながら国民の皆さんに御迷惑をおかけをしないようにするということ。特に、北海道あたりからは生もの、サケなんか随分本土の方へたくさん来るようございまして、そういうものがいかに鮮度を保ちながら全国に配られるかということが大きなサービスの眼目になると思つてゐます。

週休二日によつて、これは特定郵便局の局長さんなんかからお電話をいただいた中に、今までは日曜日も自分の家庭でいろいろな書類の整理をしたりしましたが、週休二日になつて土曜開庁ということになりますと、本日に日曜日が休めますという話を聞きました。また、私の友だちに有名な吉本興業の副社長の中野君、私、高校の同級生なんです。彼はこれで金曜日の晩にもショーができるということをおっしゃいました。イベントがたくさんできて、これである意味のいろいろな経済活性化につながつて、別の部分が活性化されてくるというふうな大きな効果もあらわれます。ところが、伝統の郵便事業自体の中で私どもが努力してまいりましたことが崩れませんように、また組合の皆さん方、それぞれ休まれる方と、またその際にサービス徹底のために働いていただく方々の問題というのでもあわせて考えまして、今の先生の御指摘のようなことに特に配慮をしながら、そのために最大限その実施期間を短縮をしたのは、その間にいろいろと配慮をしまつてまいりたい、この間の時間的余裕が来年度の二月だと思つてゐたところを大変都合が悪いと思つてゐます。

○山中郁子君 具体的な問題になるとなかなか理

屈どおりにはいかない点も多うございまいしょうし、また、しかるべく議論させていただく機会もあると思つてゐます。

次に、NTTの皆さんにはお忙しいところお出かけをいただきました。幾つかの点についてお伺いをいたします。

初めに、SDIの研究参加の問題についてであります。これは、私ももちろん、日本がSDI研究に参加すること自体に反対してゐる、そういうスタンスをとつておりまして、かねてから主張してきたところは御承知のとおりだと思つてゐます。その上に立ちまして、NTTにお伺いをしたいのであります。六十一、三年三月に、SDIに関する官民合同調査団がアメリカに行きました。その際にNTTの子会社であるNEL、つまりエヌ・ティ・ティ・エレクトロニクステクノロジ社、この会社が参加しました。この点についても私も国会の審議におきまして重視をし、取り上げ、日本国内の公衆通信業務を営むNTTの関連子会社が軍事研究に参加することになるといふのは反対であるということをおし上げてまいりました。公社民営化法案審議の際も、アメリカの軍事技術団から公社研究所を視察したいという申し入れがあつたけれども、当時の電電公社当局は直接関係がないと、軍事研究ということについては関係がないというところでこれを断つたという経過の説明も受けたところでございまして、私はそれは当然のことだと思つてゐます。

そういう前提に立ちまして昨年の十一月、アメリカの国防総省によるSDIに関する説明会がありましたところ、私も問題にいたしました。そのときはSDI研究に参加するということを関連子会社であるNELが意思表明していたわけですから、この国防総省による説明会には参加をしておらないというふうには私も認識をしておりますけれども、この事実と間違ひはないだろうというふうに思つてゐます。そのことと同時に、今後ともやはり今私がずっと申し上げましたような、そして既に国会でも何回か議論をしてゐるような

そういう立場に立ちまして、やはりNTTとしては、こうした関連子会社がこの研究に参加することがないという方向をとつていかれるという約束をしていただきたいということです。

○参考人(宮津純一郎君) NTTの取締役の宮津でございます。

お答え申し上げます。NELのSDIの調査団参加に関連いたしました、六十一、三年の暮れに決算委員会とございまして、あれでもいろいろ御質問をいただきました。それでそのときにNTTといたしましてこういう考え方で臨みたいというふうなことを申し上げました。それで今先生から御質問ございましたので、そのときのことを整理しながら私どもの認識を申し上げます。

○山中郁子君 それは知つてゐるの、私も。よくわかつてゐますから。

○参考人(宮津純一郎君) よろしいですか。ああ、そうですか。一応そのときにいろいろございまして、SDIに対して、NTTとして関連会社も含めて現時点で参加したいとは思つたというふうな申し上げをして、その後そのまゝの状態ですと推移してきておりまして、考え方は変わつておりません。以上でございます。

○山中郁子君 ちよつとわからなかつたんですけれども、NELが参加、例えば昨年の国防総省の説明会に参加していませんよね。そういうことも事実であるし、今後参加する意思はない、こういうふうにとつてよろしうございませぬ。

○参考人(宮津純一郎君) お答え申し上げます。先生おっしゃるとおりでございます。

○山中郁子君 次の問題は盗聴問題であります。これも既に何回か委員会でも取り上げ、さまざまな角度から審議をしてきたところであります。きょうは一点だけ御説明をいただきたいわけですが、この問題はまたさらに新たな進展を見せているという点で大変重要だと思つてゐますので、若干それらの状況について私どもの認識を申し上げ

げますけれども、我が党の幹部であります国際部長の緒方さんの家の警察による盗聴行為が発覚したことから今回の事件が一つ大きな問題になってきました。この問題は警察の不起訴処分、また、職権乱用に関する裁判決も、警察による組織的犯罪であるとして認めるにいかかわらず、要するに隠れてやれば職権乱用に当たらないなどというおそれ常識では考えられないという判断を示して、大変大きな社会的批判を浴びているという状況が生まれています。

一から私は講釈を繰り返すつもりはありませんけれども、まさに基本的人権の侵害、民主主義の根底にかかわる問題であるという、そういう重大な様相はますます強まってきたと言わなければならぬと思います。その後、我が党だけに限って言いますが、上田副委員長宅への盗聴、それから町田の市会議員宅への盗聴、さらに我が党だけではなく、御承知のように自民党の代議士の方の盗聴とか、あるいは町長選挙が行われていたところでの候補者への盗聴、さらには組合幹部への盗聴、そうしたことが陸続として発覚してきている。しかもこれはまだ氷山の一角だという状況があります。そうした盗聴行為に対する国民の怒り、それから関心が非常に今高まっています。私も共産党は、こうした卑劣な行動に対して、あくまでも根絶するために今後努力もしていかねばならないと、ぜひひとつ通信の秘密に責任を持つ事業に携わるNTTとして、さらに責任ある盗聴根絶のための御努力を進めていただきたいというのが、きょうお伺いをする私の立場であります。

繰り返して申し上げるまでもないと思いますが、盗聴防止策というものが、考えていただくことができるんじゃないか、またそういう責任があるんじゃないかということも申し上げました。具体的には、私もこの委員会でもお尋ねをしてお約束もいただいたと思うんですが、巡回保守だということだけじゃなくて、盗聴というのは、電

電公社の財産である施設に異物を取りつけるということがどうしてもあるわけですから、その異物が取りつけられたものを発見するための新たないわゆる機器類の開発、そういうことによつて、より合理的な、より全体的な盗聴予防ということが、これだけのハイテクの世の中で、これだけの技術が開発されている世の中ですから、当然求められて研究も進められていくべきであるし、また、当通信委員会におけるそのときの私の要望なり要求なりに対して、当時たしか高橋さんの御答弁だったと思いますけれども、そういうことも検討を進めていきたいというふうにいただいたと記憶しております。ぜひひとつそういう重要な課題でありますので、その辺の検討がどのように進められているか、どういう見通しが私どもとしては持てるのか、持たせていただけるのか、その辺のことを簡潔にお答えをいただきたいということであります。

○参考人(村田忠明君) ただいまの先生の御質問に對してお答え申し上げます。

盗聴の発見とか、あるいはその監視装置の開発ということでもお尋ねいただいたと認識いたしますが、現在私どもの電気通信設備に異物が取りつけられるとすれば、その場所は、いわゆる電話回線とそれから保安器、もう一つは、電話機そのものといったような三カ所に大別できると思います。そういうことであります。また異物自体も、盗聴器といったような異物自体も大変最近技術の進歩が激しくございまして、いろんな種類のものが開発されております。私どもといたしまして、これまででそういう状況を踏まえて、何とか異物を発見できないか、取りつけられている状態を探知できないかということで、いろいろな角度から検討してまいりました。

電話機自体も日進月歩でいろいろなものが出てまいておりました。したがって、すべてのものを言うならば一発で見つけるといふような確度の高い監視装置、あるいは試験機といったものの開発がなかなかできないというところで手間取っております。ただし、そうも言っておられませんが、一生懸命今開発検討を進めておりますので、その辺の御事情をお認めいただいて、御理解を賜りたいというふうに思います。

○山中都子君 私が伺いして高橋さんが答えてくださったのは、昨年の五月二十一日の通信委員会なんです。大体それと同じ御答弁なんです。もうひとつと見通しを伺いたいんですね。そういう展望が開けてはいる、可能性はあると、ただ時間がかかるかと、もうひとつと手ごたえのある御答弁がいただけないものでしょうかね。

○参考人(村田忠明君) お答えいたします。私申し上げましたのは、一生懸命やっておりますが、一〇〇%確実に探知できるのがなかなかできないというところで、そのパーセンテージを上げるために今努力をしているというところでございまして。

○山中都子君 そうしますと、技術的には大いに可能性があると、そういう具体的な展望というんですか、そういうものは開けたと。それをより正確に一〇〇%、まだ今何%の確率で可能性があるのかということまではわかりませんが、それをおっしゃってないからわからないけれども、それを一〇〇%までにするために今努力しているんだというところで、具体的な盗聴予防が機器類によつて行われる段階というものを私たちが期待してよろしいと、このように受けとめてよろしいでしょうか。

して、私どもがきょう時点で大体いいところまでいったなと思うと、あしたはそれがもう陳腐化しているというような状態のところがございます。非常に歯がゆいというところでございます。

○山中都子君 私ども大変歯がゆいんですけれども、そういうやり方しかないのかと逆に思うわけで、これ以上ちよつとこれで時間とれませんか、もう一つだけ伺わせていただければ、あなたは大変まだちよつと確度が低いとおっしゃるけれども、どのくらい、今の確度は五〇%ぐらいのところまで来ているけれどもとか、七〇%のところぐらいたか、ちよつと判断の材料を教えてくださいませんか。

○参考人(村田忠明君) 大変申しわけないんですが、まだ実験に取りかかったばかりでございまして、数値を確実につかんでおりません。データを今集計中でございまして、パーセンテージを正確に申し上げることがなかなかできないということでございまして。

○山中都子君 もちろんまじめにやっておりますけれども、事の重要性に照らして、それからまた、その問題に関するNTTの社会的責任に照らして、一層努力をし進めていただきたいということを重ねて強く申し上げておきたいと思っております。

次の問題は、これも昨年の五月の通信委員会で私が指摘をした問題との関連でありますけれども、電報問題であります。

一一五の現状、つまり電報ですね、の受け付けが大変ひどい状況にあるということ、かなりいろいろなデータをお示しして私は改善を要求いたしました。NTTの方でも改善するというお約束をいただいたわけですが、現状はやはり改善されていないだけでなく、むしろ悪くなっているという状況だと思わざるを得ません。

それで、現場の人たちのお話を聞いたり何かしますと、「デキサス」という新しい電報システム、機械ですね、この容量が少な過ぎることが一つは問題だと。明らかにこれは容量設計ミスじゃない

いかという、そういう現場の技術者なり担当者の人たちの判断があるんですね。ですから、私はまず「デキサス」の容量設計を見直す必要があるんじゃないかと思うんですが、この点についてはどのように考えていらっしゃるか、まずそれをお伺いします。

○参考人(鴨光一郎君) お答え申し上げます。

現在、電報につきましては慶弔用が大部分、約九〇%を占めている状況でございます。シーズンによりまして利用通数の変動が大きくて、なおかつ特定日への集中が著しいというふうな状況にあるわけですが、そうしたピーク特性、これは先生よく御案内のとおりでございますが、それに対処するために受付席の増設、それから臨時雇いの雇用、あるいはファックスの通信、それから事前発信の勧奨というふうなことに含めまして、ただいま御指摘のございました設備の増設にも努めて、サービスの維持改善に努力をしているというところでございます。

○山中郁子君 同じ問題で関連してもう一つお伺いしたいのは、特に東京中電の場合なんですけれども、東京中央電報局の一五五というのは東京市外電話局の一〇四番の交換台に入っているんですね。それで、それが振り分けられて東京中電に入ると、こういうシステムになっているので、そのために今おっしゃったように、慶弔電報が多いでしよう。だから大安の日などは全部一五五がわつと入ってくるものですか、一〇四、つまり番号案内の方がみんなバンクしちゃうんですねという状況があるんです。話中になるという状況ですね。ですから、つまり、もろに響いちゃうわけですね。この大安の日などになりますと、東京市外電話局に入る一〇四がみんな一五五に持っていられるという。そういう状況が響くわけですので、この点の改善、つまり、切り分けるということだと思えますけれども、改善方を考えていらっしゃると思うんですが、ぜひ考えていただきたいということなんです。

○参考人(西脇達也君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、一〇四と一五五と入ってくるものの交換機は同じ交換機を使っておりますが、確かに大安日等には電報が集中するために、非常に交換機自体がふれるような状態というのは時々ございました。それで、昨年度設備の改善を行いまして、現時点ではそのような事態はほとんど起きておらないと聞いております。

○山中郁子君 改善したんですね。したということ。

○参考人(西脇達也君) 昨年度改善をいたしました。

○山中郁子君 じゃまたもう一度具体的に私の方にも調査をしたいと思えます。

それで、この電報問題で、最後にやはりちょっと大臣に御見解も伺い、ぜひお約束いただきたいと思うんですけれども、今のNTTの方たちが、私ごと関連の問題で幾つかお尋ねして要望ただけですけれども、改善のために努力すると、こうおっしゃっておられる。実は真藤社長が以前に、電報はね、安楽死させるという方向だというふうなことを述べたというふうな業界紙に報道されていたことがあったりいたしまして、これはやはり労働者にも大きな脅威を与えますし、慶弔電報大変需要が多いというお話もありましたけれども、いわゆる生活習慣の中で定着しているそういうものから、需要がなくなるといふことと同様に、もつと潜在需要があるんですね、受け付けが物すごく、もうみんなはね返されるみたいな状況がありますので。ですから、そういう安楽死させるみたいな、そんな真藤さんの表現にあらわされるような方向ではなくて、さまざまな工夫も必要だろうし、とは思いますが、国民のニーズにこたえられるような、生活習慣の中での定着しているその方向を発展させていくような御努力をお願いしたいということ、御見解をお伺いしたい。

○政府委員(奥山雄材君) 電報の現況並びにその改善状況につきましては、先ほどNTTの関係者の方々からなる御説明があったとおりでございます。

NTTとされましても、電報事業の収支の改善あるいは需要喚起に鋭意努力をしておられるところでございますが、今後の電報事業のあり方につきましては、電報の取り扱い状況の今後の変化といましようか、利用状況の変化がどうなるのかといったようなこと、あるいは他のさまざまな通信メディアの中で電報がどういうふうな位置づけられるべきかどうかといったようなことを総合的に考えまして、いずれにいたしましても、せっかくNTTで今努力中でございますので、その推移を見守ってまいりたいと思っております。

○國務大臣(中山正暉君) 今局長がお答えを申しましたようなことでございますが、安楽死といふのは、まだ一般社会でも刑法上の犯罪でございますので、自然死ならばいいと思えますけれども、そんな意味で、国民のニーズに従った方向でひとつ私どもも検討させていただきたいと思っております。

○山中郁子君 何か安楽死じゃなくて自然死だといふことではないんでしょう。言葉がそういうふうにおっしゃっただけでしよう。要するに、電報に関する国民のニーズにこたえるように努力をしないと、そういうことで受けとめてよろしゅうございますのね。

○國務大臣(中山正暉君) そのとおりでございます。

○山中郁子君 不規則発言が多いからわからなくなるのよ。

次に、私は今NTTの現役、OBの管理職でつづけている全国電気通信協議会なるものについてお伺いしたい。これは略称電通協というふうにお伺いするようであります。この電通協なるものの「会報」というのがあります。これは一九八八年一月号、発足以来五号を数えているわけですが、これも、「新しい年を迎えて」というところに会長である井上俊雄さん、この方は元電電公社の理事でいらした方だと思えますけれども、この方の

年末には個人会員数は約六万名、内NTT現役会員数は四万五千名、OB会員数は一万五千名となり、一年前に比して約一万人増加いたしました。また、法人会員数も団体加入十団体、個別加入十法人となり、外に賛助会員としてNTTとテルウェルに加入していたいただいております。と、このようにごあいさつの中に述べておられます。

それで何うんですが、その前にちょっと確認と

うかが、申し上げておきます。

NTTも十分御承知のことだと思えますけれども、この電通協なるものは、まず会長は今申し上げました元電電公社の理事であります井上さんという方ですけれども、顧問米沢滋、秋草篤二、そして真藤恒、北原安定と、こう元前、元、現、社長、総裁、社長、それから副社長。それから副会長は武田さん、山本さん、好本さん、こういうふうな全部、それから常任理事、理事と、みんなもう現役の、あるいはOBの電電公社、現在はNTTですけれども、そのもうトップクラスの幹部が全部占めていらっしゃるんですね。だから、電通協なる別な形をとっているけれども、内実はNTTの人々によってつくられているものだといふことは、これはもうはっきりしています。時間がないので、私は一つ一つ確かめませんが、そういう資料は全部あります。皆さん方もそのとおり御承知いただいていると思えます。その上に立って申し上げますが、この電通協なるものはいつ設立したのか、それからこの、井上さんがおっしゃっているように、賛助会員として加入をされているのかということですね。それで、会費は幾らお払いになっているのか。創立時には寄附をなされたのか、どのくらいの寄附をなされたのか、この四点をちょっと簡潔にお答えいただきたい。これは事前にお願ひしてありますので、お答えいただけたと思います。

○参考人(児島仁君) 今先生おっしゃいました全国電気通信協議会というのは現在存在しております。これはちよつとだけ御説明させていただきます。

と思いますが、民営化になります前に国会でも大変な論議がありましたように、私ども社内の現役者の中にも大変な議論、賛成、反対の議論がございました。特に、OBと現役の間にまた非常に見解の乖離がございまして、大変な議論がございました。民営になりますときに、いずれにしてもその新しい組織体は電気通信事業のために生々發展していかなければいかぬ、そのためにはOBと現役者の意思の疎通をしつかりやらにやいかぬという目的を持ってつくったものでございます。それが五十八年の十一月、ちょうどこの論争が非常に激しくなつてまいりましたときに、そういったものをつくつております。

それから、個人の会員の会費は年に千五百円を取っております。

それから、先ほどNTTからのお金ということですが、それら私どものOBと現役が自主的な意思を持って運営しているものでございますから、その運営の経費として何ほどの補助をしなきやいかぬということで、年額二千万円を事務経費として拠出をしておるところでございます。

○山中郁子君 年額二千万円というのは、千五百円の会費というのはと全く別にN.T.T.の経理から出しているということでありますかということが一つと、創立時に幾ばくかの寄附をされていますかという質問にお答えいただきたい。

○参考人(児島仁君) ただいまも申し上げました二千万円というのは、NTTから直接支払っておる額でございます。それから、設立の際には出資はしておりません。

○山中郁子君 私が今ここで問題にしようと思ひますのは、短い時間でありますのでわかりやすく申し上げますが、これが、この電通協がいわゆる特定政党、特定候補者への支援、支持をその中身としているということで大変重要な内容を持っているということなんです。

それで、年会費千五百円だそうですから、実際は九千万円の収入になると思います。井上さんがおっしゃっているように、六万人とすれば九千万

田の収入だというふうに思いますけれども、これの関連でお伺いをしたいのは、昨年の十二月三日付で出した「臨時カンパの徴収について」という文書があるんです。これは皆さん、もう皆さんお入りになっていらっしゃるわけだからおわかりだだと思いますが、「各事業部等電通協現役世話人」であって出した文書です。それで、「臨時カンパの徴収について」という表題であります。差出人はだれかといえば、「総務部電通協現役世話人」ですね。だから現役世話人の大元締めである総務部が現役世話人の各事業所にいる人たちに出した文書、いわゆる指示通達文書ですね。その中身は、要するに、だからそういう点ではすべての事業所にそういう世話人を置いて、それでこの電通協なるものを組織しているというのが実態です。カンパの趣旨がこのように書いてあるんですね。「昨夏の」、昨夏ということとは、つまり昭和六十二年の十二月の文書で昨夏、昨年の夏ですから、一昨年の同時選挙のことを言っているわけです。

昨夏の総選挙においては、管理者の皆さんの物心両面にわたる御協力を得つつ電通協として全国的に総力をあげて取組み、多大な成果をあげる事ができました。

まことにありがとうございます。

関係方面より、極めて高い評価をうけており、今後の運営諸般に極めて良好な影響を及ぼすものと期待されます。

まず、こう書いてあるわけです。それで、また今後ともこれは引き続きやっていきたいということ

昨年に引き続き、また今後継続的に管理者の御協力を得たいので、よろしく願います。

と、こういう文書になっていまして、実施期間が、年末賞与が出る十二月十日から月例給与が出る十二月十八日にかけて、それで役員・理事は二万円、副理事は一万五千元、参与と副参与は一万円、参事は七千元、副参事は五千元と、金額まで全部明示してあるわけよ。

そして、特にこれが、あなたがおっしゃるよう

特にこれが、あなたがおっしゃるよう

な任意の希望者によるものでないということの諒明としてこれも疑わないと思いますが、そのお金を口座へ振り込んでくれ。その振込先が全国協議会代表広野修三、これは総務部長ですよ。現職の総務部長でしょう。そして、振り込んだら写しを今度は総務部世話人に送付してくれと。これは兩宮さんといって、これは総務課長でしょう、現職の。これは自由な意思に基づいてやっているなんというものじゃない、そういうことはほど遠いということばもう申し上げるまでもなく明らかだかと思ひますけれども、いずれにしてもこのようにして集めたお金を、「物心両面にわたる御協力」でしよう。集めたお金をどういうふうに、どこへ使ったんですか。総選挙で使ったわけですからね。そして、たくさん関係方面から極めて高い評価を受けたというわけね。

このところは非常に私は重要な問題をはらんでいると思いますので、まず初めに、一体この物心両面の援助は、そして管理者からこのようにしてみんな集めて、もし仮に二万円から五千円まで、ほぼ、そうですね、私の在職していた当時の、それ

からその後の調査によりましてはいわゆる役職員は二割近くいると思いますから数万、四、五万という数字になると思います。その数字が明確になればお示しもいただきたいですけれども、そういう人々が仮に一万円平均出したとしても、四万五千円あれば、現に井上さんは現役が四万五千人だと言っているわけでしよう。だったら四億五千万のお金ですよ。四億五千万のお金を経常運営費が九千万円であるはずの団体が集めて、そして総選挙で使ったというわけでしよう。支援したというわけ。一体、どの政党のどの候補者にお金を幾ら渡したのか、これはぜひ明らかにしてほしい。私も共産党は、電通協なる団体からももちろん何の支援も受けてはおりません。ですからきつと特定の政党に御支援をされておられるんだと思います。多大な成果をおさめたというから、支援された候補者の方はきつと当選をされたんだと思います。だから、どの議員の方々に電通協からのお金

が行ったのか、お示しいただきたい。

○参考人(児島仁君) 最初にお答え申し上げますけれども、ただいま先生御指摘の諸活動というものは、この電気通信協議会、これの名において行っているものではございません。さらに申し述べますと、当然のことながらN.T.T.の名において

行っておるわけではありません。両方とも関与しておりません。たまたまその電気通信協議会の構成メンバーの現役の一部の諸君が、自分たちの意思をもって一種のお金を集めて、それで諸活動に

充てようということをやっておるものでございまして、N T T並びに全国電気通信協議会として主体性を持って関与しておるということは全くございません。したがいまして、どの先生にどういうふうにお金を使ったかということは、私どもとしては全く関知しておりません。

○山中郁子君 あなた、副社長自身はメンバーにお入りになっていらっしやらないんですか。

○参考人(児島仁君) 私は入っておって、多分お金も払っておると思います。

○山中郁子君 そうなんですよね。だからここ

でおっしゃっているように四万五千人、現役役職員全部入っている。それで私は一万円、二万円から五千円で平均すると、仮に一万円とすれば四万五千人、現役だけだつて四億五千万じゃないかと今申し上げましたけれども、あなた関知しないというふうにおっしゃるけれども、現場の、現職の総務部長がこういう文書を流して、そして金を集めて、各事業所に、四万五千人といったら全部でしよう、全部の役職員じゃないですか。NTTの役職員は何人になるんですか、そうしたら。

○参考人(児島仁君) この数の数え方はちよつと私にはわかりませんが、私どもがいわゆるかつて指定管理職というふうな言い方をしておりますのは三万人を切つておると思います。したがいまして、自発的に入つておる管理職でない諸君もこの中にはあるいは数えられておるのではないかというふうに考えております。

○山中郁子君 そうすると、なおさらのことそれ

は広がっているというふうに思いますが、いずれにしても役員で四万五千名の人々が構成するその電通協なる団体が莫大なお金を集めて、そしてこの人が、この会長が実際に言っているわけですからね。そしてさらにこの中で、臨時カンパの徴収することによって、総選挙において大変役に立つてありがたかった、そして大成功をおさめたということを言っている点は、あなたがおっしゃる通りに、任意の人々が任意にやっているなんという問題じゃないという、そんな規模のものじゃないということをおさらずに、初めに明らかにしておきたいと思えます。

それからその一万円、私は正確にわからないから、ならして約一万円というふうに言いましたけれども、そうだとすると、例えば四万五千円なら四億五千万、一万円じゃなくて、ならせばもう少し下がるというなら、四億五千万がもう少し下がるかもしれない。その辺は、ならすとどのくらいの会費というか、臨時徴収金額になるんですか。その辺はおわかりですか。

○参考人(児島仁君) 結論から申しますと、わかりません。と申しますのは、その四万五千円のうちで、そういった少額を集めようじゃないかという呼びかけに対して、一体何人が応募したのかもわかりません。わけでありまして、ちよつとその総額については私確認しておりません。

○山中郁子君 私は、ですからそれをお調べいただきたい。集めているのが総務部長だからわかるはずなのね、ちゃんと写しも来るんだから。だから私は事前にそのことを申し上げて、きょうもこの委員会に広野さんにおいでいただきたいということを要求しております。隠そうとしているという以外に理解のしようがありません。わかるわけでしょう。両宮さんのところに、両宮さん、つまり総務課長のところに写しを送って、こういう指示が出ているんだから。そして、それを広野さんの名前で、現職の総務部長がその指示を出しているんだから、調べようと思えばわかるわけでしょう。

○参考人(児島仁君) 人間二面的、あるいは三面的な役職を持っておられるわけでありまして、この広野君はたまたま総務部長でございまして、けれどもこれは後で総務部長になったんですが、彼は個人としての活動をしておるので、先生の御質問があるというので、私も慌ててその資料を読んでまいりました。肩書きは総務部長ではなくて、広野が世話人ということでやっておられるわけです。したがって、個人でやられているものに対して私は役職の名をもって、おまえ幾ら集まったんだということはちよつと聞くわけにはいかぬというふうに考えております。

○山中郁子君 あなた、語るに落ちるんでね、あなたも二面性も三面性もきつとそれじゃお持ちになるわけでしょう。電通協の会員としての面もお持ちになっているわけでしょう。一会員として、あれは幾ら集まったのかとお聞きになることだってできるじゃないですか。私は、だから本当に語るに落ちるというのには、そういうことだって言うの。

私が言いたいのは、要するにこの文面で見ると、簡潔に言います。一点、総選挙で物心両面の協力を得た。二点、政治的発言力の保持が必要だ。この文書にそういうふう書いてあるんです。

多数のお客様の利益を守るためには社会的影響力、政治的発言力を不可避的に保持していかざるを得ず、今後ともこのような取組みを一過性のものとせず継続していくことが必要だ。と、こう書いてあるんですね。だから政治的発言力の保持を継続的に、この三つのことをうたっているんです。これは政治資金規正法の第三条で言う「政治団体」の定義のうちの「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること」を「主たる活動として」の「主たる活動」ですね。九千万の経常経費に加えて何億という、数億に上るお金を集めてそれでやられているわけだから、その「組織的かつ継続的に」行なう団体、これに当てはまるんです。

だから私が言いたいのは、政治団体として届け

出ていないで、しかも政治資金の収支報告書ももちろん出してない、そういうことによって、そういうやり方でお金を集めて、莫大なお金を持定の公職候補者にカンパしているわけでしょう、支援しているわけでしょう。これ、やみ献金じゃないですかという事なんです。

○参考人(児島仁君) 私どもも民営化されてから政治資金規正法にはかわつておりますが、個人として政治活動と申しますか、活動というほどではございませんが、政治的な動きをひたすらしてもよろしいということでは法上なっております。したがって、私どもの職員も、個人がやはり一人一人が投票権を持っておられるわけでありまして、それから、それが政治的な関心を持ってある種の活動をするという事は、まあ当然あつてしかるべきだろうと思っております。

したがって、我々はそういった個人的な活動に対してこれを禁止するとかどうしたとか、例えば個人が何らかの動きをするときに、まあ弁当を食ったとか、一緒に集まって御苦労さんと一杯飲んだとか、そういったことはあると思いますが、それはどういふふうな、お金がどの先生に流れたということなどは私にとつては全く関心のないこととてございします。

○委員長(上野雄文君) 時間ですから簡潔にお願いいたします。

○山中郁子君 先ほど私が紹介をいたしましたこの文書には、「当事業においては」となっているんです。「当事業においては」というのは、電通協の事業じゃないんです。「全国津々浦々にあまねく安定的なサービスを提供する責任があります。」、N.T.T.のことじゃないですか。N.T.T.の事業のことじゃないですか。即ちN.T.T.の事業なんです。あなたがどういふふうな言ったところで、二面性、三面性と本当にあなたがおっしゃったけれども、まさにその二面性、三面性を使つて、グミミとして政治資金を集める組織をつくつて、電通協なる名前をかぶせて、そして特定政党、特定候補者への、本来やってはならない、政治資金規正法

によつてもならないし、それからまた事業法によつてもすることができない、公共事業、公共的な仕事をするN.T.T.としては自衛しなければいけないし、また法律的にも差しさわる、明らかに法律的にも政治資金規正法にさわる、そういう内実の行為をしているというのを今私は重要な問題として申し上げておられるわけでありまして、これは、私は既に前の六十一年度でしたか、予算委員会、それからまた通信委員会でもN.T.T.ぐるみの選挙運動について指摘をし、申し上げたことがあります。

ぜひともその点については、特殊会社であるから政治団体への献金はもちろん、会費も寄附とみなされて、政治資金規正法で禁止されているというこの抜け道として、あなた方は任意団体であるとか希望者だけだとか言いながら、まさにその本音を暴露するように、当事業においてはこういうことがいろいろ大変だからと、それでしかも井上会長は、真藤社長との年頭の対談の中で、いんなことがN.T.T.としては重要だということをおっしゃるが、懸案の直系候補者擁立の問題なども重要な問題としてある。今後も強力、着実に推進していくつもりですので、よろしくご支援をお願いしたいと、こういうふう述べておられる。それはちゃんとこの「会報」に書いてあるんです。あなたも会員であり会費を払つていらつしやるこの「会報」に、井上会長が真藤社長との対談の中で、直系の候補者擁立を今後はやっていく、これは重要な問題でぜひ御支援願いたい、こう言っている。

最後に一つだけ伺います。直系の候補の擁立というのはい体どういふことですか。あなたの御判断を、私はこのことをぜひ真藤さんに聞きたかつたんで、きょうどうしても真藤社長に来てほしいと申し上げたら、何かアメリカへ行かれちゃったらしいので、責任持った御答弁ならばきちんとお答えいただきたいし、時間をとるだけでしたら、これはまた次の機会にいたします。

○参考人(児島仁君) 結論から申し上げますと、

直系候補者を擁立するという考えは現在全くございません。

ただ、念のため申し上げますが、OBの中にはそのような考えを持っている人たちがいるということもまた事実だろうと思います。しかし、私もとしては現在そういった考え方は全く持っておりません。これは社長も同じでございます。

○山中都子君 委員長、今の答弁に関して一つだけ、これで終わります。

だから、直系候補者というのは、その理解はあなたの御答弁から私も推察できますけれども、NTTの人を、間接的にだれかほかの方を、いわゆる関係の深い議員を応援するのじやなくて、NTTの人を直接的に直系の候補者として擁立するという意味でここで対談されているわけですね、その意味をお尋ねしている。あなた方は、その考えは持っていないと今おっしゃったから、そのことはわかりましたけれども。

○参考人(児島仁君) OBの一部から、NTTの現役もしくはOBの中から国会に出してはどうかというふうな意見を持つ人がおられたのは事実であります。しかし、私も組織として、それは現時点全くそういったことをやる意思はないというふうに決定をしております。

○橋本孝一郎君 郵政事業の活性化計画につきましてお尋ねをしたいと思います。

郵政事業、いわゆる郵便あるいは貯金、それから保険等多岐な業務を持ち、それがそのまま民間の同種業務との激しい競争にこれからさらに移っていくわけでありまして、そういう競争を切り抜けていく上において当然のことだと思いますが、その郵政事業活性化計画の具体化のため、省全体あるいは各局ごとに今後どのような組織なり、あるいは制度改革を推し進めていくつもりなのか、そしてまた、その計画は何年までに達成しようとするつもりを持っておられるのか、まずこの一点についてお答え願いたいと思います。

境というのなかなか容易ならざるものがございます。また、周りのいろいろな社会経済環境の変化というの非常に激しい、目まぐるしいものがございます。そういう状況の中で、私どもの事業をますます伸ばしていく、あるいは国民にわかりがたくなるような事業にしていこうというふうな課題につきまして取り組んでいくものをこの活性化計画という形で取りまとめ組合せこれを示したということでございます。ただ、それだけに大変多岐に計画の内容とわたりはわたっておりまして、ある意味では、郵政省の中で、郵政事業の仕事にかかわりを持つすべての部局に関係することばかりでございます。

したがって、私もとしては、活性化計画をさらに具体的に詰めること、あるいはこれを実施するために特別の組織をつくるというようなことは今のところ考えておりませんが、今までの活性化計画をまとめるに当たりまして、ただいまも申し上げましたように、各部局に関係するということでも、関係者がすべて一堂に会しまして、再三にわたって打ち合わせをして計画の骨子をつくり上げたということでございます。できるだけ関係の部局、意思疎通をきちっといたしまして、計画の詰めとかあるいは遂行に遺漏のないようにいたしてまいりたいと思っております。

また、それからどのくらいの期間を考へておられるのかというお尋ねがございましたが、私どもは現在三年の期間ということを一応の期間として頭に入れていろいろなテーマに取り組んでおりますが、もちろんこの中身によりましては今すぐにも取りかからねばならないというふうなものもございまして、それから中には郵政省だけではどうにもならない、ほかのところによつていただくようお願いしなかならぬというふうな中身のものもございまして、すべて三年というところで画一的に処理できるというものではございませんが、余り時間を置かないで、とにかくやってみようかなきやならぬというふうな意味で、三年ということ

を一応の念頭に置いておるということでございます。

○橋本孝一郎君 その計画をですね、そういった各部局の合理化なりあるいは組織変更、そういったものを三年かけて成案を得ていくということなんでしょうか。

○政府委員(白井太君) 三年をかけて成案を得るということではちょっとゆっくりになりまして、私どもの率直な気持ちから申し上げますと、実はこれだけ動きの激しい世の中でございますので、余り十年、二十年という将来にわたってということとはなかなか考えにくいわけでございます。当面まず三年ぐらいを頭に置いたときにどういふことが課題になったり、あるいはどういふことを取り組んでいかなかならぬのかということをお考えなさいということでございます。三年などというふうな非常に悠長に構えられないものが実はたくさんございまして、これは本当にきょうにでも、あすにでもと詰めていかなかならぬというものがたくさんあるわけでございます。

○橋本孝一郎君 民間と官業は同じようにいきまされけれども、民間の場合ですと、大体そういう機構の改革なりあるいは大きな組織運営の改革というのは社長の交代期とか、あるいはそうじやなくて非常に急激な環境変化が起きたとか、あるいは見通せるとか、そういうときにわりの短期間では決めるんです。そして、決められた中で実施して、補正するものは補正していく。これで大体いゆる環境変化に対応できいくわけなんです。ところが、三年もかけておつたら、その間にまた変わっていくわけですから、極端に言うところ、いつまでも変わっていくというところになつてやうな可能性がございまして、私は計画そのものは非常に結構なことですから、ただし、それが今言った官業ですからいろいろ歴史、伝統はございまして、郵政事業だけがそう簡単にはいかにぬことはよく理解できますけれども、やはり早急にそういうものはそういう方法でやる方が私は時代にマッチしていくんじゃないかとい

うふうに思いますが、その点大臣いかがですか。

○国務大臣(中山正曜君) 今、人事部長からお答えしましたように、また先生からの御指摘がございまして、郵政省の場合は、一般会計の部分が大変少ないんですけれども、特別会計の部分に大きな事業を持っておりまして、それとまた国民に直結している部分も大変多いわけでございます。その辺は民間に倣ったような適切な合理化を促進していくことが大変重要だと、かような認識をいたしておりますので、御指摘を踏まえまして今後対処してまいりたいと思っております。

○橋本孝一郎君 新聞等の報道によりますけれども、活性化計画の中で、従来六十年度にも計画がなされたようですが、一番今回の特徴的なのは、計画の中にいわゆる人事並びに賃金制度の改革を言及したことが特徴だと、こういうことが新聞等で報道されております。その計画によつて現業の能率給導入の拡大ですね、従来の年功序列だけでなく拡大していく、私はそのことは否定しません。結構なんですけれども、問題は、これは非常に苦勞されるところですけれども、公正な評価、適正な評価というのは、言葉では言いやすけれども、非常に難しいことで、その場合にうまくいくかないと、一番問題になるのは、大事な仕事をしてくる上においてのチームワークを阻害していくということについては、せっかくの新しい試みも意味がないと思ひますが、そういった能率給拡大についてどのように評価しておられるのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

○政府委員(白井太君) これも先生たいまお話がございましたように、実は私も民間の企業などと比べましたときに、私どもの場合どういふ点が一口に言っておくれているのかということ、いろいろな企業の責任者の方をお招きしまして、内々勉強させていただいてきておるわけですが、特にそういう意味合いから申しますと、給与制度というのが大変民間の場合と私どもの場合と違っております。

一般の官庁の方々の場合は、人事院勧告とかあるいは一般職給与法という法律で給与が定められることになっておりますが、私どものいわゆる現業官庁の場合は、これは労働組合との団体交渉でそういう勤務条件を決めていくということになっておりますので、必ずしもその人事院勧告にとらわれることはない。むしろ民間企業のいいところはほとんど取り入れていくということが制度上もできることになっておりますので、その辺を特に最近の言葉で申しますと、職能給的なものを取り入れていくことができないかというのが給与制度を考える場合の一番大きな問題点でございますが、その背景にありますのは形式平等主義といいますが、言葉は余り適切ではないかもしれません、悪平等みたいな給与制度になっておるのではないかとというようなお話からお聞きすることがあるわけでございまして、そういう面からものと成績主義というか、能率に見合ったような制度とか、そういうものを給与制度の中に取り入れていくということは何としてもしていきたいということ、まさに先生が御指摘になりましたように、今回の活性化計画の一番大きな柱にもなっておりますというふうに考えております。

この点につきましては、関係の労働組合あるいは職員の方々も、私どもの理解では、基本的な考え方あるいは方向としてはやはりそういうことであろうというふうに考えておられるように私は受け取っております。

ただ、何せ給与という、それぞれの自分に直接かかわってくる問題ですので、各論に入ってまいりますと、そんなに簡単に進められるような話ではないと思ひますけれども、しかし考え方のほうは、あるいは方向としては大方の理解が得られておる、あるいはそういう評価をしてもらっているんじゃないかというふうに私などはひいき目かもしれません、考えておるところでございます。

○橋本孝一郎君　そういう一つの特徴、せっかく導入され、さらにそれを職能給がいいのか、ある

いは職務給がいいのか、持っておる仕事に対する評価、ただ能力、出来高だけじゃなくて、その仕事を遂行していく上において必要な能力、あるいはそういったものを評価する、そういう制度、いろいろ技術的にございまして、そういう制度、いろいろものを導入されていくわけですから、ぜひそれが実るようにひとつ期待をしておきたいと思ひます。

それから次に、為替貯金事業についてお尋ねしたいと思ひます。

マル優及び郵便貯金の非課税制度、これは四月から廃止になることはもう既成の事実でありますけれども、この金利自由化の恩恵は大口預金者だけでなく、小口預金者にも受けられるようMMC、つまり、市場金利連動型預金です。この導入を預金者本位で早急に行うべきではないかと思うわけですが、これは非常におくれていることについて、むしろ大蔵省並びに郵政省の対応の遅さに国民の不満があるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてお答え願ひたいと思ひます。なぜおくれられているか。

○政府委員(中村泰三君)　預貯金金利の自由化につきましては、既に先生御案内のとおり、大口になりますと相当の段階まで進んできております。自由化されることによりまして、預金者には預金の利率が上がるというように非常にメリットがあるわけでございまして、そういう意味では今後とも積極的に小口化の自由化に向かって推進していかなくちゃならないという立場で私も努力をしております。ところでございまして、ただ経営の立場といったような問題もございまして、私どもは郵便貯金の現状から見まして、小口の金利の自由化に取り組んでも十分やっていけるということ、もう大幅に小口化をすべきであるという立場で交渉は続いているわけですが、財政局の立場では、その他いろいろの問題もあろうかということ、残念ながら今の現状におきましては、具体的な成果を得るところまでには至っていないというのが現状でございます。

○説明員(中井省君)　預金金利の自由化につきましては、大蔵省としましては前向きに推進する方針でございます。ただ、信用秩序に混乱をもたらさないよう漸進的に進める必要がございます。このため金利自由化は金融情勢等を勘案しつつ、大口のものから順次段階的に推進しているところでありまして、大口に引き続き自由化の対象となる預金の小口化を進めていく考えてございます。

六十一年五月に公表されました金融問題研究会の報告におきましては、当面、過渡期の措置として、小口の市場金利連動型預金を創設することから小口預金金利自由化を開始することが現実的であり、金融の効率化や資源の適正配分に資するとともに、小口預金者も市場金利を反映した金利を享受できる等の面で国民経済的観点から望ましいとの提言がなされているところでございます。今後このような金融問題研究会報告書の趣旨を踏まえまして、郵便貯金と民間預金のトータルバランスの確保等の環境整備を図り、できるだけ早期に何らかの具体的な展望が得られるよう郵政当局と鋭意御協議してまいりたいと考えております。

○橋本孝一郎君　この問題率直に言つて金融界、貯金事業、それぞれ利害が重なるテリトリーな問題ですから、それは一刻にはいかぬと思うんですけれども、やはり一般小口金融は、一番多くの国民がそこに期待をかけて、わずかな金を貯金をしていくわけですから、それに対して、マル優廃止等金がどう動いていくかという問題もありまして、よくけれども、国民の側から見れば、やはりたとえわずかでもそういう恩恵が得られるようにというものが国民の私は気持ちだろうと思うんです。なかなか調整は難しいようでありまして、これも、これはひとつ早くやっていただかなきゃいけないと思ひます。

そこで、その一つなんでありまして、小口預金の金利自由化の第一歩であります、つまりMMCの導入に当たつていろいろ議論されておりますが、大蔵省は、これも新聞によるんですけども、郵便局の定額貯金の商品性を見直す必要が

あるというふうな見解も出ておるわけですが、それ、一体それはそのとおりなんですか。それ、また、郵政省はこの見解に対してどういうふうな考えを持っておられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(中井省君)　定額貯金の見直しの件でございますが、先ほど少し触れさせていただきましたが、六十一年五月に公表されました金融問題研究会の報告におきましては、当面、過渡期の措置として小口の市場金利連動型預金を創設することから小口預金金利自由化を開始することが現実的であるという御提言をいただいておりますが、その際、郵便貯金については定額貯金の商品性の見直し等を行い、民間預金とのトータルバランスが図られることが必要との提言もいただいております。

また、六十一年六月の行革審の答申「今後における行財政改革の基本方向」におきましても、「定額貯金等の郵便貯金の商品性については、経営の健全性の確保、金利自由化の進展等を踏まえ早急に見直すとともに、市場金利連動型貯金の導入を検討する」と提言されております。大蔵省としましては、これらの諸提言の趣旨を踏まえまして、今後定額貯金の見直しを含めた郵便貯金と民間預金のトータルバランスの確保等の環境整備を図つてまいりたいと考えております。

○政府委員(中村泰三君)　定額貯金の商品性の問題につきましては、いろいろ問題の提起がされておりますが、私も私どもも承知をいたしているわけでありまして、この小口の預貯金金利の自由化をするということは、いわば利子のつけ方を市場の実勢を反映した形で、今までのように人為的な決め方ではなしに、市場の実勢を反映するような形でこの利子をつけていくということでございますから、必ずしも個別の商品性の見直しが前提にならなければ進まないという性格のものじゃないというふうに私どもは考えているところでございます。

そういった意味で、定額貯金というものが郵貯

の主力商品でもございまして、長い間預金者の利便といえますが、ニーズにも合った商品ということであるだけに、この問題については私も慎重に考えていかなくちゃならないというふうに思っております。

○橋本孝一郎君 この郵政省だけの肩を持つわけじゃありませんけれども、まさに歴史と伝統のある、そういうしかも一般庶民金融の中の一審有利商品ということで定着しておられるわけですし、それがまたいわゆる財投への大きな要素にもなっているわけでありまして、ひとつできるだけ早くその調整を期待したいわけでありまして、

そこで、小口預金の金利のいわゆる自由化時代に入りまして、いわゆる郵便局といましようか、貯金、それと民間金融機関との調整というのは非常に言葉では簡単ですが、その役割といましようか、共存というか、どういふふうに一体していったらいいの。郵便貯金そのものは大蔵省の資金運用部に預託されて財投として運用されているわけでありまして、この資金、貯金の移動というのでいふと、金利自由化に伴うそういう一つの自由競争の中での貯金額の増減がそのまま財投にも影響していくわけですから、そういう面でもどういふふうな共存の方法を期待していくの、いいの、その点についてお聞かせを願いたいと思ひます。

○政府委員(中村泰三君) 私どもとしましては郵便貯金、これまで百十数年の長い間全国の郵便局の窓口を利用して大蔵国民の皆様に強い支持を受けているわけでありまして、預金者の家計の充実に寄与してまいりましたし、同時に集められた資金というものが資金運用部を通じて社会資本の充実に大蔵大きな役割を果たしてまいりました。今後の将来を考えてみましても、そういう役割というものは変わらないわけでありまして、やはりそれぞれの、民間は民間の金融機関に課せられた役割がございまして、郵貯には郵貯の役割がある、また、農協には農協の役割があるというふうなことでございまして、国の金融システ

ム全体の効率的な運営が図られるように、お互いに役割もわきまをえつつ、お互いに切磋琢磨して預金者の利便の向上に資していくということが一番大切なことであらうというふうに考えております。

○橋本孝一郎君 この問題、別に結論を簡単に得ることは困難なものでございまして、結局そういう言葉にならざるを得ないと思ひます。

そこで、金利問題についてひとつお尋ねしたいんですが、従来より金利調整審議会の議を経て一般金融機関の預金金利は決定されるわけでありまして、郵政の方は郵政審議会の議を経て預金金利の決定がされるわけでありまして、小口金利の自由化が現在日程に上がっている中で、今後の預金金利の決定方式について一元化せよというふうな意見もありまして、その点について、大蔵省及び郵政省の見解をお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(中井省吾君) たびたび同じ提言を引用させていただいて恐縮でございまして、六十一年五月の金融問題研究会の報告におきましても、金利の決定ルールにつきまして、郵便貯金の金利でございまして、「一定のルールに基づき市中金利に追随し弾力的に金利が決定されること」が「必要」との提言がされております。また、同じく行革審答申におきましても、「郵便貯金の金利については、途中省略させていただきますが、「小口預金金利の自由化が行われた後は一定のルールに基づき市中金利に追随し弾力的に決定する。」とされているところとございまして、このような考え方に基きまして、郵政当局と鋭意協議を続けてまいりたいと考えております。

○橋本孝一郎君 郵政省はどうですか。

○政府委員(中村泰三君) 現在、郵便貯金の金利は先生御案内のとおり、郵便貯金法の十二条に利率決定の原則が明記されているわけとございまして、その郵貯法の趣旨といたしまして、これは預金者の利益の増進に配慮すると同時に、民間金融機関の金利にも配慮するというところで決められておるわけでありまして、その後、五十六年にい

わゆる三大臣合意という合意もございまして、私も現在郵便貯金の金利の決定に当たりましては、そういう趣旨を踏まえて機動的に対応しているところとございまして、今後金利が完全に自由化になるといふことになりまして、一元的に決まるといふのはそもそも矛盾するところとございまして、現在民間の、例えば大口定期なら大口定期の扱いは各行とも若干の金利は違うわけでありまして、完全自由化ということになれば、やはり各金融機関が、もちろん市場の実勢を加味しながら自主的に合理的な決定をすればいいということであらうというふうに考えております。市場金利連動型の利子の決め方ということになりますれば、私も民間の金融機関の金利と同一の、一定の市場金利に連動した形で決まっていこうという内容になってまいらうというふうに思っております。

○橋本孝一郎君 いや、最後に週休二日制との関連についてお尋ねしたいと思ひます。

既に触れられておりますけれども、とにかくサービスを低下させない、しかも休めというところから、これはなかなかどこまでをサービス低下と評価するの、線引きするのは難しいわけとございまして、ある意味においては需要者というんですか、利用者のある程度世の中の変化という意味においては我慢をしなければならぬ問題もあるかと思ひます。その問題あんまり多くなくていくと問題になるわけですから、なかなかこれは決断をせざるを得ないところなんでありまして、その中でも特にサービスを低下させない問題の一つとして、CD、ATMの導入というものが非常にこれも問題になってくるわけとございまして、現在の導入状況はどのようになっておるか、また、完全週休二日制、来年二月ですか、の実施時にはどの程度までその導入の率を高めていこうとされておるか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(中村泰三君) 現在のCD、ATMの設置状況でございまして、今月末、六十三年の三月末で約六千六百局でございまして、設置局の設

置局率といひますか、全国の郵便局に対して設置されている六千六百局の割合というのとは大体三四%でございまして、来年二月にはこれが約八千五百局程度になるといふこととございまして、千五百台ほど六十三年度に考えているわけとございまして、そうしますと約四二%ということとございまして、民間の金融機関はほぼ一〇%近いわけとございまして、そういう設置局率からいいますと、まだまだ努力をしないかなくちゃならぬという状況でございまして。

○橋本孝一郎君 これは予算が伴うことでありますし、民間は先ほどおっしゃいましたが、やはり一〇%に近いというお話でございまして、やはりそこあたりも一つの、仮に完全週休二日制を実施してまいりますと問題点になるところかと思ひますので、できるだけひとつ、予算の関係もあるけれども、その率を上げていただくようお願いしておきたいと思ひます。

そこで、郵便局以外、例えばスーパーとかあるいはデパート、例えばですね、こういうところにもATM等を設置するということについて、今後どのような見通しをされておるか、お尋ねしたい。

○政府委員(中村泰三君) 三月二十二日現在で見ますと、まだいわゆる郵便局以外のデパートであるとか、スーパーであるとか、あるいは大学の構内であるとか、非常に利用者の御要望の多い場所に局外設置をしている台数は六十六カ所とございまして、今後とも私も御要望の強いところ、稼働率の高いところにつきましては御要望にこたえていくように、いわゆる局外設置につきましても十分前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○橋本孝一郎君 次に、労働時間に関係する問題なんですけれども、週休二日制に移行していった場合、いわゆる小さい、比較的小規模の局というんでいふと、これは幾分サービス低下になりますけれども、さほど問題がない。むしろ大規模局では、仮にそうなんでも普通と同じ業務を続ける

ということ、労働時間の問題に非常にアンパ
シスが生じてくるのではないか。それを埋めよう
とすれば、労働者をふやせば一番簡単なんです
けれども、それも予算で簡単にいかなぬだろうと思
うんですが、そういった一連の関係についてどのよ
うに考えておられるか、お尋ねしたいと思いま
す。

○政府委員(白井太君) 実はその辺が一番の問題
だと考えております。土曜日に貯金とか保険の窓
口を閉めるということにつきましては既に具体的
な検討に入ったところでございますけれども、こ
れに関連をいたしまして職員の仕事をやす
と、あるいは勤務時間を短くするというにつ
いてはできるだけ国民の負担増につながらないよ
うな方策を考えなきゃいけないわけでございま
して、その辺が非常に難しいわけであります。し
も、実はこの点につきましては、一口に言え
ば、いゆる効率化と言われるような施策でもって吸収
する以外にないと思っております。

これを先生がお話しになりましたように、職員
をやす、したがって経費もかかるからその分、
料金負担などの形で国民の方々に負担を転嫁する
ということ、もうこういう御時世ですから許さ
れないというふうに考えておられて、いろいろ
な効率化施策等を実施することによって、要員増
を吸収する必要があると考えておられて、いろ
いろな実は効率化施策の内容、メニューを取り上
げまして、過日関係の労働組合に対しても、こ
ういう効率化施策をしないといふことを拡大する
わけにいかないと、勤務時間を短縮するわけに
いかない、しかし、週休二日制とか勤務時間短縮
というのは、昨年の労働基準法の改正でもわか
るように、いずれはこれはやっていかなきゃなら
ない問題であることはもうはっきりしているか
ら、したがって、何としてもこの効率化施策につ
いて組合の協力と理解はしてもらわぬと困るとい
うことを強く労働組合に申し入れたところであ
ります。

私どもとしては、そういう効率化施策を実施す
ることができれば、やがて参ります一週四十時間

という労働時間短縮にも私どもの事業として対応
できるというふうに考えておられて、ぜひやる
ことについて協力をしてもらわなければ困る、し
かし、協力をしてもらえば週休もふやすことがで
きるし、勤務時間も短くすることができるとい
うことははっきりと労働組合にお伝えしたところ
でございます。

○平野清君 中山大臣には参議院通信委員会初め
ての質疑で、大変長時間御苦勞までございま
す。あと一人ですので、しばらくの御辛抱をお願い
いたします。

初見参の大臣にいきなり大変とつびな御質問を
して恐縮なんですけれども、今度は入閣するとい
う御自信はあったと思ひますけれども、まさか郵
政大臣ということはお考えになっていらつしや
らなかつたかもしれません。そこで、昨年のマル優
廃止運動のときに衆議院議員としてマル優廃止に
賛成だったのが反対だったのか、ちよつとお聞か
せいただきたいと思ひます。

○國務大臣(中山正暉君) 私どもとしては、
先ほどからもいろいろな問題が出ておりますが、明
治八年に貯金という言葉が、これは逓信省の貯金
にだけ許されてまして、一般の金融機関には預金
という名前を使わして、貯金という名前のそれだ
けの重みというのに対して私は特殊な感覚を
持っておりますので、余り賛成はできないとい
う気持ちでございましたが、時の流れと申し
ますか、ああいうことになったわけでございま
す。

○平野清君 唐沢前大臣は、マル優は職を賭して
も支持するというふうにおっしゃったんですけれ
ども、刀折矢尽きて、ついに降参して、この委員
会で大分頭を下げていらつしやいました。そのマル
優廃止はいよいよ三月三十一日で決まるわけ
ですが、歴史的にそのときの大臣として名をとど
めるわけでございませうけれども、マル優廃止、これ
はどういう理由でそうなったのか、ちよつと簡単
でよろしいんですが、大臣の考えていらつしやる
ことをお聞かせいただきたい。

○國務大臣(中山正暉君) これは今税制の大きな

改革の時期が来ているわけでございまして、民間
とそれから官業との両方、こう何と申しますか、
水槽の水位を同じにする必要みたいなものが社会
全体の中で迫られてきているんじゃないかという
感覚でおります。

とにかく三月末になりますと、国債、公債発行
残高百五十九兆円という、一日一兆円の国民総生
産を上げておられますから、三百六十五日でござ
いますから三百六十五兆円という恐ろしい国民総生
産を誇るようになります。それは言ひましても、
今申しましたように、三月末で百五十九兆円の国
民から大きな借金を背負い、そしてまた、予算全
体の中でも二〇%近いものが金利の支払いに回
るという、これはピラミッドを逆さまにして持ち上
げているような国家財政の中では、逆に言えば貯
金という、先ほど申しました官業にしか許されな
かつた言葉の持つ意味を、別の意味で国家的な
全体的な意識を持つために課税もやむを得ない
というこの判断ではないか、かように自分自身
思っております。

○平野清君 大臣、そういうふうにお考えですけ
れども、国会論議の中を通じて私たちが感じてお
りますことは、不正使用の面とか、それから外国、特
に米國からの日本人の高い貯蓄率に対する批判と
いうものに前中曾根総理が考えられてマル優廃止
に踏み切られたというのが大方の、私たち特にサ
ラリーマン新党を中心とする人々の考え方にあり
ます。今回マル優が廃止されますと、相当の金額
の争奪戦が始まるわけですね。郵便局の方も、本
来なら今までの政府の方針が、利子が減少すれば貯
金の魅力がそれだけ少なくなる、全体としてその
金が内需拡大に移って輸入促進になる、したが
って、貿易摩擦も減るだろうというところが政府の大
きなねらいだったというふうに私たちは考えてお
ります。

そうしましたら、まだマル優が廃止されないの
に、もう既に民間の証券、それから生保、あらゆる
金融機関がこのマル優から流れ出るであろうとい
う莫大な三百億ですが、をねらって争奪戦がもう

既に始まっております。郵便局は、では政府の方
針どおり貯金の熱を冷ましたためにじつとしている
のかというふうに思ひましたら、五万九千九人の職
員を大投入して、八千万枚のチラシをつくつて、
郵便貯金はこのように変わりますという大PR作
戦を御展開のようでございます。

何か私たちちよつと嫌みな質問で大変申しわけ
ないんですけども、政府の方針がそうだった
ら、この貯金競争に郵政省の方はしばらく静観され
たいんじゃないかなと思ひましたら、郵便局も
負けず劣らず大争奪戦に参加されている、非常に
奇異な感じを受けるんですけれども、そういう点
はいかがですか。

○政府委員(中村泰三君) 郵便貯金がその壮絶な
争奪戦に参加をしているという御指摘でございま
したが、私どもは争奪戦に参加をしているという
意識はございませんで、要するに、郵便貯金とい
うのは長い間利子が非課税でございまして、
そういう意味で大きな税制の改革があった際に、
郵便貯金の御利用者である預金者の皆さんが誤解
があつたり、あるいは不安になつたりするよう
なことがあつてはいけないということで、税制改正
の趣旨なり内容を誤解のないように御理解を
いたしまして、特にこの郵便貯金が全部利子が非課
税だったということで、民間の金融機関は郵便貯
金の預金者の貯金を一カ所にまとめる最大のチャ
ンスだというふうなことで活発に営業が行われて
おりますから、税制改正の誤解、不安というよう
なことと思わぬ不利益をこうむるようなことにな
いように、今全世帯を対象に御理解をいたした
キャンペーンを張つておるということでございま
す。

○平野清君 もう一度申し上げておきますけれど
も、マル優が廃止されることによつて国民が老後
の負担、不安を如実に感じて、一生懸命何か一銭
でも高い金利を求めて、第二のマネーゲームが始
まったような気がいたします。そういう点で九千
二百人ですが、投入なさつて国債の販売とかいろ
んな面に努力される。

そこで、人事部長さんにお聞きしたいんですけれども、九千二百人投入されているという客と接しますと、どうしても未熟な外交員が、新しい制度をやいろんなものにふなれでもって客とのトラブルを起こしたんでは、今までの長い郵便局の信用というものがなくなるような気がするんです。この新しい作戦に当たって、しっかりとした職員教育というものを前提にやられるように特に切望いたします。

そういう意味で、これはお役所に言わせれば何でもありませんけれども、簡易保険の入院給付の問題があります。今まで二十日以上、十九日まででめでしたが、二十日以上入院された方には一日当たり幾ら幾らというものが、今度の新しい改正によって、五日以上入院されたら給付が受けられるというように制度が変わります。そういう場合に、ちよつとメモを持ってきたんですけれども、前のものはこれを解約すると、はっきり書いてあるんです。その下に昭和何年何月、こういう理由によって新しいものに切りかえたということが、判を押してあるんです。だんだん高齢者になってきますと、この役所言葉が理解できないんです。

それで、私はなぜ解約も何もしないのに、長いこと続けてきたこの簡易保険が解約されちゃった、どうしてきょうから新しくやらなきゃいかぬのか、そういう誤解が何件かの党にもあります。内部資料として、判こをこういうふうにお使いになるのは結構だと思えますけれども、一般利用者にお渡しになるときに、そういう制度が変わったときには、わかりやすい言葉で、解約とか、そういう言葉を使わないで、何らかの方法で、今まで掛けていたものの利益が損なわれないで、法改正によってこういうふうになったんですよという言葉で表現されるような方法が一番必要ではないかと思うんですが、さっきの職員指導を含めてお答えいただければと思います。

○政府委員(中村泰三君) 税制改正であるとか、あるいは国債の窓口販売が四月から変わるとい

ことで、私も例えば国債の問題ですと、昨年の五月にこの委員会でも御審議をいただきました。成立を以て以降新しい業務に取り組むということでございますので、郵便貯金の外務員を初め随分全国で徹底した教育訓練をやったところでございます。

まあ保険にしろ貯金にしろ、いろいろ商品の内容とか、あるいはサービスの改善、制度改善というものはたびたび行われるわけですが、私ども外務員のみならず内務の職員も職員研修の場として日常、郵便局の職場でいろいろの業務研究会をやると、打ち合わせ会を行うというチャンスもあります。また研修所に入りまして、その研修所で初めての任務についての初任者研修であるとか、あるいは主任とか主事、役職者につくといったような場合には新任、主任、主事訓練を徹底して行うとか、あるいはまた、貯金であった職員が保険にかかわるとか、郵便の担当者が貯金にかかわるとかといった場合には、また新任者研修ということで研修訓練をやっております。そのほか郵政局が主催する、あるいは本省も直接全国から担当者を集めて会議、講習会をやるといふ、幾重にも重層的に職員の研修訓練に取り組んでいるわけでございます。またまだ至らぬ点があるかも知れませんが、各事業とも何となくいって人材をそろえるということが最大の資産であり、武器であり、またお客様サービスの基本でもあるということで研修訓練に取り組んでいるのが実情でございます。

○平野清君 よく民間の生命保険会社にだまされたという話がありますけれども、郵便局にだまされたという話は余り聞きませんので、これからいろいろな複雑な商品を販売されて、しかも高齢社会になってお年寄りを相手にするわけですので、自分だけわかってないで、相手によくわかる形でぜひ外交を進めていただくようお願いしておきます。

それから、簡保資金の運用の件につきましては、午前中他の先生から御質問があつてお答えをいた

だきましたので、割愛をさせていただきます。

次に、タウンメールと申しますか、あて名のなものの郵便物をある地域に限って郵政省で配りになるということが前回の逓信委員会でも御説明をいただいたんですけれども、郵便法の趣旨を見ましても、どうも納得がいけない。例えば政府機関の民間企業への圧迫とか、その妥当性、それから倫理性、それから特に中小企業への圧迫、要するにチラシ業者等への圧迫、それから巧妙な文章を考えれば選挙広告にでも利用しかならないという点もあるような気がいたします。それから、さらに重要なことは、宅配便の業者が中に手紙を入れば信書ということで厳しく罰せられるわけですね、三年以下の懲役、百万以下の罰金。今度郵便局の方では、信書の概念を自分で勝手にお変えになつて、あて名のないものまで信書としてお配りになるように私たちは解釈せざるを得ないわけですね、その上、首都近郊、都市圏近郊の新聞販売店などは、チラシの収入によって相当な利益を得て従業員に給料に充てたり、厚生福祉に充てているわけですから、それと競合も起きかねないわけですね。そういう意味で、このタウンメールについての郵便法との関連、それから倫理性、それから中小企業への圧迫の程度、そういうものについてのお考えをお聞かせいただければありがたいと思います。

○政府委員(田代功君) 郵便とは何かというのを、実は法律上きちつとした形では決めてないわけがあります。これは明治以来そのときそのときの社会の情勢の変化に対応しながら、中身は少しずつ変わつてきておりまして、郵便法に従つていろいろなサービスを提供している。基本のところはきちつと法律でしておりますが、若干のところは郵政省でいろいろ新しい工夫もできるような仕組みになつております。

そういう意味から、タウンメールも別に郵便法上どうこうという問題はございませんが、これは昨年の実は五月ごろから全国二十の郵便局の都市で実験的に行いますか、試行的に始めてみ

ております。これはヨーロッパ各国でかなり前からこのようないふ名を省略した郵便というものが大変はやつてきております。要望も多いものですから、日本でもできないか。また逆にデパートですとか、あるいは市町村のいろいろな市の公報なんか、昔隣組を通じて配つておつたものが配れなくなつた、何とかならないかという相談も実はございまして、始めてみたところでございます。

始めるに当たりまして、やはり当初から日本には、新聞販売店が新聞と同時にチラシを配る。これが外国にない制度としてありましたもので、この競合が、実は初めから私も意識しておりました。私どもの方では、だから料金で差をつけよう。新聞チラシは、聞きますと大体一枚二、三円で配っているようでございますので、私ども一応郵便でありますから、封筒に入れて封をして、あて名こそ書かないけれども、きちんとしたものを出して、あるいは帯ひもをつけてというふうなことをしてまいりまして、最低二十円からということでは始めております。始めてまだ一年たちませんが、業界に与えている影響その他はまだはっきりはつかめませんが、ここ数カ月前から、特に新聞販売店を中心に、やはり一種の民業圧迫といえます。特に新聞の配達制度に対する非常に大きな脅威になりかねない、このまま郵政省が全国的にどんどん広げていきますと、こういうような話も私どもに承つております。

ただ、また一方ではこの郵便局の都市に限らずに、ほかの都市でも始めてくれないうかがい望も実は来ておるところでございますので、もうしばらく今の、全国であちこちでございますが、試行的に実施して見ますものを見ながら、本当に新聞販売店の脅威になつてくるのか、どういふところで競合が起こつてくるのか、私どももつぶさに注意してまいりたいと思つたので、しばらく成り行きを見させていきたいと思います。

○平野清君 選挙まがいの文書その他のチェックということば、そうなるかと不可能ということになり

○政府委員(田代功君) 不可能でございます。

○平野清君 それから、今、地方で実施するとい
うお話ございましたけれども、余り人口の多くな
いところの新聞販売店というのは、チラシが少な
いんですよ。人口の多い首都圏及び大都市周辺
を中心とした新聞販売店がチラシに打撃を受ける
わけで、新聞開いてみてチラシが一枚か二枚しか
入っていないような販売店には余り影響がないん
で、地方ばかり参考にしたんでは、今度は都心
でやろうというときに大反響を食うと思いますの
で、恐らく新聞協会からも郵政省に対して嚴重な
抗議といいますが、陳情書というか、出るような
こと言っていましたので、一応お知らせした方がた
実情を申し上げておきます。

次に、郵政省はカードローンの導入をお考えに
なったようですけれども、何か大蔵省の反対でだ
めになった。その理由に貸し倒れ防止対策等が余
りにも不備だったので、大蔵省は賛成しかねたと
いうような報道を見たことがあります。ちよつ
とこれ実情を御説明いただきたいんですが、

○政府委員(中村泰三君) 郵便貯金の利用者に
カードローンを導入したいということで六十三
年度予算要求にも出したわけでございますが、大蔵
省との折衝では、貸し倒れ防止等の問題というよ
りも、そもそも郵便貯金というのは貯蓄の手段で
あって、こういった与信業務を行うべきじゃない
じゃないかということとでございまして、私どもは
確かに与信業務というものでありますけれども、
これからの郵便貯金の利用者にカードを利用して
手軽に一時的な家計の利便に資するということは、
いわば付加的なサービスでございまして、既に担
保のある「ゆうゆうローン」につきましても、既
に実施しているわけでありまして、例えば四月から始
める国債につきましても二百万まで貸し付けがで
きるといったような形で、郵便局が貸付業務を行
うということも、今の社会の現状を見ますれば、
その程度の問題は付加的なサービスとして実施す
ることが預金者の利便の向上につながるものと

いうことでお話し合いをしたわけでありまして、
貸し倒れの問題に入る前の段階でなかなか合意に
至らなかったというのが実情でございます。しか
し、私どもとすれば、利用者のニーズも強い問題
ですので、今後とも実現に向けて努力していきた
いというふうに考えております。

○平野清君 今後も頑張ってくださいと思
いますが、ちよつとがらりと話題変えますが、そ
ろ来年の年賀はがきを準備されるころだと思
うんですけれども、全国の地方版の年賀はがきは通
信販売でしか購入できません。例えば、江戸っ子
江戸っ子と言いますけれども、三代続かないと江
戸っ子と言わないで、御存じのとおり年末にな
ると東京空っぽになるくらい地方にお帰りにな
る。その人が出したはがきは、東京で出すわけ
ですけれども、文面によれば、今おは北海道のお
やじのところへ帰っているよ。北海道はどうのこ
うの。読む方は、何言ってるやんない、東京で書いた
はがきじゃないかというのですけれども、中
には、私のところへ来る要望としては、自分の郷里
の地方の年賀はがきを、自分の住んでいる今のと
ころで買えないか、そういう要望が何人かありま
す。何人かと、これは人数ははつきりつかない
るわけじゃありませんけれども、聞いてみますと、
なるほどと思えます。仮に東京の浅草の絵をつけ
たはがきを出すよりも、自分の郷里のはがきを出
して、年賀はがきで、家族そろって北海道で元旦
を迎えるというような年賀はがきが、東京もしく
は大阪とかそういう大都市で簡単に手に入るよう
になれば、もうちよつと年賀はがきの売り上げに
も寄与するんじゃないかと思ふのですけれども、
いかがでしょうか。

○政府委員(田代功君) 非常にその趣旨は郵政省
全然反対じゃないんですが、非常に難しい問題が
ございまして、府県版というのは、それほどの量
はトータルとしては売れないわけでありまして、
例えば昨年の例で申し上げますと、全国で三十九
種類出して、平均いたしますと、一種類四百
万枚程度なんです。そうしますと、二万の郵便局

に分けますと、極端に言う一局に二百枚。極端
な例でございまして。ですから、今の時点では、それ
ぞれの県内でのみ郵便局では売っているというこ
とになっておりますが、今のお話のようなことも
実は私どもの方にも声が入ってきておりますの
で、何かうまい方法はないかなあという気はして
おりますが、どうしても全国どこでも手に入る
ようにしますと、少品種多量生産になつてしま
いますので、なるべくいろんなニーズにこたえたも
のを出したい、そうすると、今度は全国どこで
もといかなくなる。その兼ね合いをどうしようか
というところで実は悩んでおるわけでございませ
ん。今は給入りがはがきは、寄附金のついた方だけ
で実は実施しております。この寄附金はがきは大変
売れ行きが悪うございましたので、苦肉の策とし
て実は数年前に絵をつけてみましたところ、逆に
今度は証判がよくつたというところ、その
辺の動向なども考えながら、また知恵を出させて
いただきたいと思ひます。

○平野清君 今度、郵便列車が復活するとかい
うようなお話を聞きました。そのJRとの契約内容
はどうなっておりますか。例えば航空料金が今盛
んに問題になっておりました。近々値下げが実現
されるかもしれません。そういうような航空料金
がどんどんどんどん安くなったとしたとき
に、せっかく契約したJRともう一回、御破算だ
んというふうなことがないでしょうか。

○政府委員(田代功君) 六十一年の秋でしたか、
数年前に、従来列車中心に郵便を運んでおりました
ものをほとんど全廃いたしました。航空機とト
ラックに切りかえました。私ども郵便を速く運ぶ
あるいは能率的に運ぶという観点からですと、当
時汽車というのは非常に使いにくかったものです
から、そのように切りかえました。切りかえた後
も、私どもの利用する側にとって使いたいものは
実は細々とながら使っておりまして、JRのコン
テナを使った郵便、郵便列車というのは昔の、客
車の後ろにあの丁のマークのついたあれでござ
いますので、いわゆる郵便列車、昔のいう郵便列車

ではございせんが、コンテナの中で、一個なり
二個なりに郵便を積んで運んでいるというのは、
実はその後も十七個毎日全国行き来してござ
います。JRから十七個のコンテナを借りて動かして
おりましたが、今度の青函トンネルと来月の瀬戸
大橋ができますことによって、北海道方面と四国
方面のコンテナが速くなりましたので、これに郵
便を積むのを五個ふやそうと。それで、十七個を
二十二個にふやそうということでございませ
ん。私も絶対に汽車ではだめだとか、飛行機でな
きやだめだということではございせんが、やはり
スピードと料金、速さといいますが、使いやす
さといいますが、そういった点から折り合いのつ
くものはこれからもどんどん使っていきたい、こ
のように考えております。

○平野清君 昔、新聞社もほとんどが列車便で、
国鉄に物すごく迷惑をかけておいて、高速道路が
できたら、さつと手を引いてしまつて、その分だ
け旧国鉄の赤字に寄与したというような話もあり
ますので、利用するときだけ利用したらばつと手
を引いてしまつて、お互い民間になつたんで
すので、そこらへんきつとした契約で、よりよ
速い方法でぜひ続けていただきたいと思ひます。
ところで、四月六日から十五日まで春の全国交
通安全運動が始まります。私、調べましたら、六十
一年で郵政関係の年間交通事故五千二百八十一
件、六十一年で五千六百三十三件、そのうちの六
〇%がけがによつて休まざるを得なかった。これ
は一日か二日の人もあれば一年ぐらゐの人もい
るでしようけれども、非常に高い数字のような気が
するのですね。それはもう大型車からそれから中
型車、それから郵便配達の方はバイク、二輪車、自転
車、もうほとんどが今そういう乗り物を使つてい
らつたしやるので無理もないかというふうな気もい
たしますけれども、この中で死者はどのぐらゐ出
ているんでしょうか。

○政府委員(白井太君) お亡くなりになつた方は
年度によつて多少まちまちでございまして、大体
一けたで、六十一年度の場合が七名、六十年

場合が四名ということになっております。

○平野清君 せっかく一生懸命働かれてもけがをしたり、六〇％が交通事故によって休まなきゃいかぬ。一方では、普通の郵便の作業をやっている方が年間で大体九千人ぐらいいがをされてるようなんで、その確率からいえば非常に多いと思えますね。万が一重傷を負ったり、死んでしまえば郵政省の方の戦力減もしくは家族の方の被害ということも大変なので、職員教育の面でも、交通安全に對してはより一層の御指導をお願いしたいと思います。

それから、郵政省の内部の防犯体制については、大臣の所信の中でもさらに強化するというようなことがうたわれておりました。先般、昨年ですか、大阪空港でも何か一億円とか二億円の郵袋が紛失したというふうなことも報道されております。そちらの方に対する内部監察の強化についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○説明員(加宮由登君) 郵政事業をめぐる犯罪には、ただいま先生お話ございましたように、航空機の先ほどの大阪のお話等いろいろなタイプのものがござりますが、あの種の部外者によるもの以外に、やはり一番問題は部内職員による犯罪でございまして、事業の信用を傷つけ、お客様に非常に御迷惑をおかけするということでも非常に遺憾に思っております。私どもも従来からその防止、根絶に努力をいたしておるわけでございまして、防犯の基本は、けさほど大臣所信で申し上げましたように、一つは職員の防犯意識の高揚、これが第一でありまして、二番目には職場の防犯管理体制の充実でございまして、職員の防犯意識と申しましても、結局つまるところは、要するに立派な事業人としての意識としっかりした公務員としての意識を持った職員をつくるということでございまして、それから職場の關係でございまして、これは何と申しましても、全国津々浦々において、多額の現金が毎日毎日非常に身近な形で扱われておるといふことから、その意味では犯罪の誘因というものが非常に多いということにございまして、

そのために職場の検査、監査と申しますか、相互牽制と申しますか、そういう体制をきちんとして、しっかりとした規律のある職場をつくるということに尽きるわけでございまして、私も監察の方としまして、全国の二万余の郵便局の大半を占める小さな郵便局につきましては、一年に一回何とか臨局をしまして、これらの体制がきちんと守られておるかどうかということを検査、調査をいたしまして、犯罪の未然防止、あるいは早期発見に努めておるところでございまして。

○平野清君 なお一層の御努力をお願いしたいと思います。

郵便局の週休二日制につきましては、何人もの先生から御指摘があったり御質問がありました。それにつきまして私もぜひ御質問したかったんですけれども、皆さんおっしゃいましたので、それに伴う小さなことだけれども一般市民に非常に関連のあることをちょっとお聞きしたいと思えます。

郵便局の中に電話が仮にあるとします。そうしますと、ほとんどのところ、私の見た限りでは郵便局のそばに公衆電話がありません。仮に土曜日の曜郵便局が閉まってしましますと、今まで郵便局で電話を利用していた方は遠くまで行かなきゃならない。これは笑い話じゃなくて本当のことなんです。郵政のある職員が帰省して、自分の家が特定局なんです。自分の家の前まで帰って、朝余り早いんで、着いてかけりやいと思つて行ったら、月額二千円以下の電話だということを取り払われて、自分の家へかけられなくて、また何分か走って、戻って自宅を起こしたという話もあります。大概郵便局は繁華街もしくはバス停、駅のそばにあって、利用者が盛んに利用するわけですから、土曜日も、土曜日もそこで閉まってしまつと、電話一つかつかれられないというふうな事象もありまして、ここにNTTの方のいらいやいませんけれど、電話機一つでも庶民にとっては非常に大きな関連があるわけで、そういう場合には、局の中のものを外に移しても何か利用者に便利になるよ

うにNTTの方と御協議願えるようにしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(田代功君) 現在、無集配特定局の半分の郵便局では、その郵便局の中の公衆電話がその辺では唯一のものだそうでありまして、半分以上のものは近くにボックスがあるというふうな状況でございまして、今までも第二、第三土曜日休んでおりましたが、これからは毎週土曜日休むようになりますと、不便の大きさもまた大きくなりますので、今のお話の趣旨を踏まえて、今後NTTと精力的に話し合つていきたいと思えます。

○平野清君 時間も余りありませんので、一つだけ御質問させていただきます。

最近よく注文をしない郵便物が来て、奥さんがそれを受け取ったときに、これは多分主人が注文したんじゃないかということで、判を押して中をあけてみます。そうしたら、全然御主人も注文していない。よく郵政省の方に聞きましたら、郵送代はその荷物を出す人が払ってらんだそうですが、着いた荷物には、あけた利用者といいますが、郵便を受け取った人が払うことになってるわけですね。着払い制度といいますが、注文をしていないものに家族が知らないで払ってしまったと、大変トラブルがたふさん起きているということと聞きますけれども、これは郵政省でチェックは何とかできないものなんでしょうか。

○政府委員(田代功君) 郵便がそういった何といいますが、いわば悪徳商法の道具に使われているというのには非常に遺憾なことではございまして、実際にしかり郵便を引き受ける、これは代金引換郵便と言っておりますが、この郵便を引き受けるときに、それが本当にお客様が注文した物かどうかを確認するのは実は不可能に近いとございまして、それからまた、配達するときに、これはあなたが注文したものでかというのを一々確かめる、これも実は大量の郵便を毎日扱っておりますので、これも非常に難しいとございまして。結局は消費者の方の自衛策をまつしか最後はないわけにございまして、こういう事件がふえるようであります。

で、私どもも配達の際、せめて一声かけてはどうか、大丈夫ですかという一郵便局の職員が差出人、受取人いろいろ見てやるのも、これは通信の秘密その他の問題でまた問題がありますので、限度はございまして、大丈夫でしようねという、何といいますが、一声かけるのがせいぜいかなというつもりでありますが……。

○平野清君 ありがとうございます。

○委員長(上野雄文君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

(参照)

東北委員派遣報告書

上野委員長、添田・守住・大森の三理事、鶴岡・橋本両委員の五名は、去る一月十九日から二十日の二日間、福島県を訪問し、東北地方における通信関係業務の実情調査を行いました。調査は、郵政事業の運営、電気通信行政の現状並びに電気通信事業及び放送事業等の実情を把握する目的で行われました。

以下調査の目的に従い主要な事項についてご報告いたします。

はじめに、調査の概要を申し上げます。

まず、郡山市において郡山貯金事務センター、日本電信電話株式会社郡山電報電話局を視察し、福島市において関係各機関から東北におけるそれぞれの所管業務の現状について説明を聴取した後、日本放送協会福島放送局、福島県庁防災行政無線を視察いたしました。

当管内は青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島の六県を擁し、面積において全国の一七・七％、人口は八・一％を占めております。広大な土地と豊かな緑水、良質な労働力を有し、社会経済的な発展可能性の極めて高い地域といわれております。近年、東北新幹線の開通、東北自動車道の全通により高速交通網が整備され、東北の発展の阻害要因の一つであった交通基盤整備の立ち遅れが解消

されるに至り、住民の定住化、工業発展等明るい
徴候が顕著になっております。

まず郵便事業について報告申し上げます。

昭和六十一年度における管内の郵便引受け物
数は、九億六千三百九十万通、全国比五・三％に止
ります。対前年度伸び率は四・二％で、これも全国
伸び率五・六％を下回るものであります。また、小
包郵便については、全国的には一般小包、書籍小
包がほぼ拮抗しているのに対し、管内は一般小
包が全体の四分の三を占める点に特色がありま
す。東北管内では、五十九年度から小包物数が増
加に転じ、六十一年度五十七年当時の水準に回
復しております。特に六十一年度の伸びは一四％
に達しており、全国の伸び八％を大きく上回って
おります。これは、ふるさと小包への取組みが積
極的であることの現われであり、東北管内のふる
さと小包の全国比は一二％であります。なかんず
く山形の「さくらんぼ小包」は三十三万個とふる
さと小包の商品中最高の記録を達成しております。

電子郵便についても、積極的な営業活動を展開
しており、六十一年度にも目標を上回る増加率を
達成し、全国比で七・二％を占めております。

年賀郵便については二億二千万通で全国比で
六・七％に相当します。差し出しのピークが年末
ぎりぎりにならずに、むしろ悪条件にもかかわらず、
管内引受け数の八九・五％に当たる過去最高
の一億七千万通が元旦に配達さるという好成績を
収めました。

郵便物の増減につぎましては、管内では山形市
と塩釜・多賀城地域が指定を受けており、配達地
域指定郵便等のサービス、ふるさと小包の新商品
の開拓等を積極的に展開しております。

次に為替貯金事業について申し上げます。

管内の六十一年度末郵便貯金現在高は六兆五千
七百万円で全国の六％に相当します。定額貯金の
新規契約については六十一年度八千五百億
円でありまして、伸び悩みの傾向にあります。こ
れは最近の郵貯の全国的な傾向でもあり、金利水

準の低下、国民の金利選好の高まり、可処分所得
の伸び悩み等が原因と考えられます。なお、管内
の一人当たりの貯金額は六十七万二千円と全国の
九十万六千円を下回っており、住民所得の低さを
反映しております。また、管内の個人貯蓄に占め
る郵貯のシェアは三二・七％で全国平均の三二・
四％とほぼ同水準にあります。

簡易保険・郵便年金事業について申し上げます。

簡保の契約件数、契約金額とも毎年上向きの傾
向にあります。六十二年営業年度末における保有契
約件数は五百八万七千件で全国比八・七％、保有保
金額は七兆九千九百億円で全国比八・三％であり
ます。新規契約集積率も毎年度増加傾向にあり
ます。特に六十二年営業年度には新規契約保険料において
目標を四三・三％上回る五十六億五千万円の実績を
あげております。

年金についても簡保同様毎年度増加傾向に
ありますが、全国比ではシェア七％台で推移して
おります。

簡保の管内保険業におけるシェアは三五・二％
であり、民間生保のシェアが低いにもかかわらず、
全国平均と同程度であります。これは、管内の地
域特性として農協による保険のシェアが一八・
八％と全国に比べかなり高いことが原因としてあ
げられます。

郵政監察業務について申し上げます。六十一年
度の犯罪発生件数は管内二百四十二件、全国で二
千八百十件であります。郵政犯罪は全国的には減
少傾向にありますが、管内では横ばいの状態に
あります。部内犯罪も十六件発生しており、当局
では、管内局に対する特別審査を実施して問題点
を指摘し、また、日常の防犯対策として特定局長
防犯対策打合せ、防犯連絡協議会を定期的に
などして、その根柢に努めております。

なお、郵政三事業全体の営業姿勢について申し
上げます。六十二年の「未来の東北博覧会」に東北
郵政局は単独パビリオンとして参加し、期間中百
三十万の入場者を数えております。また、先のさ

くらんぼ小包、あるいは東北独自の郵便商品の開
発等に積極的に取り組んでおります。このように
地域に密着した郵政サービスの展開が管内の郵
政事業の活力となっていることを特に申し添えて
おきます。

次に電気通信事業について申し上げます。

まず、第一種電気通信事業の新規参入状況であ
りますが、六十二年十二月に宮城テレメッセージ
が無線呼出しの営業を開始し、六十二年末に二千
九百余りの加入端末があります。福島テレメッ
セージも六十二年七月のサービス開始を目前に準
備を進めているところであります。自動車電話に
ついても第二種電気通信と東北電力の共同出資による事
業会社が設立され、その準備を進めております。
一般第二種電気通信事業は、管内で二十一社の
届出がなされておりますが、VAN事業を中心
に事業がスタートしております。

NTTの管内事情については、六十一年度末に
三百二十七万五千の一般加入を数えております
が、全国比で六・九％と人口比を下回り、また普及
率も百人当たり三十三加入と全国でも低い水準で
あります。そこで、NTT東北総支社では、燃える
東北、考える東北をスローガンに収益増、効率化
を進め、東北の地域特性を生かした中・長期的な
経営基盤の確立を目指して営業活動に取り組んで
おります。

次にテレトピア構想について申し上げます。

当管内では福島市、米沢広域、仙台市、一関市、
秋田市、青森市、鹿角市及び盛岡市、滝沢村の八地
域が指定を受けております。既に、福島、仙台など
では、キャブテン、パソコン通信、水防情報システ
ムなど六つのシステムが運用を開始してございま
す。また、福島市等四地域では第三セクターを設
立し、各地域とも事業計画を進めております。

東北は南北の地域活動に格差があるといわれて
きましたが、岩手県南部を中心にハイテク産業の
進出が著しく、また地域特性に応じたニューメ
ディアの導入にも熱心であります。六十二年二月
には東北のニューメディア懇談会を設立し、産・

学・官による協力体制を整備し、高度情報社会の
基盤整備を進めております。さらに、四全総のナ
ショナル・プロジェクトの一つとして取り入れら
れた未来型地域作り構想である、東北インテリ
ジェントコスモス構想が実施されることとなって
おります。これについて郵政省では情報通信分野
を担当し、電気通信技術の研究開発、情報基盤整
備を進める等の事業を積極的に支援していくこと
となっております。

次に電波利用について申し上げます。

当管内の無線局は六十一年度末で四十三万七千
五百局を数え、全国の無線局の一・一％を占めて
おります。東北の産業構造に即し、土木関係、漁業関
係の無線利用が多い反面公衆通信等の利用が少な
いのが特徴であります。

防災行政無線は福島県を最後に管内六県で完成
しております。今回視察しました福島県防災行政
無線は平時には行政連絡用に使用され高速フアク
シミリ等の利用によって迅速、正確な情報伝達に
活用されております。また、東北においては市町
村の防災行政無線は七〇％の設置率に達し全国平
均六四％を大きく上回っております。

最後に放送事業について申し上げます。

当管内ではNHKと民放二十一社が放送を実施
しております。

NHKは二百五十万回の契約があり、世帯数比
でみた契約率も、受信料収納率も全国平均を上
回っておりますが、受信料収納における口座利用
率はまだ低く、口座利用の促進が今後の営業の効
率化の課題の一つとなっております。また、番組
面においては、今後とも限られたローカル放送時
間のなかで地域に密着した放送サービスを進める
とのことであります。

民放各社の経営状況は、いずれも厳しい環境の
なかであります。事業開始間もない青森、秋田
のFM局二社等四社を除いて利益を計上している状
況にあります。

また、今後の放送の普及計画について申し上げ
ますと、青森、岩手、秋田、山形の各県にはテレビ

放送用周波数の三波目が、山形、福島両県にはFM放送用周波数が割り当てられており、それぞれ免許申請が多数なされている状況にあります。特に山形県のFM放送局免許申請については県知事による一本化調整の最終段階を迎えております。

近地難視対策については、中継局の設置、NHKについては衛星放送の実施により解消の方向に向かいつつありますが、今後とも難視解消の努力の必要は残されており、最近の都市の高層化等により都市型の受信障害は増加傾向にあります。これについては有線テレビによる解消が進められております。

東北管内には二千五百の有線テレビ施設がありますが、その殆どは難視対策の施設であります。自主放送を行う営利目的のいわゆる都市型CATVも五施設ありますが、衛星放送による加入者

増のはずみがついたとはいえず、再送信の同意問題等を抱え、いずれも苦しい経営状況にあります。以上で派遣の報告を終了いたします。

十二月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本放送協会昭和六十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百八回国会提出）

一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百八回国会提出）

日本放送協会昭和61年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

62 検 第 448 号
昭和62年12月7日

内閣総理大臣 竹下 登殿

会計検査院長 辻 敏一閣

日本放送協会昭和61年度財産目録等の回付について
日本放送協会昭和61年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査をしたのでこれを回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和61年度財産目録

財 産 目 録
昭和62年3月31日現在

科 目	内 容		合 計
	積 累	収 入	
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			66,183,715
現金及び預金	現 金		15,538,168

受 信 料 未 収 金	預 金	定 期 預 金 は か		
受 信 料 未 収 金	受 信 料 未 収 金	受 信 料 未 収 金 の 取 引	15,447,625	1,422,753
未 収 受 信 料 欠 引 当 金	未 収 受 信 料 欠 引 当 金	受 信 料 未 収 金 の 取 引 不 能 見 越 額	11,422,753	40,648,470
		国 債、金 融 債 は か	10,007,000	39,244
		放 送 記 念 品		4,319,401
有 価 証 書	翌 年 度 普 通 組 員 保 費		2,918,271	
貯 蓄 費 用	翌 年 度 受 信 料 収 納 費		555,619	
前 払 金	翌 年 度 受 信 料 収 納 費		860,511	
	そ の 他 の 前 払 費 用	長 期 借 入 金 利 息 は か		3,187,013
未 収 金		有 価 証 券 利 息 は か		1,043,671
そ の 他 の 流 動 資 産	差 入 保 証 金	建 物 賃 借 保 証 金 は か	808,636	
	保 証 金	諸 立 普 払 金	285,085	
定 資 産				261,337,454
有 形 固 定 資 産	建 物	放送会館、放送所は か	100,936,847	223,394,960
建 物	減 価 償 却 累 計 額		36,481,104	64,505,743
構 築 物	構 築 物	空 中 線 設 備 は か	77,687,380	28,732,785
	減 価 償 却 累 計 額		48,954,585	
機 械 及 び 装 置	機 械 及 び 装 置	放送設備は か	250,047,645	73,711,325
	減 価 償 却 累 計 額		171,336,320	
放 送 機 器	放 送 機 器	放送衛星2号	36,221,907	17,216,836
	減 価 償 却 累 計 額		18,006,071	
車両及び運搬具	車両及び運搬具	中 継 車 は か	4,913,815	1,249,481
	減 価 償 却 累 計 額		3,669,394	

器具	器具	器具	器具	器具
土	減価償却累計額	楽器、事務器具は 放送会館・放送所敷 地はか 放送衛星3号 国際放送送信設備は か	△	1,345,405 943,874
放送衛星建設仮勘 定その他の建設仮勘 定	無形固定資産	施設利用権 その他の無形固定資 産	8,162,287 39,914	29,740,313 4,000,000
出資その他の資産	長期預金	特定金銭信託 国債、金融債ほか	24,210,327 1,506,042	1,127,542 378,500
長期保有有価証券 出	長期前払費用	通信・放送衛星機材 に付する出資 関連事業に対する出 資	23,944 17,427,000 17,427,000 272,139	188,813 89,326
特定資産	放送債券償還立 金	放送債券償還立金 立金	11,422,758 10,007,000	1,422,758
放送債券発行費	放送債券発行費	放送債券発行費用未 償却額	40,643,470 39,244	3,187,013 1,043,871
放送債券発行差金	資産合計	放送債券発行差金未 償却額	66,183,715	15,588,163
流動負債	流動負債	流動負債	63,905,947	4,487,000
一年以内に返済す る長期借入金	一年以内に償還す る放送債券未 払金	契約収納事務費	7,697,147	1,570,802

受信料前受金	放送債券利息	3月分電力料ほか	350,851	47,409,788
その他の流動負債	その他の未払金	翌年度分受信料の収 納額	5,715,894	1,421,912
前受り金	技術協力料ほか	集金委託保証金ほか	70,325	48,000,000
固定負債	源泉徴収所得税ほか		42,379	30,507,000
放送債券			1,309,208	15,600,000
長期借入金				158,072,847
退職手当引当金				
負債合計				

2 昭和61年度貸借対照表

貸借対照表
昭和62年3月31日現在

科目	目	内	訳	金額	構成比
(資産)	の(部)	千円	千円	千円	%
流動資産	現金及び預金	11,422,758	15,588,163		
受取未収信料	未収受信料欠損引当金	△ 10,007,000	1,422,758		
有価証券	債券		40,643,470		
前払費用	前払費用		39,244		
未収の他の流動資産	未収の他の流動資産		4,819,401		
その他の流動資産	その他の流動資産		3,187,013		
固定資産	固定資産		66,183,715		19.2
有形固定資産	有形固定資産		100,886,847		

減価償却累計額	△ 36,431,104	64,505,748		(負債の部)			
機 械 償 却 累計額	77,387,380			流動負債			
機 械 償 却 累計額	△ 48,954,585	28,732,795		一年以内に返済する長期借入金		4,487,000	
機 械 償 却 累計額	250,047,345			一年以内に償還する放送債券		3,010,000	
放 送 機 償 却 累計額	△ 171,336,320	78,711,325		未 償 還 放 送 機 償 却 累計額		7,637,147	
放 送 機 償 却 累計額	85,221,907			受 信 料 前 受 金		47,409,788	
放 送 機 償 却 累計額	△ 18,005,071	17,216,886		そ の 他 の 流 動 負 債 計 額		1,421,912	
車 両 償 却 累計額	4,918,815			固 定 負債		63,965,847	18.5
車 両 償 却 累計額	△ 3,869,384	1,249,481		放 送 機 償 却 累計額		48,000,000	
器 具 償 却 累計額	1,345,405			長 期 借 入 金		30,507,000	
器 具 償 却 累計額	△ 943,574	401,731		退 還 手 当 引 当 金		15,600,000	
土 地 償 却 累計額		21,913,213		固 定 負債 合 計		94,107,000	27.2
放 送 機 屋 建 設 仮 勘 定		4,811,146		(負債の部)		163,072,347	45.7
そ の 他 の 建 設 仮 勘 定		6,352,690		資 本		165,160,134	
有 形 固 定 資産 合 計		223,894,960	64.7	承 継 資 本		163,375	
無 形 固 定 資産 合 計		8,202,181		固 定 資産 充 当 資 本		164,996,759	
無 形 固 定 資産 合 計		8,202,181	2.4	繰 上 金		16,692,676	
出 資 そ の 他 の 預 金		4,000,000		繰 上 金		18,692,676	
長 期 保 有 有 価 証 券		24,210,327		繰 上 金		5,804,651	
出 資 前 払 費 用		1,506,042		繰 上 金		187,657,461	54.3
出 資 前 払 費 用		23,944		繰 上 金		345,730,308	100.0
出 資 そ の 他 の 資産 合 計		29,740,313	8.6				
固 定 資産 合 計		261,887,454	75.7				
特 定 資産 合 計		17,427,000					
放 送 機 償 却 累計額		17,427,000	5.0				
放 送 機 償 却 累計額		88,328					
放 送 機 償 却 累計額		188,813					
放 送 機 償 却 累計額		272,139	0.1				
放 送 機 償 却 累計額		345,730,308	100.0				

3 昭和61年度損益計算書

損益計算書
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで

科 目		金 額
経常事業収入	経常事業収入	341,651,883
	受取金	1,578,182
	受取金	2,987,425
	受取金	81,561,446
	受取金	2,388,489
	受取金	35,765,974
	受取金	1,185,544
	受取金	1,509,458
	受取金	3,768,023
	受取金	116,087,068
経常事業支出	経常事業支出	340,724,279
	経常事業支出	81,561,446
	経常事業支出	2,388,489
	経常事業支出	35,765,974
	経常事業支出	1,185,544
	経常事業支出	1,509,458
	経常事業支出	3,768,023
	経常事業支出	116,087,068
	経常事業支出	33,810,408
	経常事業支出	9,484,171
経常事業外収入	経常事業外収入	5,208,199
	経常事業外収入	5,208,199
	経常事業外収入	5,208,199
	経常事業外収入	5,208,199
	経常事業外収入	5,208,199
	経常事業外収入	5,208,199
	経常事業外収入	5,208,199
	経常事業外収入	5,208,199
	経常事業外収入	5,208,199
	経常事業外収入	5,208,199
経常事業外支出	経常事業外支出	7,783,855
	経常事業外支出	7,783,855
	経常事業外支出	7,783,855
	経常事業外支出	7,783,855
	経常事業外支出	7,783,855
	経常事業外支出	7,783,855
	経常事業外支出	7,783,855
	経常事業外支出	7,783,855
	経常事業外支出	7,783,855
	経常事業外支出	7,783,855
特別収入	特別収入	348,172
	特別収入	348,172
	特別収入	348,172
	特別収入	348,172
	特別収入	348,172
	特別収入	348,172
	特別収入	348,172
	特別収入	348,172
	特別収入	348,172
	特別収入	348,172
特別支出	特別支出	1,280,287
	特別支出	1,280,287
	特別支出	1,280,287
	特別支出	1,280,287
	特別支出	1,280,287
	特別支出	1,280,287
	特別支出	1,280,287
	特別支出	1,280,287
	特別支出	1,280,287
	特別支出	1,280,287

別 項		金 額
固定資産受贈益	固定資産受贈益	59,725
	固定資産受贈益	10,008
	固定資産受贈益	882,357
	固定資産受贈益	3,209,461
	固定資産受贈益	575,396
	固定資産受贈益	183,816
	固定資産受贈益	282,084
	固定資産受贈益	2,168,185
	固定資産受贈益	5,804,651
	固定資産受贈益	5,804,651
固定資産売却損	固定資産売却損	5,804,651
	固定資産売却損	5,804,651
	固定資産売却損	5,804,651
	固定資産売却損	5,804,651
	固定資産売却損	5,804,651
	固定資産売却損	5,804,651
	固定資産売却損	5,804,651
	固定資産売却損	5,804,651
	固定資産売却損	5,804,651
	固定資産売却損	5,804,651

4 昭和61年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和61年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、昭和61年度の事業運営において、昭和59年度を初年度とする3か年の経営計画の最終年度としての課題を果たすとともに、昭和61年度事業計画に基づき、収入の確保を図り、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努めた。

当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表とで、資本総額は1,876億5,746万1千円で、このうち当期事業収支差金は58億465万1千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書と経常事業収入3,460億6,748万円に対し、経常事業支出は3,407億3,427万9千円で、差し引き経常事業収支差金は53億3,320万1千円であり、これに経常事業外収支差金24億65万4千円を加えた経常収支差金は77億3,385万5千円である。

これに特別収入12億8,025万7千円を加え、特別支出32億946万1千円を差し引いた当期事業収支差金は58億465万1千円である。

なお、この当期事業収支差金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

当年度末における資産、負債及び資本の状況と当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分	昭和60年度末	昭和61年度末	増	減
現金及び預金	14,880,722	15,538,163	△	657,441
受取利息証券	1,985,897	1,422,753	△	573,144
有価証券	35,021,885	40,643,470	△	5,621,576
貯蓄	43,198	39,244	△	3,954
前払費用	4,186,123	4,318,401		132,278
未収	3,161,830	3,187,013		25,183
その他の流動資産	972,776	1,043,671		70,895
流動資産合計	60,282,441	66,183,715		5,901,274
有形固定資産	218,812,082	223,384,960		5,582,928
建物	62,538,630	64,505,743		1,967,113
構築物	29,137,386	28,732,795	△	405,101
機械及び装置	70,973,445	73,711,325		7,737,880
運搬具	7,951,308	17,216,883		9,265,523
車両及び運搬具	1,574,384	1,249,481	△	124,913
器具	413,142	401,731	△	14,411
土地	21,519,379	21,913,213		393,834
放送衛星施設	17,303,551	4,511,146	△	12,997,405
その他の建設仮勘定	4,592,287	6,352,680	△	230,597
無形固定資産	1,130,153	8,202,181	△	7,072,028
出資その他の資産	36,471,176	23,740,313	△	6,730,863
長期保有有価証券	31,540,102	24,210,327	△	4,000,000
長期前払費用	1,362,042	1,506,042		7,333,775
長期前払費用	3,560,082	23,944	△	144,000
固定資産合計	255,913,361	231,337,454		5,924,083
特種貸借対照表	(4.9)	(5.0)		981,000
放送債券発行費	185,783	83,326	△	52,457
放送債券発行差金	219,554	183,313	△	30,741

繰延資産合計	(0.1)	(0.1)	△	83,193
一年以内に返済する金	355,337	272,133		12,763,163
一年以上以内に返済する金	(100.0)	(100.0)		
繰延資産合計	355,337	272,133		
負債				
一年以内に返済する金	4,007,000	4,487,000	△	480,000
一年以上以内に返済する金	4,120,000	3,010,000	△	1,110,000
受取利息証券	7,225,837	7,637,147		411,310
有価証券	45,458,132	47,408,783		1,951,656
その他の流動負債	1,510,380	1,421,912	△	88,443
流動負債合計	62,321,329	63,965,947		1,644,518
放送債券	43,010,000	43,000,000		10,000
長期借入金	25,193,000	30,507,000		5,314,000
退職手当引当金	15,600,000	15,600,000		0
固定負債合計	88,303,000	94,107,000		5,804,000
負債合計	151,124,329	158,072,947		6,948,513
資本				
資本	147,333,134	165,160,134		17,462,000
繰上金	163,375	163,375		0
固定資産充当資本	147,534,759	164,986,759		17,462,000
剰余金	19,060,535	16,682,976	△	1,367,919
繰上金	18,060,535	16,682,976	△	1,367,919
当期事業収支差金	16,094,081	5,804,651	△	10,289,430
資本合計	(54.6)	(54.3)		5,804,651
負債資本合計	181,852,910	187,657,461		5,804,651
負債資本合計	332,977,139	345,730,303		12,763,163

(注) () 内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の3,329億7,713万9千円に比べ127億5,316万9千円増加し、3,457億3,030万8千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和60年度末	昭和61年度末	増	減
流動資産	60,282,441	66,183,715	18.2	5,901,274
固定資産	255,913,361	231,337,454	75.7	5,924,083
特種資産	16,446,000	17,427,000	5.0	981,000

繰延資産	355,387	0.1	272,139	0.1	△	83,198
合計	332,977,139	100.0	345,730,308	100.0		12,753,169

(7) 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の602億6,244万1千円に比へ59億3,127万4千円増加し、661億9,371万5千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和60年度末	昭和61年度末	増	減
現金及び預り金	14,880,722	15,538,168	△	657,441
債権	1,985,897	1,422,758	△	573,144
貸付金	35,021,895	40,643,470		5,621,575
有価証券	43,198	39,244	△	3,954
前払費用	4,186,123	4,319,401		133,278
その他の流動資産	3,161,890	3,187,013		25,183
	872,776	1,043,671		70,895
合 計	60,262,441	66,193,715		5,931,274

注1 現金及び預金

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要
現金	90,588		
預金	15,447,625		定期預金はか
合計	15,538,168		

注2 受信料未収金

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要
受信料未収金	11,429,758		当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	△	10,007,000	翌年度における収納不能見込額
合計	1,422,758		

注3 有価証券

(単位 千円)

区	分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘	要
国債	債価	19,641,000	19,794,202	19,794,202	長期信用債券はか	
金府	債価	10,521,989	10,521,989	10,521,989	公営企業債券はか	
府	証	4,600,000	4,549,750	4,549,750	東京都公債はか	
政	債価	724,010	721,719	721,719	電力債券はか	
地	債価	5,100,000	5,065,750	5,065,750		
事						
合	計	40,563,989	40,643,470	40,643,470		

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4 貯蔵品

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要
放送記念品	39,244		放送出演記念用ボールペンほか

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5 前払費用

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要
翌年度番組関係費	2,913,271		翌年度放送テレビ番組「独眼竜政宗」等番組制作経費
翌年度受信料収納費	555,619		受信料前受金に対応する収納事務費
長期借入金利息	194,145		長期借入金の翌年度分利息
その他の前払費用	655,366		営業所等翌年度分賃借料ほか
合計	4,319,401		

注6 未収金

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要
有価証券等利息	878,641		国債等の当年度分利息
その他の未収金	2,297,372		国際放送関係交付金第4・四半期分ほか
合計	3,187,013		

注7 その他の流動資産

区	分	金	額	摘	要
差入保証金		808,636		建物賃借保証金ほか	
仮払金		236,036		諸立替私金	
合 計		1,044,671			

(単位 千円)

(イ) 固定資産

(単位 千円)

区	分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	減価償却累計額	引当金
有形固定資産	建物	474,127,149	62,560,480	33,442,531	503,245,098	279,340,088	222,894,980
	構築物	97,661,326	4,258,707	983,186	100,936,847	36,431,104	64,505,743
	機械及び装置	75,239,131	3,740,347	1,292,598	77,687,880	43,954,585	28,782,793
	運搬器具	230,122,834	29,713,013	9,788,202	250,047,645	171,396,320	78,711,325
	放送機	19,042,118	16,173,789	0	35,221,907	13,005,071	17,216,836
	車両及び運搬具	4,814,715	422,077	317,977	4,918,815	3,669,334	1,249,481
	土地	1,326,808	48,256	23,639	1,345,405	943,674	401,731
	放送衛星建設仮勘定	21,519,379	406,940	13,106	21,913,213	—	21,913,213
	その他の建設仮勘定	17,808,551	1,734,364	14,731,769	4,811,146	—	4,811,146
無形固定資産		6,562,287	6,046,487	6,236,084	6,352,690	—	6,352,690
		2,391,250	7,197,773	127,531	9,461,492	1,259,311	8,202,181
(有形・無形固定資産計)		476,518,399	69,748,253	33,570,112	512,696,540	280,599,399	232,097,141
出資その他の資産		38,471,176	10,692,225	17,423,088	29,740,313	—	29,740,313
長期預金		0	4,000,000	0	4,000,000	—	4,000,000
長期保有有価証券		31,549,102	6,548,225	13,887,000	24,210,327	—	24,210,327
出 資		1,362,042	144,000	0	1,506,042	—	1,506,042
長期前払費用		3,560,032	0	8,536,088	23,044	—	23,944
合 計		512,989,575	80,440,478	50,993,200	542,436,853	280,599,399	261,837,454

注1 有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、48,659,875千円であり、その内容は次のとおりである。

新放送施設の整備 (衛星放送設備の整備、テレビジョン文字多重放送設備の整備等) 5,950,505千円

テレビジョン、ラジオ放送網の整備 (総合放送6局、教育放送6局、中波第1放送3局、FM放送2局の開設、放送装置の更新等) 15,391,741千円

番組設備の整備 (地域放送充実のための機器の整備等) 22,568,855千円

注2 当年度末のその他の建設仮勘定残高6,352,690千円の内容は、国際放送送信設備整備3,010,590千円、放送センターのニュース関係施設整備等3,342,100千円である。

注3 当年度末の無形固定資産残高8,202,181千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権8,162,267千円、地上権9,914千円である。

注4 当年度末の長期預金残高4,000,000千円の内容は、特定金銭信託である。

注5 長期保有有価証券

(単位 千円)

区	分	券面総額	取得価額	償付金	摘要
国債	債	5,180,000	5,117,461	5,117,461	長期信用債券ほか
金融債	債	5,070,241	5,070,241	5,070,241	公営企業債券ほか
政府保証債	債	2,000,000	1,976,250	1,976,250	電力債券ほか
事業債	債	3,348,900	3,325,289	3,325,289	米田財務省証券
外債	債	50,000	8,721,086	8,721,086	
合 計		15,599,141	24,210,327	24,210,327	

上記有価証券の償付対照表計上額は、原価法により算出している。

注6 出 資

(単位 千円)

出 資	先	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	株の額	当年度末出資株式数
通信・放送衛星機構		1,127,542	0	0	1,127,542	—	—
関連事業に対する出資		234,500	144,000	0	378,500	—	—
例NHK放送情報サービス		80,000	0	0	80,000	50,000円	1,600株
例NHK美術センター		8,000	0	0	8,000	500円	16,000株
例日本放送出版協会		6,500	0	0	6,500	50円	130,000株
全日本テレビサービス例		5,000	0	0	5,000	500円	10,000株
例NHKテクノカルサービス		26,000	44,000	0	70,000	50,000円	1,400株

キャブテレサービス㈱	2,000	0	0	2,000	50,000円	40株
㈱NHKエンタープライズ	55,000	80,000	0	135,000	50,000円	2,700株
㈱NHKコンピューターサービス	22,000	0	0	22,000	50,000円	440株
㈱日本文字放送	20,000	0	0	20,000	50,000円	400株
㈱近畿文字放送	10,000	0	0	10,000	50,000円	200株
㈱中部文字放送	0	20,000	0	20,000	50,000円	400株
合 計	1,362,042	144,000	0	1,506,042	—	—

上記出資は、放送法第9条の3に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。

(ウ) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和60年度末	昭和61年度	
		増	減
放送債券償還積立資産	16,446,000	5,101,000	4,420,000
			17,427,000

(エ) 繰延資産

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の3億5,533万7千円に比べ8,319万8千円減少し、2億7,213万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和60年度末	昭和61年度末	増 減
放送債券発行費	185,783	83,326	△
放送債券発行整金	219,554	189,818	△
合 計	365,337	272,139	△
			83,198

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の1,511億2,432万9千円に比べ69億4,851万8千円増加し、1,580億7,284万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和60年度末		昭和61年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動負債	62,321,329	41.2	63,965,847	40.5	1,644,518
固定負債	88,803,000	58.8	94,107,000	59.5	5,304,000
合 計	151,124,329	100.0	158,072,847	100.0	6,948,518

(フ) 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の623億2,132万9千円に比べ16億4,451万8千円増加し、639億6,584万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和60年度末	昭和61年度末	増 減
一年以内に返済する長期借入金	4,007,000	4,487,000	480,000
一年以内に償還する放送債券未払金	4,120,000	3,010,000	△
受 信 料 前 受 金	7,225,887	7,687,147	461,260
その他の流動負債	45,458,132	47,409,788	1,951,656
合 計	1,510,380	1,421,912	△
			88,448
	62,321,329	63,965,847	1,644,518

注 1 未払金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
契約収納事務費	1,570,602	3月分受信契約取次・受信料収納事務費
放送債券利息	850,861	放送債券の当年度分利息
その他の未払金	5,715,694	3月分電力料ほか
合 計	7,687,147	

注 2 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信料前受金	47,409,788	翌年度分受信料の収納額

注 3 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前 受 取 益 金	70,825	技術協力料ほか
預 り 受 金	42,378	集金委託保証金ほか
仮 受 金	1,309,208	源泉徴収所得税ほか
合 計	1,421,912	

(イ) 固定負債
当年度末の固定負債は、前年度末の888億300万円に比べ53億400万円増加し、941億700万円となり、その内容は下表のとおりである。

区 分	昭 和 60 年 度 末	昭 和 61 年 度 末	増 減
放 送 債 券	48,010,000	48,000,000	△ 10,000
長 期 借 入 金	25,188,000	30,507,000	5,314,000
退 職 手 当 引 当 金	15,600,000	15,600,000	0
合 計	88,800,000	94,107,000	5,304,000

注 1 放送債券 (単位 千円)

区 分	昭 和 60 年 度 末	発 行 額	償 還 額	相 替 額	年 度 末
固定負債・放送債券	48,010,000	3,000,000	—	△ 3,010,000	48,000,000
流動負債・一年以内 に償還する放送債券	4,120,000	—	4,120,000	3,010,000	3,010,000
合 計	52,130,000	3,000,000	4,120,000	0	51,010,000

注 2 長期借入金 (単位 千円)

区 分	昭 和 60 年 度 末	借 入 額	返 済 額	相 替 額	年 度 末
固定負債・長期借入金	25,188,000	9,801,000	—	△ 4,487,000	30,507,000
流動負債・一年以内 に返済する長期借入金	4,007,000	—	4,007,000	4,487,000	4,487,000
合 計	29,200,000	9,801,000	4,007,000	—	34,984,000

上記長期借入金の昭和61年度末残高34,994,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行20,298,000千円、富士銀行3,848,000千円、住友銀行3,848,000千円、三菱銀行2,450,000千円、三井銀行2,450,000千円、三和銀行1,400,000千円、日本長期信用銀行700,000千円である。

ウ 資本の部
当年度末の資本の部の総額は、前年度末の1,818億5,281万円に比べ58億465万1千円増加し、1,876億5,746万1千円となり、その内容は下表のとおりである。

区 分	昭 和 60 年 度 末	昭 和 61 年 度 末	増 減
資 本	147,688,134	165,160,134	17,462,000
積 立 金	18,080,595	16,692,676	△ 1,367,919
当期事業収支差金	16,094,081	5,804,651	△ 10,289,430
合 計	181,862,810	187,657,461	5,804,651

(イ) 資 本 (単位 千円)

区 分	昭 和 60 年 度 末	昭 和 61 年 度 末	増 減
承 継 資 本	163,375	163,375	0
固定資産充当資本	147,684,769	164,896,769	17,462,000
合 計	147,898,134	165,160,134	17,462,000

承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。
当年度末の固定資産充当資本は1,649億9,675万9千円であり、その内容は次のとおりである。
固定資産再評価益の資本組み入れ額 30億8,857万7千円
資本支出に充当し固定資産化されたものの累積額 1,619億818万2千円

(イ) 積立金 (単位 千円)

区 分	昭 和 60 年 度 末	昭 和 61 年 度 末	増 減
繰 越 利 余 金	18,060,595	16,692,676	△ 1,367,919

当年度末の繰越剰余金166億9,267万6千円は、過年度の当期事業収支差金のうち、財政安定のための繰越額である。

(イ) 当期事業収支差金 (単位 千円)

区 分	昭 和 60 年 度 末	昭 和 61 年 度 末	増 減
当期事業収支差金	16,094,081	5,804,651	△ 10,289,430

当年度末の当期事業収支差金58億465万1千円は、当年度発生した財政安定のための繰越額である。

(単位 千円)

経常収支差金	(5.0) 16,992,127	(2.2) 7,733,855	△	9,198,272
資本支出充当金	8,354,000	0	△	8,354,000
当 期 本 支 出 余 金	8,578,127	7,733,855	△	844,272
特 別 収 入	(0.1) 514,839	(0.4) 1,230,257		765,918
固定資産売却益	469,300	348,172	△	121,128
固定資産受贈益	37,140	59,725		22,585
過年度損益修正益	7,899	10,003		2,104
その他の特別収入	0	862,357		862,357
特 別 支 出	(0.4) 1,352,355	(0.9) 3,209,451		1,857,076
固定資産売却損	702,006	575,396	△	126,610
固定資産除却損	142,990	183,316		40,826
過年度損益修正損	107,389	282,054		174,675
その他の特別支出	400,000	2,168,185		1,768,185
当 期 本 業 収 支 差 金	(4.7) 16,094,051	(1.7) 5,304,651	△	10,239,430
資本支出充当金	8,354,000	0	△	8,354,000
資本支出余金	7,740,051	5,304,651	△	1,985,450

了 經常事業収支

経常事業収支差金は53億3,320万1千円である。

ば、経常事業収入は53億897万9千円、経常事業支出は149億4,414万9千円の増加である。

(7) 經常事業收入

經常事業収入の増加は、主として受信契約件数の増加に伴う受信料収入の増加によるものである。その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	増	減
受 信 料 入	387,080,498	341,551,883		4,528,615
交 付 金 収 入	1,248,209	1,578,192		329,983
副 次 収 入	2,488,799	2,987,425		498,626
合 計	840,797,501	846,067,480		5,269,979

注 1 受信料

(単位 千円)

区 分	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	増	減
普 通 受 信 料	13,484,901	12,863,005	△	621,896
カ ラ - 受 信 料	828,445,882	828,688,858		5,142,976
合 計	841,930,783	841,551,863		4,378,920

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区 分	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	増	減
普 通 受 信 料	1,914	88	△	1,826
カ ラ - 受 信 料	1,826			1,826
合 計	3,740			3,740

注 2 交付金収入

(単位 千円)

区 分	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	増	減
国 際 放 送 関 係 交 付 金	1,280,884	1,280,884		0
選 挙 放 送 関 係 交 付 金	3,375	338,358		334,983
合 計	1,284,259	1,619,242		334,983

注 3 副次収入

(単位 千円)

区 分	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	増	減
放 送 番 組 の 多 角 的 活 用	514,527	796,188		281,661
放 送 番 組 テ キ ス ト の 出 版	1,179,240	1,198,160		18,920
技 術 協 力 ・ 特 許 実 施 研 究	407,822	428,812		20,990
N H K ホ ー ル 外 部 利 用	310,927	381,102		70,175
番 組 コ ン テ ン ツ 外 資 金 等	76,783	138,673		61,890
合 計	2,488,799	2,897,425		408,626

(イ) 経常事業支出

昭和61年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	増	減
国 内 放 送 費	89,476,688	91,561,446		2,084,758
国 際 放 送 費	2,329,662	2,393,469		63,807
契 約 対 策 費	35,097,830	35,795,974		698,144
受 信 報 告 費	1,205,804	1,185,544	△	20,260
広 告 費	1,575,818	1,508,458	△	67,360
調 査 費	8,804,620	8,798,023	△	6,597
給 与 費	111,794,597	116,087,058		4,292,461
職 手 当 料 費	32,728,995	33,810,408		1,081,413
一 般 管 理 費	8,814,475	9,484,171		669,696
減 価 償 却 費	29,148,081	35,261,728		6,113,647
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	9,774,000	10,007,000		233,000
合 計	325,750,130	340,734,279		14,984,149

注1 国内放送費

(単位 千円)

区	分	昭和60年度	昭和61年度	増	減
番組運用施設費		59,457,274	61,598,978		2,141,704
番組運用施設費		22,071,354	21,789,286	△	272,068
番組運用施設費		7,948,010	8,163,182		215,172
合 計		89,476,638	91,551,446		2,084,808

注2 国際放送費

(単位 千円)

区	分	昭和60年度	昭和61年度	増	減
番組運用施設費		1,131,786	1,179,628		47,842
番組運用施設費		177,467	35,010	△	142,457
番組運用施設費		1,020,409	1,178,981		158,572
合 計		2,329,662	2,393,619		63,957

注3 契約収納費

(単位 千円)

区	分	昭和60年度	昭和61年度	増	減
契約収納費		3,474,770	3,683,670		208,900
契約収納費		24,993,028	25,347,085		354,058
契約収納費		6,629,822	6,735,218		105,396
合 計		35,097,620	35,765,974		668,354

注4 受信対策費

(単位 千円)

区	分	昭和60年度	昭和61年度	増	減
受信対策推進費		285,105	245,450		10,345
受信対策推進費		870,499	940,094	△	30,405
合 計		1,205,604	1,185,544	△	20,060

注5 広報費

(単位 千円)

区	分	昭和60年度	昭和61年度	増	減
視聴者意向収集費		815,707	809,686	△	6,121
広報推進費		769,111	699,872	△	69,239
合 計		1,575,818	1,509,558	△	66,260

注6 調査研究費

(単位 千円)

区	分	昭和60年度	昭和61年度	増	減
番組調査研究費		897,587	885,502	△	12,085
番組調査研究費		2,907,023	2,982,621	△	24,592
合 計		3,804,610	3,768,123	△	36,487

注7 給与

(単位 千円)

区	分	昭和60年度	昭和61年度	増	減
給与		111,794,597	116,057,068		4,262,471

上記昭和61年度給与の内容は、職員給与1,158億1,373万8千円、常勤役員報酬2億2,332万円である。

注8 退職手当・厚生費

(単位 千円)

区	分	昭和60年度	昭和61年度	増	減
退職手当・厚生費		32,728,995	33,610,408		1,081,413

上記昭和61年度退職手当・厚生費の内容は、厚生保健費180億196万7千円、退職手当158億844万1千円である。

注9 一般管理費

(単位 千円)

区	分	昭和60年度	昭和61年度	増	減
一般管理費		8,614,475	9,484,171		619,696

上記昭和61年度一般管理費の内容は、施設管理費56億8,686万6千円、職員管理費その他37億4,730万5千円である。

注10 減価償却費

(単位 千円)

区 分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	帳簿価額	償却率
有形固定資産	470,157,999	35,136,134	279,340,088	190,817,911	59.4
建物	100,936,847	2,213,249	36,431,104	64,505,743	36.1
構築物	77,687,380	4,034,564	48,964,585	28,722,795	33.0
機械及び装置	250,047,645	21,392,471	171,336,320	78,711,325	31.5
運搬工具	35,221,907	6,914,261	18,005,071	17,216,836	51.1
車両及び運搬具	4,918,815	520,956	3,669,334	1,249,481	74.6
無形固定資産	1,345,405	60,683	943,674	401,731	70.1
施設	9,421,573	125,544	1,259,311	8,162,267	13.4
計	9,421,573	125,544	1,259,311	8,162,267	13.4
合 計	479,579,577	35,261,728	280,599,399	198,980,178	58.5

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械及び装置・放送衛星・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出してゐる。

イ 経常事業外収支

経常事業外収入は76億385万3千円であり、経常事業外支出は52億319万9千円であり、差し引き経常事業外収支差金は24億65万4千円である。その内容は次表のとおりである。

(ア) 経常事業外収入

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	昭和61年度	増 減
財 務 収 入	6,780,449	7,037,225	256,776
雑 収 入	413,386	566,628	153,242
合 計	7,193,835	7,603,853	410,018

注 財務収入

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	昭和61年度	増 減
受 取 利 息	6,778,399	7,035,140	256,741
受 取 配 当 金	2,080	2,085	5
合 計	6,780,449	7,037,225	256,776

(イ) 経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	昭和61年度	増 減
財 務 費 用	5,274,029	5,203,199	△ 70,830
支払 利 息	4,986,241	4,982,211	△ 4,030
放送機券発行償還経費	277,788	220,988	△ 56,800

ア 特別収支

固定資産売却益等の特別収入は12億8,025万7千円であり、固定資産売却損等の特別支出は32億946万1千円であり、その内容は次表のとおりである。

(ア) 特別収入

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
固 定 資 産 売 却 益	348,172	
固 定 資 産 受 贈 益	59,725	
過 年 度 損 益 修 正 益	10,008	固定資産の造成による評価益
そ の 他 の 特 別 収 入	882,357	放送衛星2号一b打ち上げ保険料無事故戻し金
合 計	1,290,257	

(イ) 特別支出

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
固 定 資 産 売 却 損	576,396	
固 定 資 産 除 却 損	188,816	
過 年 度 損 益 修 正 損	282,004	昭和60年度分未収受領料欠損額確定に伴う修正損
そ の 他 の 特 別 支 出	2,168,185	放送衛星2号一b打ち上げ保険料償却
合 計	3,209,401	

エ 当期事業収支差金

経常事業収支差金は53億3,320万1千円に経常事業外収支差金24億65万4千円を加えた経常収支差金は77億3,385万5千円である。これに、特別収入12億8,025万7千円を加え、特別支出32億946万1千円を差し引いた当期事業収支差金は58億465万1千円である。

なお、この当期事業収支差金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

3 主たる設備の状況
当年度末における主たる設備の状況は下表のとおりである。

区 分	土 地		建 物		機械及び装置	放 送 衛 星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面 積	金 額	面 積	金 額				
放 送 会 館	363,558	10,674,006	521,825	41,046,968	56,077,920	—	3,153,837	110,962,720
(うち、放送センター)	(82,650)	(5,079,536)	(198,087)	(19,702,115)	(22,314,935)	(—)	(711,111)	(47,807,697)
テレビジョン放送所	562,856	580,838	50,929	3,756,160	13,330,789	—	8,126,170	26,788,957
ラジオ放送所	2,186,786	6,806,955	38,478	5,327,971	6,558,201	—	4,424,249	23,117,376
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	—	13,733,384	13,733,384
放 送 衛 星 設 施	—	—	—	—	—	17,216,836	—	17,216,836
そ の 他 の 施 設	2,250,031	3,851,415	273,540	14,374,654	2,744,415	—	946,367	21,916,851
合 計	5,353,231	21,913,213	884,772	64,506,743	78,711,325	17,216,836	30,384,007	212,731,124

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化調査研究所、通信部等である。
注2 その他の固定資産は構築物・車両及び運搬具・器具である。

4 収入支出の決算の状況

(1) 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

(2) 予算総則の適用

ア 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用	14億3,204万1千円
イ 予算が不足する項及び金額	
一般管理費	6,600万円、特別支出 13億6,604万1千円
ロ 他へ流用する項及び金額	
国内放送費	6億4,000万円、減価償却費 3,700万円、財務費 7億5,504万1千円
イ 予算総則第5条第1項に基づく翌年度への建設費予算の繰り越し	24億2,755万9千円
放送センターのニューズ関係施設整備経費	15億737万円
放送衛星2号ーロ製作・打ち上げ経費	6億 953万4千円
国際放送送信施設整備経費	11億7,922万1千円
放送センターのニューズ関係施設整備経費	8億 635万8千円
エ 予算総則第6条に基づく予備費の使用	
ロ 衆参同日選挙の開票速報及び世論調査経費 (国内放送費)	2億2,908万9千円
イ 台風等による被害施設の復旧対策経費 (国内放送費、受信対策費、一般管理費)	2億9,520万4千円
ロ 昭和60年度分未収受信料欠損額の増による予算の不足 (特別支出)	2億8,206万5千円

減価償却費	35,300,000	△	37,000	0	0	0	△	37,000	35,263,000	35,261,728	1,272
財務特別支出費	5,959,412	△	755,041	0	0	0	△	755,041	5,204,371	5,203,199	1,172
	699,000		1,386,041	282,065	862,357	0	2,510,468	3,209,468	3,209,461	0	2
事業収支差金	2,500,000		0	806,358	0	0	△	806,358	1,693,642	1,693,642	
	0		0	0	0	0	0	0	5,804,651	△	5,804,651

債務償還額	9,922,000	0	0	0	0	0	0	9,922,000	9,108,000	814,000
収支過不足額	△ 9,922,000	0	0	0	0	0	0	△ 9,922,000	8,303,949	△ 6,618,651

(資本収支)

款	項	予算額			決算額 (4)	繰越額 (5)	予算残額 (3)-(4)-(5)
		当 初 額 (1)	予算総則に基つて増減額 (第5条第2項繰越)				
			合 計 (1)+(2) (3)				
資本収入	前期繰越金受入れ	83,242,000 千円	3,296,125 千円	86,538,125 千円	62,033,919 千円	2,427,559 千円	2,076,647 千円
	減価償却資金受入れ	9,922,000	0	9,922,000	9,108,000	0	814,000
	資産受入れ	35,300,000	0	35,300,000	35,261,728	0	38,272
	放債債券還立資産受入れ	737,000	0	737,000	743,191	0	6,191
	放債債券還立資産受入れ	4,120,000	0	4,120,000	4,120,000	0	0
	放債債券還立資産受入れ	6,000,000	0	6,000,000	3,000,000	2,000,000	1,000,000
	長期借入金	7,163,000	3,296,125	10,459,125	9,801,000	427,559	280,566
	長期借入金	63,242,000	3,296,125	66,538,125	62,031,875	2,427,559	2,078,691
	長期借入金	49,000,000	3,296,125	52,296,125	48,659,875	2,427,559	1,208,691
	長期借入金	200,000	0	200,000	144,000	0	56,000
資本支出	放債債券還立資産受入れ	5,401,000	0	5,401,000	5,101,000	0	300,000
	放債債券還立資産受入れ	4,120,000	0	4,120,000	4,120,000	0	0
	放債債券還立資産受入れ	4,521,000	0	4,521,000	4,007,000	0	514,000
	長期借入金返還金	0	0	0	2,044	0	2,044
資本収支差金						△	

前期繰越金 25,932,584千円 (このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は25,375,102千円である。)

当年度使用額 △ 9,108,000千円 (債務償還に充当 △ 9,108,000千円)

当年度発生額 5,806,695千円 (事業収支差金5,804,651千円と資本収支差金2,044千円との合計額)

後期繰越金 22,631,279千円 (このうち、58年度からの繰越金443,574千円を合わせた翌年度以降の財政安定のための繰越金は22,497,327千円である。)

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案
通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「固定地点からの」及び「固定地点へ」を削り、「搭載する人工衛星」を「搭載する人工衛星（固定地点からの無線通信を受信して固定地点へその再送信を行うための無線設備を主として搭載するものに限る。）」に改める。

第五条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、機構の所有（他人と共同してするものに限る。以下この項及び第三十三条の二において同じ。）に係る放送衛星についての第二十八条第一項に規定する業務に必要な資金（当該所有に関し機構が負担すべき部分に限る。第三十三条の二において「衛星所有資金」という。）又はその他の必要な資金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

第二十一条第一項本文を次のように改める。

理事長の任期は、三年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第三十二条の見出しを「（財務諸表等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定による郵政大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を主たる事務所に備えて置かなければならない。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（区分経理）
第三十三條の二 機構は、その所有に係る放送衛星についての第二十八條第一項に規定する業務のうち第五條第三項の規定により衛星所有資金に充てるべきものとしてされた出資に係るもの

に係る経理（当該所有に係る部分に限る。）については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「衛星所有勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

第三十四条第一項中「残余の額」の下に「（衛星所有勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額）」を加え、同条に次の二項を加える。

3 機構は、衛星所有勘定において、第一項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第二項中「出資者原簿には」の下に「（衛星所有勘定に係る出資及びその他の一般の勘定（以下「一般勘定」という。）に係る出資ごとに）」を加える。

第四十二条第一項中「これを」を「当該残余財産の額のうち、衛星所有勘定に属する額に相当する額については国庫に納付し、一般勘定に属する額に相当する額については当該勘定に係る」に改め、同条第二項中「規定により」の下に「一般勘定に係る」を加える。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第二条第一号、第二十一条第一項及び第三十二条の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に通信・放送衛星機構に対してされた出資は、改正後の通信・放送衛星機構法第五條第三項に規定するその他の必要な資金に充てるべきものとしてされた出資とみなす。

3 第二十一条第一項の改正規定の施行の際現に通信・放送衛星機構の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

4 第二条第一号の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

（郵便為替法の一部改正）

第一条 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「外国郵便為替」を「国際郵便為替」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第十六条中「引換金を普通為替の下に」又は「電信為替」を、「送金する場合における普通為替証書」の下に「又は電信為替証書」を加える。

第二十六条の見出し中「納付」を「徴収」に改め、同条中「当該郵便為替の受取人」を「普通為替証書に表示すべき引換金の額」に改め、「これを」の下に「控除することにより、受取人から」を加える。

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二（電信為替の払渡方法の変更）

郵政省は、第九条第一項の規定による現金を交付してする払渡しの指定があつた電信為替（引換金を為替金として送金する場合の電信為替を除く。）において、受取人の請求があるときは、同項に規定する電信為替証書を発行してする払渡し又は現金を送達してする払渡しの取扱いをする。ただし、第三十七条の二の規定により電信為替証書を発行してこれを差出人に送達することとなる場合において

は、この限りでない。
前項の規定による取扱については、受取

人から省令で定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、電信為替証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第三十五条第一項中「差出人」を「差出人」に改め、「において」の下に「前条第一項の取扱いをする場合において受取人の請求があるときは省令で定める郵便局において」を加え、「まつて」を「待つて」に改め、同条第二項中「七日以内」を「省令で定める期間内」に改める。

第三十八条中「については」の下に「（第二十六条及び）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十六条及び第三十二条中「普通為替証書」とあるのは「電信為替証書」と、第二十六条中「指定」とあるのは「指定（為替金の払渡方法の指定を含む。）」と、「普通為替」とあるのは「電信為替」と、「郵便為替の料金（前条第三項の料金を含む。）」とあるのは「郵便為替の料金」と、「引換金の額」とあるのは「引換金の額又は受取人に交付し、若しくは送達すべき引換金の額」と読み替へるものとする。

（郵便振替法の一部改正）
第二条 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「外国郵便振替」を「国際郵便振替」に改める。

第二十五条中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。

第二十九条の見出し中「振替等」を「小切手の振出し」に改め、同条中「振替若しくは払出しを請求し、又は」を削る。

第三十八条第一項に次の一号を加える。

三 省令で定めるところにより払出金額に相当する現金を受取人に送達する方法

第四十二条の次に次の二条を加える。
第四十二条の二（払渡済みの通知） 通常現金払又は電信現金払の請求の際加入者が請求した

ときは、払出金を払い渡したときにその旨を当該加入者に通知する。

前項の規定による取扱いは、省令で定める額の通信料を納付しなければならない。

第四十二条の三(払渡済否の調査) 通常現金払又は電信現金払の請求をした加入者の請求があるときは、郵政省において払出金が払渡済みであるかどうかを調査してその結果を当該加入者に通知する。

前項の規定による取扱いは、第三十五条第二項の規定を準用する。

第四十三条の見出し中「もどし入れ」を「戻入れ」に改め、同条中「因り」を「より」に、「前条」を「第四十二条」に、「七日以内」を「省令で定める期間内」に改め、「口座所管庁において」を削り、「もどし入れる」を「戻し入れる」に改める。

第五十条の六の見出しを「(簡易払の取扱)を受ける預り金の計算上の特例」に改め、同条中「における当該口座についての第二十九条の規定の適用」を、「当該口座に係る振替払出し(当該支払通知書に係るものを除く。）」又はその後の支払通知書の発行」に改め、「当該口座の現在の計算上」を削り、「とする」を「として取り扱う」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、第二十九条の規定に基づく小切手の振出しの禁止に係る口座の現在の計算について準用する。

第五十五条中「その者を預り金残額の受取人として預り金残額を表示する払出証書を発行し、その払出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金」を「省令で定めるところによりその者を受取人として預り金残額」に改める。

第五十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「払込」を「払込み」に、「払出」を「払出し」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該口座の預り金(第五十条の六第一項

の規定により当該口座の預り金から既に払い出されたものとして取り扱われる金額があるときは、当該金額を控除した金額)の不足により、振替、払出し又は第五十条の三の規定による支払通知書の発行ができなかつたとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中郵便為替法第十六条及び第二十六条の改正規定、第三十四条の次に一条を加える改正規定並びに第三十五条第一項及び第三十八条の改正規定並びに第二条中郵便振替法第三十八条第一項に一号を加える改正規定及び第四十二条の次に二条を加える改正規定は、昭和六十三年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に口座の現在高を超えて振替又は払出しの請求をした加入者の除名については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に振替若しくは払出しの請求又は小切手の振出しをした場合における当該振替若しくは払出し又は当該小切手に係る小切手金額の払出しについては、改正後の郵便振替法第五十六条第一項第二号の規定は、適用しない。

(郵政省設置法の一部改正)

4 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第五十条第十七号中「外国郵便為替及び外国郵便振替」を「国際郵便為替及び国際郵便振替」に改める。

三月一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便年金法の一部を改正する法律案
一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「一定の年齢に達した後における」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に「年金受取人が年金支払開始年齢に達した日」を「前項に定める年金支払の事由が発生した日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の年金は、年金契約の効力が発生した日又は年金受取人がその年金契約に定める年金支払開始年齢に達した日以後における生存について支払うものとする。

第六条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項第六号中「払込期間、払込猶予期間その他掛金の払込み及びその」を「払込み及びその払込猶予期間並びに掛金の」に改め、同項第八号中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 年金契約の復活に関する事項
第十八条第二項第二号を次のように改める。

二 年金受取人が年金支払開始年齢に達した日以後における生存について年金の支払をする年金契約(以下「据置年金契約」という。)に

あつては、年金支払開始年齢
第十八条第二項第三号中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。

第二十六条第一項中「前日まで」の下に「(年金契約の効力が発生した日以後における生存について年金の支払をする年金契約(以下「即時年金契約」という。))にあつては、その申込みの時」を加える。

第二十八条第一項中「前日まで」の下に「(即時年金契約にあつては、その申込みの時)」を加える。

第二十九条の次に次の四条を加える。

(復活の申込み)

第二十九条の二 第十九条の場合には、据置年金契約の年金契約者は、その契約の失効後一年を経過する前に限り、その復活の申込みをすることができ、ただし、年金支払事由発生日以後においては、この限りでない。

(復活の効力発生)

第二十九条の三 据置年金契約の復活は、その申込みを承諾したときは、その申込みの日から効力を生ずる。

2 前項の場合においては、年金証書に年金契約復活の旨を記載する。

(復活の効果)
第二十九条の四 据置年金契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかつたものとみなす。

(準用規定)
第二十九条の五 据置年金契約の復活の場合には、第三十二条の規定を準用する。

第三十条中「年金契約者」を「据置年金契約の年金契約者」に改める。

第三十五条第一項中「前日まで」の下に「(据置年金契約の)を加え、年金契約において」を「据置年金契約において」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二十五号。以下「昭和五十六年改正法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第十一條を削る。

3 この法律による改正前の昭和五十六年改正法附則第十一條に規定する終身年金に係る郵便年金契約であつて、この法律の施行の際現に効力を有するものについては、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和63年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和63年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和63年度収支予算
予算総則

第1条 日本放送協会（以下「協会」という。）の昭和63年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、契約種別及び支払区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

この場合において、普通契約とは、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約をいい、カラー契約とは、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。また、訪問集金とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替以外の方法による支払をいい、口座振替とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によつて行う支払をいう。

契約種別	支払区分	月	額	6か月前払額		12か月前払額	
				訪問集金	口座振替	訪問集金	口座振替
普通契約	訪問集金		680円	3,820円		7,480円	
普通契約	口座振替		630円	3,540円		6,930円	
カラー契約	訪問集金		1,040円	5,850円		11,440円	
カラー契約	口座振替		990円	5,570円		10,890円	

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特例措置として、次の表に掲げるとおりとする。

契約種別	支払区分	月	額	6か月前払額		12か月前払額	
				訪問集金	口座振替	訪問集金	口座振替
普通契約	訪問集金		540円	3,040円		5,940円	
普通契約	口座振替		490円	2,750円		5,390円	
カラー契約	訪問集金		900円	5,060円		9,900円	
カラー契約	口座振替		850円	4,780円		9,350円	

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用

することができ

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 子備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 子備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より削減したときは、その増加額又は削減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前期繰越金が、本予算において予定する前期繰越金受入れの金額に比し増減したときは、経営委員会の議決を経て、借入金を増減し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てた経費を増減することができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替へることができる。

第10条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に関する経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関連ある経費の支出に充てることができる。

昭和63年度収支予算書 (単位 千円)

(事業収支)		昭和63年度収支予算書		(単位 千円)	
事業	収支	項目	金額	収入	支出
事業	収入	受取利息	340,042,648		
		交付金	1,469,185		
事業	支出	経費	2,823,000		
		経費	5,537,916		
事業	収入	経費	483,000		
		経費	740,000		
事業	支出	経費	363,541,076		
		経費	104,356,552		
事業	収入	経費	3,061,762		
		経費	37,981,579		
事業	支出	経費	1,226,059		
		経費	1,535,473		

調給退職手当・厚生費	3,962,537
一般管理費	121,781,630
減価償却費	36,157,782
特別債務	9,373,740
支費	36,580,000
出費	5,253,932
費	770,000
予備	1,500,000
事業収支差金	△ 12,445,327

(資本収支)		(単位 千円)	
款	項	金	額
資本収入			70,490,327
	前期繰越金受入れ		12,445,327
	減価償却受入れ		36,580,000
	資産売却受入れ		817,000
	放送債券償還積立資産戻入れ		3,430,000
	長期借入金		4,000,000
	長期借入金		13,218,000
資本支出			58,045,000
	建設費		44,000,000
	放送債券償還積立資産繰入れ		300,000
	放送債券償還金		5,457,000
	長期借入金返還金		3,430,000
	長期借入金返還金		4,858,000
資本収支差金			12,445,327

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、3,503億5,574万9千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、3,627億7,107万6千円であり、経常収支差金は、△124億1,532万7千円である。

事業収支差金△124億4,532万7千円については、昭和62年度以前からの繰越金124億4,532万7千円をもつて補てんする。

昭和63年度事業計画

1 計画概説

昭和63年度における日本放送協会の事業運営は、極めて厳しい財政状況にあるが、極力業務の合理的、効率的運営を徹底することにより、受信料の月額をなお前年度どおりに据え置くこととし、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすべれた放送の実施に努め、公共放送としての役割を果たすこととする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要望にこたえて全国あまねく

受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進め、ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

(3) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(4) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などの施策を効果的に推進する。

(5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。

(6) 調査研究については、ニューメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進して、企業効率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 放送及びその受信の進歩発展に必要な調査研究を行う法人等に対し出資を行う。

2 建設計画

建設計画については、衛星放送設備の整備に43億700万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に89億2,400万円、演播所の整備に約3億7,600万円、放送番組設備の整備に232億9,900万円、研究設備の整備等に70億9,400万円、総額440億円をもって施行する。

(1) 新放送施設整備計画

衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進める。

これに要する経費は、43億700万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

外国電波受信による離島等に対し、補完的に、1地区にテレビジョン局を建設するほか、1地区の建設に着手する。

また、県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の新しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、50億2,400万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

中波放送局については、4局の建設を行うほか、2局の建設に着手する。FM放送局については、2局を建設する。

また、老朽の新しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、39億円である。

(4) 演播所整備計画

老朽、狭い地方放送会館の整備については、名古屋放送会館の建設に着手し、大阪放送会館の整備を取り進める。

これらに要する経費は、3億7,600万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

非常災害時における報道機能の確保などを図るため、放送センターの老朽したニュース関係施設の改善整備を完了するとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作・送出用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、232億9,900万円である。

(6) 研究設備、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舍の整備等を行う。

これらに要する経費は、45億4,900万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、25億4,500万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、ニュース、報道・生活情報番組の刷新、特別企画番組の積極的編成に努める。また、音声多重放送、文字多重放送については、番組の充実を行う。教育放送は、1日18時間の放送時間により、学校教育をはじめ各種教育・教養番組を中心に編成し、番組の刷新を図る。

衛星放送については、第1テレビジョンは1日24時間の放送時間により、衛星放送の特性を生かし、地上放送とは異なった魅力ある番組編成を行う。第2テレビジョンは、1日19時間の放送時間とし、総合テレビジョンと教育テレビジョン番組の混合編成とする。

ラジオ放送においては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、各種生活情報を中心とする一般向け放送として、ニュース・生活情報を充実する。第2放送は、1日18時間30分の放送時間による教育番組を中心とした放送として、一般向け教育・教養番組を刷新する。また、FM放送は、定時放送時間を1時間拡充し、1日19時間の放送時間により、その特性を生かして音楽番組を中心に聴取対象をより明確にした編成を行う。

地域放送については、総合放送において、1日2時間、第1放送において、1日2時間30分、FM放送において、1日1時間50分の放送時間により実施することとし、各地域の特性に応じた番組を一層充実するとともに、総合放送において、大都市圏における放送サービスの充実を図る。放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

これらの番組関係に要する経費の総額は、742億2,798万3千円である。すなわち、番組制作に689億4,155万1千円、番組の編成企画その他に52億8,643万2千円である。

イ 放送施設の運用維持については、設備の増加に付随し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、301億2,859万9千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度951億4,830万4千円に対し、92億827万8千円の増額となり、総額1,043億5,658万2千円である。

(2) 国際放送

国際放送については、国内の新送信設備の全面運用開始に伴い、放送時間を3時間拡充し、1日43時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、海外中継については、新たに海外

放送機関との相互交換中継方式を導入して、効率的な受信改善に努める。

このため、前年度29億5,436万1千円に対し、1億740万1千円の増額となり、総額30億6,176万2千円である。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、営業活動の刷新と事務の効率化を推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、前年度365億4,093万9千円に対し、14億4,064万円の増額となり、総額379億8,157万9千円である。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の改善に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。

これに要する経費は、前年度11億8,867万7千円に対し、3,738万2千円の増額となり、総額12億2,605万9千円である。

(5) 広報

公共放送としての協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にし、受信料制度について視聴者の理解を得るため積極的な広報活動を行うとともに、衛星放送を中心としたニューメディアについての広報を一層推進する。

このため前年度14億7,678万円に対し、5,869万3千円の増額となり、総額15億3,547万3千円である。

(6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度39億6,194万2千円に対し、59万5千円の増額となり、総額39億6,253万7千円である。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職人員の増加等により、前年度349億4,311万5千円に対し、12億1,466万7千円の増額となり、総額361億5,778万2千円である。

(9) 一般管理

一般管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減を図ることにより、前年度94億8,039万8千円に対し、1億665万8千円の減額となり、総額93億7,374万円である。

(10) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費365億8千万円、支払利息、放送債券発行償還経費等の財務費52億5,393万2千円及び予備費15億円を計上する。

(11) 特別収入及び特別支出

固定資産売却益等の特別収入7億4,000万円及び固定資産売却損等の特別支出7億7,000万円を

計上する。

4 受信契約件数

(1) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	昭和63年度	昭和62年度	増	減
年度	初頭契約件数	1,606,000	1,736,000	△	130,000
年度	内新規契約件数	280,000	300,000	△	20,000
年度	内解約件数	410,000	430,000	△	20,000
年度	内増加契約件数	△ 130,000	△ 130,000		0

イ 受信料免除見込件数

区	分	昭和63年度	昭和62年度	増	減
年度	初頭免除件数	209,000	219,000	△	10,000
年度	内新規免除件数	4,000	4,000		0
年度	内解約件数	14,000	14,000		0
年度	内増加免除件数	△ 10,000	△ 10,000		0

(2) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	昭和63年度	昭和62年度	増	減
年度	初頭契約件数	29,893,000	29,333,000		560,000
年度	内新規契約件数	2,160,000	2,120,000		40,000
年度	内解約件数	1,600,000	1,560,000		40,000
年度	内増加契約件数	560,000	560,000		0

イ 受信料免除見込件数

区	分	昭和63年度	昭和62年度	増	減
年度	初頭免除件数	663,000	667,000		16,000
年度	内新規免除件数	56,000	56,000		0
年度	内解約件数	40,000	40,000		0
年度	内増加免除件数	16,000	16,000		0

(参考1)

有料契約見込総数

区	分	普通契約	カラー契約	契約総数
年度	初頭契約件数	1,606,000	29,893,000	31,499,000
年度	内増加契約件数	△ 130,000	560,000	430,000
年度	内増加契約件数	1,476,000	30,453,000	31,929,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	普通契約	カラー契約	契約総数
年度	初頭契約件数	16,000	228,000	244,000
年度	内増加契約件数	△ 1,000	6,000	5,000
年度	内増加契約件数	15,000	234,000	249,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度	初頭契約件数	738,000	868,000	1,606,000
年度	内増加契約件数	△ 130,000	0	△ 130,000
年度	内増加契約件数	608,000	868,000	1,476,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度	初頭契約件数	16,000	0	16,000
年度	内増加契約件数	△ 2,000	1,000	△ 1,000
年度	内増加契約件数	14,000	1,000	15,000

(2) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度	初頭契約件数	8,355,000	21,538,000	29,893,000
年度	内増加契約件数	△ 440,000	1,000,000	560,000
年度	内増加契約件数	7,915,000	22,538,000	30,453,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度	初頭契約件数	184,000	44,000	228,000
年度	内増加契約件数	△ 11,000	17,000	6,000
年度	内増加契約件数	173,000	61,000	234,000

5 要員計画

区	分	要員数
事業運営関係		15,054人
建設関係		270
合計		15,324

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内300人の純減を見込んだものである。

昭和63年度資金計画

1 資金計画の概要

昭和63年度収支予算及び事業計画に基づき本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額4,020億1,729万9千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額4,016億9,129万1千円をもつて施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算3,400億4,264万8千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収入納額3,378億3,237万1千円を予定する。

放送債券については、40億円発行による入金額39億8,000万円、長期借入金については、132億1,800万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入7億8,700万円、放送債券償還積立資産の戻入れ34億3,000万円、国際放送関係等交付金収入4億6,918万5千円、有価証券の売却25億2,700万円、受取利息その他の入金159億7,374万3千円を見込む。

以上により入金額は、総額4,020億1,729万9千円である。

3 出金の部

事業経費3,135億1,434万4千円、建設経費440億円、放送債券の償還34億3,000万円、長期借入金の返還48億5,800万円、出資3億円、放送債券償還積立資産への繰入れ54億5,700万円、有価証券の購入233億6,540万円、支払利息その他の出金67億6,654万7千円を合わせ出金額は、総額4,016億9,129万1千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	16,906,000	23,593,890	23,220,036	23,419,077	16,906,000
2 入 金	102,570,771	86,845,557	111,088,994	101,511,977	402,017,299
受 信 料	97,535,333	72,360,239	101,880,813	66,055,986	337,832,371
放 送 債 券	0	0	0	3,980,000	3,980,000
長 期 借 入 金	0	0	0	13,218,000	13,218,000
固定資産売却収入	124,750	124,750	412,750	124,750	787,000
放送債券償還積立資産戻入れ	0	0	0	3,430,000	3,430,000
交付金収入	364,366	367,714	369,388	367,717	1,469,185
有価証券売却	1,700,000	12,100,000	2,100,000	9,427,000	25,327,000
受取利息その他の入金	2,846,322	1,892,854	6,326,043	4,908,524	15,973,743
3 出 金	95,882,881	87,219,411	110,889,953	107,699,046	401,691,291
事業経費	73,702,729	70,866,855	90,361,408	78,583,352	313,514,344
建設経費	9,104,603	12,247,330	11,209,572	11,438,495	44,000,000
放送債券償還	0	0	600,000	2,830,000	3,430,000
長期借入金返還	0	0	0	4,858,000	4,858,000
長期借入金返還	110,000	100,000	50,000	40,000	300,000

放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	5,457,000	5,457,000
有価証券購入	12,200,000	1,500,000	7,895,400	1,770,000	23,365,400
支払利息その他の出金	765,549	2,505,226	773,573	2,732,199	6,766,547
4 期末資金有高	23,593,890	23,220,036	23,419,077	17,232,008	17,232,008

日本放送協会昭和63年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和63年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和63年2月

郵政大臣

日本放送協会昭和63年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和63年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものと認める。

なお、昭和63年度収支予算においては、事業収支における124億円の不足額を前年度までの繰越金124億円によつて補てんするほか、債務償還に必要な資金103億円の手当てを借入金によることとしており、協会の財政は、昭和62年度と比しても格段に厳しい状況に置かれている。

協会は、この厳しい現状とその打開の必要性を深く認識し、今後の協会の運営についての長期的展望に立つて、事業運営の刷新、効率化を推進し、経営の安定を図るために必要な具体的計画の策定を進めるとともに、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 協会は、営業活動の刷新を積極的に進めることにより、受信料収入の増加を図るとともに、全般的な効率化及び経費削減の徹底を図ることにより、昭和63年度の収支予算上見込まれている支出超過額を極力減少させるよう努めること。
- 2 協会は、衛星放送の効率的な実施に配慮しつつ、その普及、発達に資するよう努めること。
- 3 協会は、国際放送の重要性にかんがみ、八放送信所新設備の全面運用による放送の拡充等その充実・強化に努めること。

昭和六十三年四月七日印刷

昭和六十三年四月八日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

P